

包括外部監査の結果報告書

「水道事業」の財務事務及び経営管理について

倉敷市包括外部監査人

佐藤 芳郎

目次

第1	包括外部監査の概要	
1.	選定した特定の事件	1.
2.	事件として選定した理由	1.
3.	監査の着眼点	2.
4.	外部監査の方法	2.
5.	外部監査の実施期間	3.
6.	外部監査の補助者	3.
第2	倉敷市水道局の沿革	
1.	年表	4.
2.	水道事業の概要	5.
3.	沿革	6.
4.	倉敷市水道事業の基本的役割	7.
第3	倉敷市水道会計の概況	
1.	主要な経営指標の推移	8.
2.	組織の状況	12.
3.	職員の状況	13.
4.	設備の状況	14.
5.	財務の状況	15.
第4	倉敷市水道会計の監査結果	
1.	収入	21.
2.	原価	34.
3.	職員給与費	38.
4.	経費	44.
5.	固定資産	53.
6.	営業所往査	59.
7.	工事請負契約	64.
8.	決算報告書の個別項目	78.
9.	修正決算書	87.

第5 提言

1. 倉敷市水道局の経営状態について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89.
2. 「管理意識」向上の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89.
3. 再検討が望ましい支出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90.
4. 倉敷市水道経営審議会による事業計画の監視・・・・・・・・・・ 91.
5. 倉敷市による水道企業団の経営の検証・・・・・・・・・・ 92.
6. 入札制度改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93.
7. 固定資産の減価償却費と水道料金計算・・・・・・・・・・ 95.

第6 利害関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96.

第7 参考資料

1. 水道企業団の決算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97.
2. 工事入札参加・落札業者一覧表、工事契約一覧表・・・・・・ 108.

(注) : この報告書では、原則として表示単位未満を切り捨てて表示している
るので、数字間で相互に不突合が生じたり、単位未満を考慮すると加減算の結
果に差異が生じることがある。

包括外部監査の報告書

平成17年3月30日

倉敷市包括外部監査人

公認会計士 佐藤 芳郎

第1.包括外部監査の概要

1. 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

「水道事業」の財務事務及び経営管理について

(2) 外部監査対象期間

平成15年度

(必要に応じて平成14年度以前の年度分を対象年度に含む)

2. 事件として選定した理由

倉敷市水道事業は、水道施設を計画的に整備し清浄な水を安定・安価に供給することによって社会公共の利益を図ることを目的として、最少の経費で最良のサービス提供するため公営企業として運営している。倉敷市の行財政改革が進展する中で、公営企業ないし企業会計の経営の健全化、効率化は大きな課題のひとつである。

また、倉敷市水道局は平成14年度において岡山県南部水道企業団から購入する用水費（受水費という）の17.9%の値上げ等に伴い、水道料金を平成15年1月1日から17.02%と大幅に引き上げた。倉敷市民にとっては倉敷市水道事業が

効率的、経済的に運営されているか、そしてその結果としての水道料金値上げであったのかに関心がある。

このように水道事業は公営企業であって今日的課題のひとつであり、また料金改定により倉敷市民の関心も高いことから、時宜にかなったものであるので、「水道事業」の財務事務及び経営管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項、地方公営企業法第3条の趣旨に則り、適法かつ効率的に運営されているか監査する必要があると考え、事件として選定した。

3. 監査の着眼点

- (1) 経営状況は良好か
- (2) 水道事業の会計処理が倉敷市水道局会計規程に準拠して行われ、料金設定及び料金改定の基礎となる原価の計算は適正か
- (3) 収納事務、契約事務、支出事務は関係法令に準拠して適正に行われているか
- (4) 財産管理は関係法令に準拠して適正になされているか
- (5) その他水道事業に関する業務は適正かつ効率的に行われているか

4. 外部監査の方法

必要に応じ、下記の監査手続、及びその他の監査手続を採用して、監査を実施した。詳細な監査手続は、監査結果に記載してある。

- (1) 倉敷市水道会計決算報告書及びその他の資料の閲覧・分析
- (2) 内部承認文書・内部管理文書等の閲覧
- (3) 関係者からの説明聴取・関係者への文書または口頭による質問
- (4) 会計帳簿・各補助簿・各台帳・会計伝票の閲覧・吟味
- (5) 法令等への準拠性、関連証憑との突合及び保管状況等の調査

- (6) 分析的な監査手続
- (7) 勘定残高等の確認
- (8) 現金及び固定資産の実査
- (9) 会計手続のマニュアル等への準拠性検証

5. 外部監査の実施期間

平成16年6月20日から平成17年3月30日まで。

6. 外部監査の補助者

公認会計士 小川洋一
公認会計士 大山彰英
公認会計士 浅田勝彦
公認会計士 小野雅之

第2 倉敷市水道局の沿革

1. 年表

大正 元年	9月	玉島水道事業創設決議
大正 5年	7月	玉島町通水開始
大正12年	9月	倉敷町通水開始
昭和 8年	4月	味野町通水開始
昭和18年	7月	岡山県備南上水道配水組合設立 (倉敷市、茶屋町、早島町1市2町の水道用水供給事業)
昭和25年	2月	岡山県南部上水道配水組合設立 (福田町、連島町、児島町、琴浦町、玉野市の水道用水供給事業)
昭和46年	4月	新市発足後料金改定
昭和47年	7月	片島浄水場表流水浄水処理施設竣工
昭和51年	4月	料金改定
昭和51年	4月	第6次拡張事業認可
昭和55年	6月	新庁舎新築移転
昭和57年	4月	料金改定
昭和59年	6月	第6次拡張事業変更認可
平成 3年	10月	料金改定(消費税転嫁)
平成 4年	4月	料金改定
平成 6年	7月	異常渇水により倉敷市渇水対策本部設置 8月、50%取水制限、16時間断水
平成 7年	1月	阪神淡路大震災に伴う応急給水活動
平成 8年	4月	料金改定
平成 9年	4月	料金改定(消費税率引上による)
平成10年	5月	第6次拡張事業見直し
平成12年	3月	片島浄水場新浄水施設竣工
平成13年	8月	倉敷市水道事業経営審議会設置
平成14年	9月	渇水、10%取水制限
平成14年	4月	水源の森整備事業開始
平成15年	1月	料金改定

2. 水道事業の概要

(1) 水道の概念

水道には、末端給水を行う水道事業、簡易水道事業、専用水道、簡易専用水道があり、末端給水を行わない水道用水供給事業がある。

年表の岡山県備南上水道配水組合（現、備南水道企業団）及び岡山県南部上水道配水組合（現、岡山県南部水道企業団）とは、水道用水供給事業をおこなう一部事務組合であり、水道用水供給事業者である。

倉敷市水道局の場合、自己水源として片島浄水場、上成浄水場、福井浄水場という3箇所の自己浄水場を持ち、これにより全体の34%をまかなっているが、備南水道企業団及び岡山県南部水道企業団から66%の水道用水を購入している。今回の水道料金改定理由の一つが岡山県南部水道企業団からの受水費値上げであったが、同組合からは26%の水道用水の供給を受けている。

(2) 水源

水源には、地下水、伏流水及び表流水という概念がある。伏流水とは、地下水の一種であるが、河川の表流水と一体となって、河川近傍を流れるものをさす。片島浄水場は表流水及び地下水、上成浄水場は伏流水、福井浄水場は地下水を水源としている。備南水道企業団は伏流水及び地下水、岡山県南部水道企業団は、表流水及び伏流水を水源としている。

河川の表流水は、その処理に着水井、混和井、沈殿池、急速濾過池、次亜塩素混和池等大掛かりな設備と薬品投入が必要であることから費用が高つく。これに対して地下水や伏流水は低コストの水源である。倉敷市水道局では片島浄水場だけが表流水を水源としており、自己水源の約32%をまかなっており、残り68%は地下水及び伏流水である。このこともあって倉敷市の水道料金は岡山県内で最も低い。

(3) 水道施設

水道施設はやや複雑で、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、給水装置から成り立っている。表流水や地下水等の水源から取水施設により取水された水は、導水管・導水ポンプという導水施設により浄水施設へ送られる。次に浄水場で塩素処理等された水は、送水管・送水ポンプという送水施設により配水池に送られる。小高い山の中腹に見られる白いタンクが配水池である。そこから網の目のように張りめぐらされた配水管により、水は各家庭の傍まで来る。水道使用者は給水管と給水栓という給水装置によって水を家庭内に引き込む。

3. 沿革

(1) 倉敷給水区

大正 10 年倉敷町として水道事業の認可を受け、酒津地内に 5 井を設け伏流水を取水し、市街地に給水していた。昭和 18 年に倉敷市と茶屋町、早島町で岡山県備南上水道組合を設立し水道用水供給事業を開始し、これの供給により水道事業を行っている。

昭和 45 年事業統合により倉敷給水区となる。

(2) 水島連島給水区

水島給水区は、昭和 16 年三菱重工業水島航空機製作所立地に伴い、同社が工場等の専用給水施設として設置したものを、昭和 26 年、岡山県南部上水道配水組合が買収した。

連島給水区は、昭和 25 年、福田町、連島町、児島市、琴浦町、玉野市が高梁川に水源を求め岡山県南部上水道配水組合を設立し、昭和 28 年から水道用水の供給を開始した。一方、昭和 42 年には倉敷市の自己水源片島浄水場、昭和 45 年福井浄水場が同地区へ給水を開始した。

昭和 45 年事業統合により水島連島給水区となる。

(3) 福田給水区

岡山県南部上水道配水組合により昭和 28 年から給水を開始した。

昭和 45 年事業統合により福田給水区となる。

(4) 児島給水区

昭和 4 年児島郡味野町水道事業として認可をうけ、昭和 8 年給水を開始した。昭和 23 年児島市が発足、昭和 25 年岡山県南部上水道配水組合から水道用水を確保した。

昭和 45 年事業統合により児島給水区となる。

(5) 玉島給水区

大正元年、玉島町上水道創設、上成浄水場に貯水池を築造、大正 5 年給水を開始した。

昭和 35 年、船穂町、倉敷市西阿知の河川敷に伏流水取水井を設置、同時に船穂町を給水区に編入し、給水を開始した。

昭和 42 年、3 市合併により昭和 45 年事業統合し、玉島給水区となる。

倉敷市では最初に大正元年玉島で上水道創設が決議され、大正 5 年 7 月給水が開始された。その後倉敷市は多くの市町村との合併を繰り返し現在の都市基盤を築いてきたが、水道事業も市勢の発展とともに拡大統合され今日に至って

いる。

4. 倉敷市水道事業の基本的役割

水道法（昭和32年6月15日法律第177号）によれば、水道事業の基本的役割は水道施設を計画的に整備し、清浄な水を安定安価で供給することにより、日本国憲法にある健康で文化的な生活の維持向上に寄与することにある。倉敷市水道事業は、必要とされる施設整備を行ってきた結果、平成15年度末において給水区域内人口448,319人に対して給水人口447,496人と99.8%の水道普及率となった。これにより水道使用者のニーズは量の確保から質の向上へと変化してきている。倉敷市水道局は、これを受け美味しい水、安全な水、災害に強い水を目指し、水というライフラインの信頼をより高めていくことが求められている（倉敷市水道事業経営審議会平成15年8月5日配付資料より）。

第3. 倉敷市水道会計の概況

1. 主要な経営指標の推移

水道事業の経営は市町村公営の原則（水道法第6条）、経済性・公共性の原則（地方公営企業法第3条）という2つの原則に基づいている。さらに、一般会計とは別に特別会計を設け（地方公営企業法第17条）、経営に要する費用は水道使用者の負担で事業を運営する独立採算制の仕組みが採用されている。経済性とは企業性であり公共性とは公共の福祉の増進であるが、経済性を追求することにより最少経費で最良のサービスを提供することが公共の福祉の向上に資するという考え方にたっている。

以下に倉敷市水道会計の経済性の状況をみるため、過去5年間における主要な経営指標の推移を示す。

決算年月	H11	H12	H13	H14	H15
営業収益(千円)	7,107,875	7,061,286	6,874,764	6,800,167	7,604,538
経常利益(千円)	78,334	(120,794)	(300,175)	(426,969)	442,084
当期純利益(千円)	2,791	(64,667)	(315,968)	(448,102)	422,235
純資産額(千円)	56,853,008	58,080,625	58,565,178	59,293,849	60,735,401
自己資本額(除企業債)(千円)	37,224,241	38,775,740	39,685,894	40,503,985	42,189,333
自己資本の増加額(千円)		1,551,499	910,154	818,091	1,685,348
総資産(千円)	59,926,151	60,169,366	60,517,999	61,421,595	62,745,832
自己資本比率(%)	62.12	64.44	65.58	65.94	67.24
純資産利益率(%)	0.01	-0.17	-0.80	-1.11	1.00
償却前利益(千円)(A)	1,834,301	1,977,910	1,766,657	1,647,667	2,521,380
現金預金(千円)	5,615,841	4,152,023	1,500,275	2,400,517	2,672,254
企業債残高(B)	19,628,567	19,304,885	18,879,284	18,789,864	18,546,068
償還可能年数	11	10	11	11	7
従業員数(人)	168	164	158	155	151
職員給与費(千円)	1,742,119	1,706,439	1,692,870	1,576,049	1,508,748
職員給与費対営業収益(%)	24.51	24.17	24.62	23.18	19.84
一人当り職員給与費(千円)	10,370	10,405	10,714	10,168	9,992
企業債残高対給水収益	3.19	3.11	3.07	3.14	2.74
年間有収水量(m ³)	63,931,175	64,364,122	63,788,777	62,273,626	60,475,276
工事負担金受入額	1,005,937	1,298,116	1,070,730	1,108,537	839,863

(注1)償還可能年数 (C) = (B) / (A)

(注2)数字の括弧は赤字を示す

(1) 営業収益

営業収益は、給水収益など主たる事業活動による収入で民間企業の売上高に相当する。

過去5年間の営業収益は、平成14年度まで一貫して減収となっていたが、平成15年1月水道料金を約17%引き上げたため、12%の増収となった。

平成15年度までの減収の原因は、有収水量(水道料金算定対象となる水量を「有収水量」という)の減少によるものである。下記(7)水道事業の推移に示したとおり、有収水量は、給水戸数、給水区域内人口、普及率ともに増加しているにも係らず平成13年度以降減少に転じている。この状況は、平成15年度の有収水量は異常渇水のあった平成6年度よりも少ないことから、数度の渇水経験を経て、人々の節水に対する意識が高まった結果を反映しているものと考えられる。水道局の分析によれば、下水普及により水洗化が進み有収水量も増えると予想されていたところ市中心部は既に水洗化済であってあまり伸びなかったこと、下水道使用料が水道料金と一緒に請求されることから人々に節水意識がさらに高まったこと、節水家電・器具の普及、不況による大口需要家の水需要の減少等による。

以上のことから、有収水量は今後も伸び悩み、営業収益は減少傾向にあっていずれ料金改定が予想される。

(2) 経常利益・当期純利益

経常利益は、営業利益に営業外損益を加減して算出した利益であり、企業の収益力を示す。倉敷市水道局では企業債の利息支払いが大きいことから、経常利益は黒字の平成15年度でも4億円程度にとどまっている。

また、固定資産の総資産に占める割合が91%と非常に大きいことから、営業費用に占める減価償却費が非常に大きく、そのため下記(4)に記載した減価償却前利益も合わせてみないと水道局の支払能力を見誤ることになる。減価償却には、自己財源以外の工事負担金等で調達した固定資産の償却額も含まれているからである。

過去5年間の経常利益は、平成12年度以降営業収益の減少もあって大幅な赤字となっていたが、平成15年度は水道料金引き上げもあって増益に転じた。

当期純利益は、企業の最終的な利益計上額を示す。過去5年間の推移は、経常利益と同様の傾向を示している。

(1) 純資産・自己資本比率

倉敷市水道局の純資産(資本の部)は、企業債が他人資本として資本の部に含まれていることから、これを除外して自己資本を算定した。純資産は過去5

年間、一貫して増加している。また、自己資本比率は 62%から 67%へ上昇し、財務安全性は年々高まっている。

平成 12 年度から 14 年度に、それぞれ 64,667 千円、315,968 千円、448,102 千円の当期純損失計上にもかかわらず、自己資本がそれぞれ、1,551,499 千円、910,154 千円、818,091 千円増加しているのは、主として資本の部に直接計上される工事負担金によるものである。例えば平成 14 年度自己資本は、当期純損失 448,102 千円計上にもかかわらず、818,091 千円増加している。この要因は、工事負担金受入額等が 1,266,193 千円（工事負担金 1,108,537 千円、その他受贈財産受入額等資本剰余金増加額 157,656 千円）あることによる。表には資本剰余金増加額で最も大きい工事負担金受入額を示したが、これらが損益計算書を経由することなく直接資本の部に計上される結果、当期純利益が赤字であってもそれが工事負担金受入額等資本剰余金増加額の範囲に収まっていれば、自己資本は減少しないのである。

水道事業の決算書報告書を見る場合、損益計算書の赤字にだけ注目して業績を判断するのではなく、工事負担金等資本剰余金増加額にも注意する必要がある。

（2）キャッシュフロー・現金預金残高

キャッシュフローは資金の増減を表示し、企業の支払能力の尺度となるものである。ここではキャッシュフローを、単純に当期純利益に減価償却費を加算した償却前利益と定義し、比較分析した。

過去 5 年間では、平成 14 年度の 16 億円を最低に平成 15 年度は料金改定もあって、25 億円まで増加した。

平成 11 年度時点で 56 億円あった現金預金残高は、平成 13 年度で 15 億円にまで減少したがこれは一般会計に 33 億円貸付けた為であり、平成 14 年度 19 億円、15 年度は 20 億円の貸付残高がある。

（3）企業債残高

平成 15 年度の企業債残高は 185 億円で、平成 11 年度の残高 196 億円から一貫して減少している。企業債残高は平均してキャッシュフロー（償却前利益）の 7 年分に相当するが、企業債の償還期間は 28 年から 30 年であるから、十分利益償還可能なレベルにあるといえる。

(6) 職員給与費

職員給与費とは、水道局に勤務する職員の報酬及び給料（常勤職員に支払う賃金を含む）、手当（扶養手当、調整手当、期末手当、退職手当その他手当）及び法定福利費をいい、建設改良費中の職員給与費も含む。表の一人当たり職員給与費は退職手当、法定福利費等を含んでいる点で約10百万円となっており、大きく計算されている。これから法定福利費、退職金、報酬、賃金の合計413,319千円を除外してこれを分子に対応する職員数152人（管理者1名含む）で割ると、一人当たり7,169千円となる。民間企業の一人当たり人件費は444万円（国税庁平成15年度民間給与実態調査、賞与込み）であるから、水道局の職員給与費は、職員の平均年齢が44歳と高いこともあるが、民間企業の平均と比較して約1.6倍高い。

(7) 過去5年間の水道事業の推移

平成9年度から14年度までの水道事業に関する統計数値の推移は下記のとおりである。給水戸数、給水人口、水道普及率、有収率はそれぞれ増加乃至上昇しているにもかかわらず、年間給水量及び年間有収水量は減少している。

また、配水管総延長は、平成14年度末時点で2,171kmあり、配水管の耐用年数は40年であるから、平均して毎年度54kmの配水管更新工事が必要となる。

水道事業の推移

		H9	H10	H11	H12	H13	H14
行政区域人口	人	439,417	440,846	442,203	443,456	444,996	446,560
給水戸数	戸	155,550	157,873	159,469	161,425	163,608	166,109
給水区域内人口	人	439,417	440,846	442,203	443,456	444,996	446,560
専用水道人口	人	336	350	0	0	0	0
給水対象人口	人	439,081	440,496	442,203	443,456	444,996	446,560
給水人口	人	437,431	438,851	441,142	442,497	444,107	445,671
普及率	%	99.62	99.63	99.76	99.78	99.80	99.80
年間給水量	m ³	72,041,547	71,272,205	69,589,853	70,415,011	69,731,241	67,754,284
年間有収水量	m ³	64,261,060	65,021,521	63,931,175	64,364,122	63,788,777	62,273,626
有収率	%	89.20	91.23	91.87	91.41	91.48	91.91
施設能力(1日当り)	m ³	271,270	271,270	271,270	271,270	271,270	271,270
配水管総延長	m	2,135,790	2,115,116	2,132,134	2,149,884	2,155,152	2,171,580

2. 組織の状況

倉敷市水道局は、水道総務課、水道営業課、水道管理課、給水課、水道建設課、浄水課から成り、各課の業務分掌は次のとおりである。()人数は、平成15年3月31日時点である。

(1) 水道総務課 (21人)

庶務係・経理係は水道庶務、業務の委託契約、工事の請負契約、経理業務、予算決算業務を、企画検査室は水道事業の経営、財政計画基本計画、工事検査を担当している。

(2) 水道営業課 (62人)

水道メータの検針、水道料金の調定、水道料金収納を担当している。水道営業課の下に水島、児島、玉島の3つの営業所があり、水道メータの検針、水道料金の調定、水道料金収納と、配水施設の新設・改良・移設工事、水道施設の維持管理を担当している。

(3) 水道管理課 (19人)

電算システムの開発及び運用管理、配水施設の新設・改良・移設工事、漏水防止、水道施設の維持管理を担当している。

(4) 給水課 (18人)

給水装置工事の受付、審査、竣工検査、配水施設の新設・改良工事を担当している。

(5) 水道建設課 (17人)

水道の拡張に伴う水道施設の新設工事、下水道工事に伴う送・配水施設の移設工事を担当している。

(6) 浄水課 (14人)

水質の総合検査、管理、取水場、浄水場その他施設の運転管理、維持管理を担当している。

3. 職員の状況

上記組織の状況のとおり、各課の人員合計は151人であり、この他参事2人、局次長1人、副参事1人を加えると合計職員数は155人（平成15年3月31日時点）となる。

類似事業体比較資料			
項目	類似事業体平均	倉敷市の順位	倉敷市
損益勘定1人当り給水人口(人)	2,648	14	3,139
損益勘定1人当り配水量(m ³)	348,041	8	477,143
損益勘定1人当り営業収益(千円)	54,362	29	46,663

(平成14年度)

「平成14年度類似事業体（給水人口30万人以上45事業体）」の資料によれば、倉敷市の職員数は、給水人口、配水量の比較で見ると相対的に少なく、生産性は上位に位置している。これは、職員数を業務の外部委託などにより減少させていることが大きな要因である。

損益勘定職員とは、損益勘定に所属する職員であり、本表は損益勘定職員を対象としている。これに対して資本勘定職員という概念もある。資本勘定職員とは、資本的支出（建設改良費、企業債償還金）に対応する職員であり、資産の取得に関連する支出の中にその職員給与費が含まれる。そこで、資本勘定職員数を下記に示し、公営企業年鑑（平成14年度）の全水道事業と比較した。

損益勘定・資本勘定職員数

(単位人)

(平成15年3月31日時点)	倉敷市	%	全上水道事業	%
損益勘定職員数	134	86.45	54,110	88.84
資本勘定職員数	21	13.55	6,799	11.16
合計	155	100	60,909	100

倉敷市水道局の資本勘定職員は全体の14%で、上水道事業の平均は11%であるから、相対的に資本勘定職員数が多いといえる。水道局の資本勘定職員は、3営業所工務係の3名、水道管理課工務係の1名、水道建設課全員の17名である。2. 組織の状況に示したとおり、水道建設課は資本的支出に直接関係する課であり、資本勘定職員が100%資本的支出に関連する作業をしていると仮定して、その他の課の工務係も同様の職務を遂行しているとみなし、資本勘定職員

の給与費を固定資産計上している。

しかし、厳密に言えば作業日報によって資本的支出に係る時間のみ集計してその給与費を資本的支出に算入することが望ましい。

1. 設備の状況

平成15年度末における有形固定資産の状況は以下のとおりである。

設備の状況

(千円単位)	H14	H15	
種類	帳簿価額	帳簿価額	増減
土地	1,824,598	2,037,599	213,001
建物	1,311,772	1,284,388	-27,384
構築物	48,888,301	49,562,159	673,858
機械装置	3,509,032	3,401,773	-107,259
車両運搬具	10,299	12,181	1,882
工具器具及び備品	47,896	57,350	9,454
建設仮勘定	91,976	236,753	144,777
合計	55,683,875	56,592,206	908,331

設備の効率	類似事業体平均	倉敷市の順位	倉敷市
施設利用率(%)	67.94	19	68.43
最大稼働率(%)	79.15	16	81.43
固定資産使用効率(m ³ /万円)	10.3	9	12.17
有収率(%)	90.16	17	91.91
取水量対取水能力(%)	65.13	17	68.67
配水管100m当り給水人口(人)	28.83	30	20.47

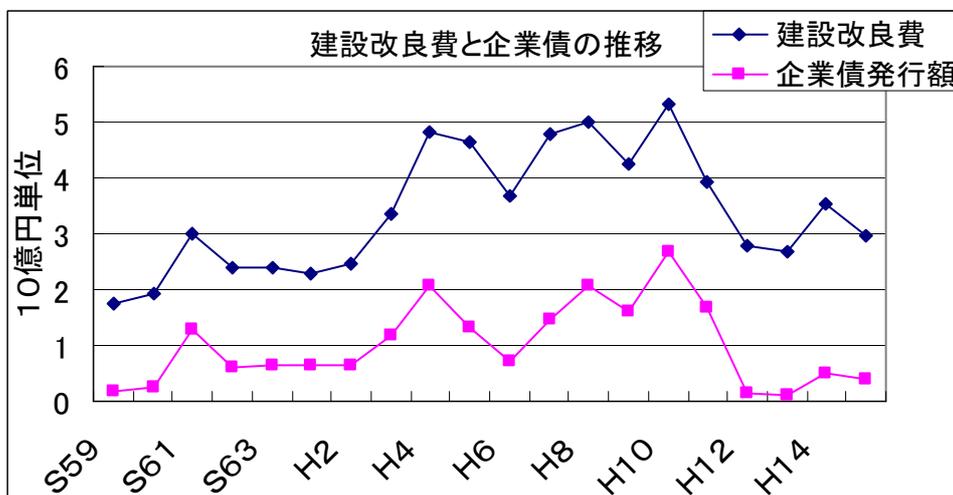
(平成14年度)

固定資産は、水道局総資産の91%を占めており水道局にとって固定資産管理は大変重要である。

「平成14年度類似事業体(給水人口30万人以上の45事業体)」の資料によれば、施設の効率を示す指標は上記のとおり平均的水準にある。施設利用率及び最大稼働率は、それぞれ、1日当たり供給水量に対する平均給水量及び最大給水量の割合であり、設備の稼働状況を示す。水道局が作成した平成5年度以降10年間の稼働率を見ると、稼働率の最高は平成6年度の95%であるが、平均稼働率は70%程度で推移している。今後の給水量の推移を勘案すると、現時

点の給水能力を拡張する必要性はほとんど無いことが分かる。

以下に過去20年間の建設改良費支出額とその資金源泉である企業債発行額の推移を示す。



平成3年度から建設改良費支出の急激な増加が見られるが、平成3年度上成浄水場浄水池、浅原配水池、菰池配水池築造、平成6年度玉島長尾配水池築造、平成8年度福田配水池築造、平成9年度から11年度にかけて片島浄水場浄水処理施設建設等によるものである。

企業債発行額は、建設改良費の増減にきれいに対応している。グラフの差額は工事負担金受入額及び減価償却費等の自己財源を示している。

2. 財務の状況

(1) 平成15年度末現在の財政状態は、次のとおりである。

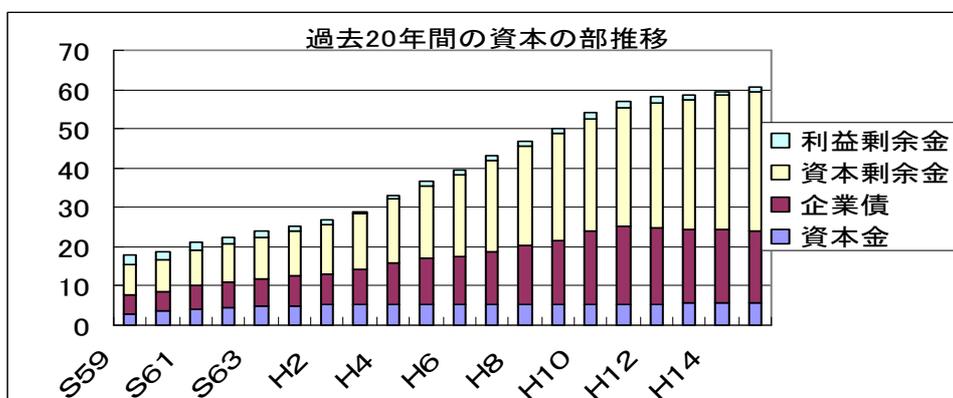
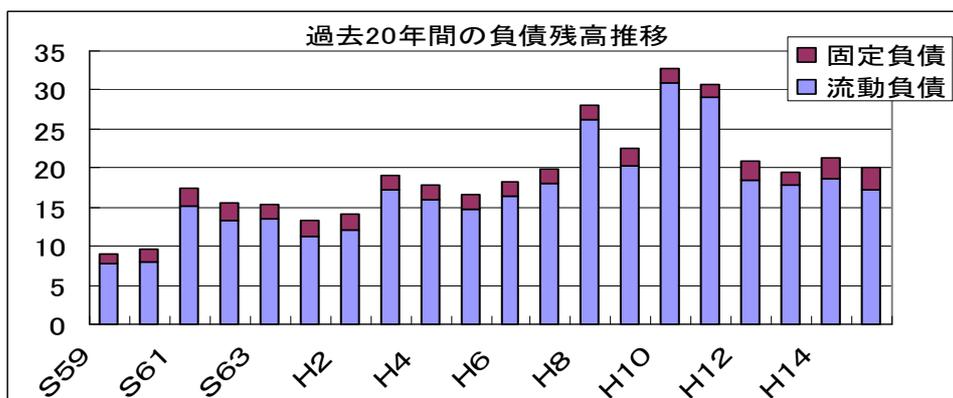
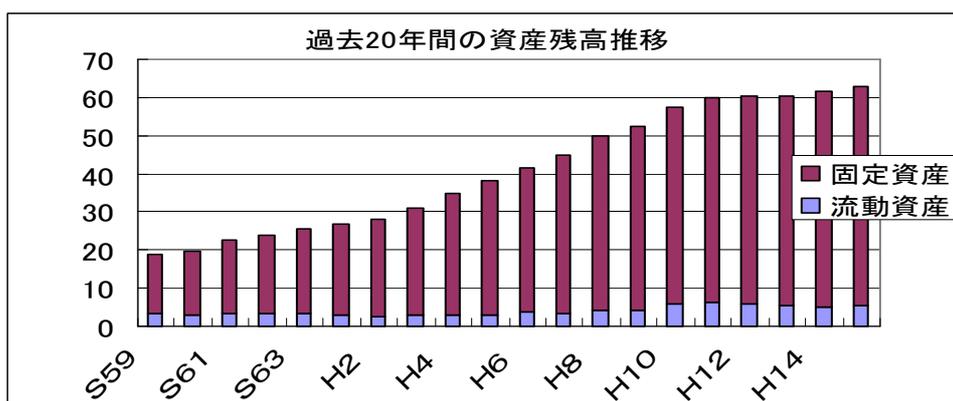
平成15年度要約貸借対照表

(千円単位)

固定資産	57,211,279	固定負債	299,511
有形固定資産	56,592,206	流動負債	1,710,919
無形固定資産	120,103	負債合計	2,010,430
投資等	498,970	資本金	5,535,093
流動資産	5,534,552	企業債	18,546,068
		剰余金	36,654,239
資産合計	62,745,832	負債資本計	62,745,832

資産に占める固定資産の割合が91%と高いことと、資本の部が600億円（企業債を除外すると420億円）と充実している点に特徴がある。剰余金は、資本剰余金（最も大きいのは工事負担金279億円）354億円と利益剰余金12億円からなる。

(2) 過去20年間の財政状態の推移は次のとおりである。



(縦軸は金額を示し、資産及び資本推移グラフは10億円単位、負債推移グラフは1億円単位)

固定資産及び資本について、平成4年から平成11年度にかけて大幅な増加が見られる。これは、4. 設備の状況で説明したとおり、この時期において水道局が大幅な設備投資を行っていることによる。バブル崩壊後に活発な公共投資が行われたことを如実に示している。また、平成4年頃始まった下水道工事の急増に対応して、下水道部から受け入れた工事負担金を財源とする水道局の配水管移設工事等が著しく増加した点も指摘できる。平成12年度以降は、大きな設備投資は無く総資産の成長は止まっている。平成15年度を除き、ここ数年間赤字であったことも起因している。

資本の部が増加するのは、企業債発行額が資本に算入されることと、工事負担金に代表される資本剰余金の受け入れによるものである。

負債は、流動負債の中でも最も大きい未払金残高が増減するため、各年度に増減が見られる。比較的残高が安定している固定負債は、退職給与引当金及び修繕引当金である。

(3) 類似事業体との比較による安全性の指標は次のとおりである。

財務安全性の指標	類似事業体	倉敷市の順位	倉敷市
流動比率(%)	429.24	19	275.29
当座比率(%)	399.33	29	163.16
固定資産構成比率(%)	91.85	19	91.66
自己資本比率(%)	50.98	6	65.94

(平成14年度)

- (注1) 流動比率とは流動資産を流動負債で除したもので、企業の安全性・支払い能力を示す指標。高いほど望ましい。
- (注2) 当座比率とは当座資産（現金又は直ちに現金に変換され得る資産）を流動負債で除したもので、企業の安全性・支払い能力を示す指標。高いほど望ましい。
- (注3) 固定資産構成比率とは総資産に占める固定資産の比率。低いほど望ましい。
- (注4) 自己資本比率とは、総資産に占める自己資本の比率。高いほど望ましい。

類似事業体の中では、自己資本比率を除き平均的数値を示している。自己資本比率が高いことは財務安全性の高さを象徴している。なお、本表の自己資本は企業債を除外してある。

倉敷市水道局の当座比率が平均より悪いのは、主要な経営指標の推移で説明したように、一般会計への貸付金残高19億円のためである。

(4) 平成15年度要約損益計算書及び収益性指標は次のとおりである。

要約損益計算書

(千円単位)

営業収益		7,604,538
給水収益	6,761,651	
その他	842,886	
営業費用		6,520,048
原水・浄水費	2,128,204	
配水・給水費	850,803	
その他営業費	3,541,038	
営業利益		1,084,489
営業外収益		92,152
営業外費用		734,558
経常利益		442,084
特別利益		4,883
特別損失		24,732
当期純利益		422,235
前年度繰越欠損金		-717,591
当年度未処理欠損金		295,356

類似事業体比較

収益性指標	類似事業体	倉敷市の 順位	倉敷市(14年度)	倉敷市(15年度) (参考)
総収支比率(%)	106.15	44	93.87	106
経常収支比率(%)	106.23	44	94.14	106
営業収支比率(%)	125.14	43	105.66	116.63
総資本利益率(%)	0.8	44	-0.73	0.67

(倉敷市の順位は平成14年度)

(注1) 総収支比率とは総収益を総費用で除したもの。高いほど望ましい。

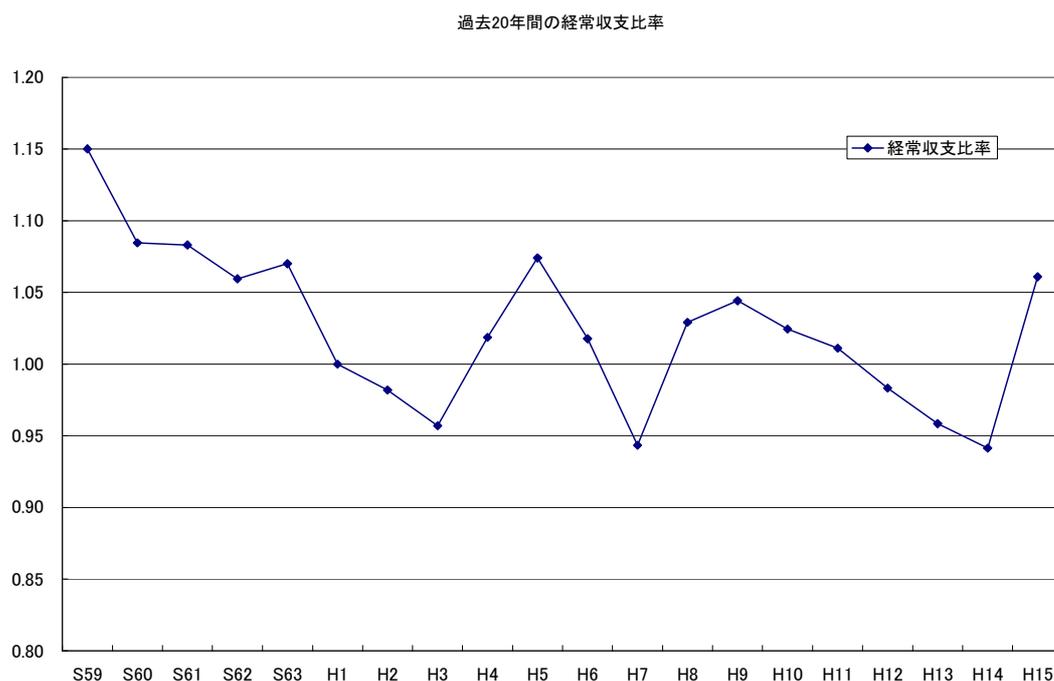
(注2) 経常収支比率とは経常収益を総費用で除したもの。高いほど望ましい。

(注3) 営業収支比率とは営業収益を総費用で除したもの。高いほど望ましい。

(注4) 総資本利益率とは当期純利益を総資本(総資産と同義)で除したもの。高いほど望ましい。

平成14年度の指標が、45事業体中43位または44位と著しく悪化したのは当期純損失（赤字計上）のためである。平成15年度は料金改定のため黒字となったので平成15年度の指標を右に示した。それによれば収支は平均的な数値であるが、総資本利益率は平均以下となっている。

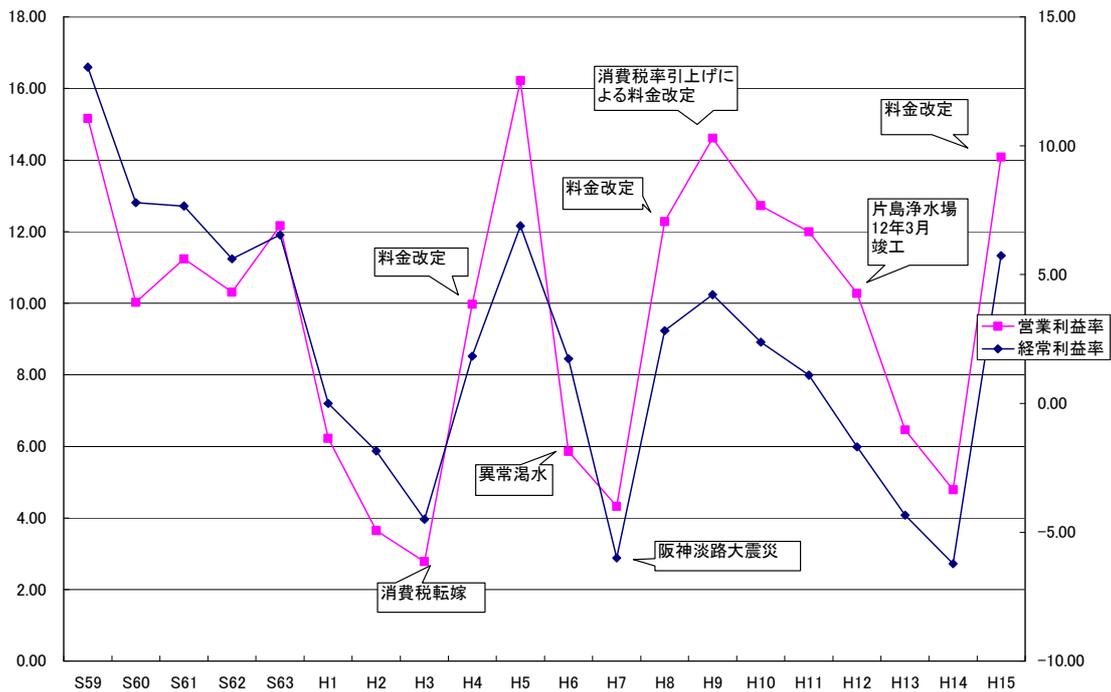
(5) 過去20年間の収支及び利益率の推移は次のとおりである。



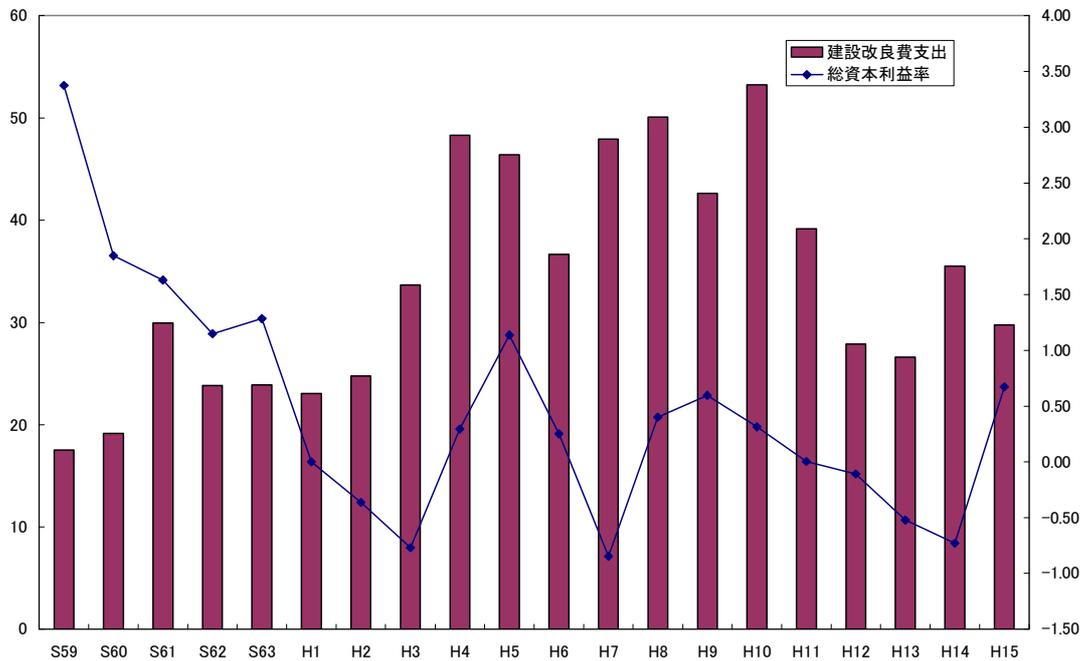
総収支は経常収支と同じ傾向で推移しているため、経常収支の増減を記載した。

平成7年度の収支が大幅に悪化しているが、平成6年度は異常湧水による一般会計からの繰入金もあって赤字を免れたが、平成7年度はこれがないことと、受水費の値上げ等によるものである。

収益性をより直接的に表示するため、以下に過去20年間における営業利益率、経常利益率、総資本利益率の推移を示す。



(右軸は経常利益率、左軸は営業利益率、いずれも%表示)



(右軸は総資本経常利益率で%表示、左軸は建設改良費支出額で億円単位)

昭和 59 年度から減少傾向にあった利益率は、平成 4 年度料金改定により上昇に転じ、平成 5 年度利益率は過去 20 年間で最高に達した。しかし、平成 7 年度は、それまでの急激な設備投資による資本費(減価償却費及び企業債利息)の負担増や平成 6 年度の異常湧水の影響を受け、経常利益が赤字となったため大幅に

悪化した。平成 8 年度以降は平成 8 年 4 月料金改定及び平成 9 年 4 月の消費税率上昇による料金改定により再び上昇に転じたが、平成 9 年をピークに再び低下し続け、平成 15 年度料金改定によりまた上昇した。

このように、過去 20 年間の利益率は、水道料金引き上げにより上昇し、その後数年で低下するため再び料金引き上げにより上昇するという動きを繰り返している。

建設改良費支出と総資本利益率の関係を見ると、中長期で見れば設備投資が利益率を引き下げ水道料金の引き上げを誘発しているという関係にある。

第 4 倉敷市水道会計の監査の結果

1. 収入

(1) 概要

営業収益の内訳

(金額単位 千円)

目	節	金額	割合(%)
給水収益		6,761,651	89
受託工事収益	工事収益	152,746	2
	修繕工事収益	4,125	0
その他営業収益	材料売却益	2	0
	負担金	430,472	6
	他会計負担金	205,889	3
	手数料	49,652	1
営業収益合計		7,604,538	100

(平成 15 年度)

収入には、収益的収入である営業収益、営業外収益及び特別利益と、資本的収入という概念がある。資本的収入とは、将来における水道サービス建設のための支出に対応する収入であり、企業債発行額、固定資産売却代金、他会計負担金及び工事負担金があるが、ここで監査の対象とした収入は、主として収益的収入をさす。

収益的収入合計 77 億円の約 9 割を給水収益及びその他営業収益が占めている。上記表のとおり、給水収益が 67 億円と営業収益の約 9 割を占める。給水収益とは水の供給に対する対価である水道料金収入である。受託工事収益約 1 億円は主として下水道工事に係る配給水管移設、仮設工事などであり、その他営業収

益の負担金収入 4 億円は主に水道利用加入金、他会計負担金 2 億円は下水道使用料徴収委託料等である。

以下、総収入に占める割合が大きく金額的重要性が極めて高い給水収益及びその他営業収益を中心にして、下記の手続を実施した。

(2) 監査要点

- ① 水道料金・手数料の算定が法令等に準拠して行われているか、効率的に行われているか、また網羅的に行われており、公平性が確保されているか。
- ② 水道料金改定手続の法規性、効率性
- ③ 水道料金・手数料の徴収が法令等に準拠して行われているか、効率的に行われているか、また網羅的に行われており、公平性が確保されているか。

(3) 監査手続

主な監査手続は以下のとおりである。

- ① 水道料金・手数料算定の法規性、効率性、網羅性、公平性

関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認、概要説明書等を閲覧、必要事項につき関係者への質問、主な事業所（水道営業課、給水課、総務課、営業所）に往査し、事務事業が関係法令等に基づき適正に行われているか確かめる。

また、平成 15 年度の残高試算表から収入の月次推移表を作成し、3 月の給水収益、受託工事収益、その他営業収益、他会計負担金、受取利息配当金、営業外収益、過年度損益修正益勘定につき勘定分析し、以下の手続を実施する。

1) 水道料金収入

大口使用先につき、その使用料金を用水使用者に対して直接取引記録の確認状を送付し回答を入手する。

2) 手数料・負担金収入

給水申し込み時に徴収する設計審査手数料、竣工検査手数料、負担金（路面復旧費、水道利用加入金、管理負担金、工事負担金）につき、任意にサンプルを抽出し、水道条例等、給水装置工事申請書、誓約書、道路許可申請書、水道使用申込書、手数料及び水道利用加入金納付書、水栓番号簿、総勘定元帳、と照合する。

- ② 料金改定手続の法規性・効率性

平成 15 年 1 月に実施された料金改定手続について質問し、改定時期の関係資料（審議会資料、議事録等）を閲覧し、その決定過程が妥当か検討する。

- ③ 水道料金・手数料徴収の法規性、効率性、網羅性、公平性

関係法令、条例、規則等の根拠規定の確認、概要説明書等の閲覧、関係者への質問、水道営業課に往査し、滞納整理が関係法令等に基づき適正に行われて

いるかの確認、滞納管理台帳の閲覧等により管理状態を確かめる。

また、平成16年3月末時点の未収金残高の妥当性を確かめるため、水道料金滞納繰越簿から任意にサンプルを抽出し、当該延滞者との交渉の経過を調査し、合わせて残高妥当性を確かめる。

(4) 監査結果

① 料金収入

A 監査範囲及び抽出基準

水道料金収入について、平成16年2月及び3月の水道料金取引記録の中から大口使用者10先を抽出した。

B 監査結果

その水道料金及びその算定期間を使用者に対して直接確認した結果、全て使用者の記録と一致していた。

取引記録確認結果

(千円単位)

使用者	料金算定期間	水道料金	確認結果
J社	H15/12/6~H16/2/5	10,652	差異なし
M社	H15/12/11~H16/2/10	8,756	差異なし
S社	H15/12/22~H16/2/24	7,999	差異なし
K社	H16/1/2~H16/3/1	8,330	差異なし
M社	H15/12/5~H16/2/5	8,880	差異なし
K社	H15/12/4~H16/2/3	6,644	差異なし
M社	H15/12/9~H16/2/7	8,355	差異なし
M社	H15/12/14~H16/2/13	5,267	差異なし
S社	H15/12/6~H16/2/5	5,936	差異なし
A社	H15/12/6~H16/2/4	5,461	差異なし
	合計	76,280	

C 説明

倉敷市の水道料金体系は、用途別従量逦増制で使用目的により一般用、湯屋用、船舶用、臨時用、消防用に区分され、一般用は一般家庭用と事業用を含む。料金は基本料金と超過料金からなり水需要の抑制を図るため大口需要の料金に水源開発等の費用を反映するなどの理由で料金逦増制をとっている。

メータ検針により使用者の使用水量を計量し（メータ検針業務）、検針結果のデータにより水量等の異常を職員がチェックした後水道料金が決定される（調定業務）

検針業務は、2ヶ月に1回、66名の民間検針員に委託され実施されている（倉敷市水道局検針事務委託規程、同内規）。検針員は奇数月と偶数月の2つに分かれた地域、約175,000件を検針する。検針は平成元年から検針電卓（ハンディーターミナル）によっており、正常値であれば「使用水量のお知らせ」をその場で打ち出し、使用者に交付する。それは年間約100万件ある。この時異常水量等が発見された場合には職員が再調査する。

使用者の立場からすれば、検針は毎月が望ましいのであるが、経済性原則から、2ヶ月に1回の検針となっている。中核市では2ヶ月に1回が多い。

水道料金の認定及び減免は、「使用水量の認定及び水道料金の減免に関する要領」に定められている。

② 手数料、負担金等収入

A 監査範囲及び抽出基準

平成15年4月の給水装置工事申請書の中から任意に25件抽出

B 監査結果

給水申し込み時に徴収される手数料、負担金等収入については、関係する書類と照合した結果、適正に算出され記録されていた。

C 説明

手数料とは、申請者が第6条第1項の規定による申し込みを受理する際に徴収される設計審査手数料、竣工検査手数料等であり、負担金とは給水装置の新設または改造する工事の申込者から徴収する水道利用加入金、工事負担金、管理負担金等であり、いずれも倉敷市水道条例を根拠とする。

設計審査手数料は、メータ口径及び新設かその他かの区分に応じて、2,100円から44,500円と定められており、竣工検査手数料は3,400円から70,900円となっている。

水道利用加入金は、配水管から分岐する時徴収される負担金で、口径に応じて 65,000 円から 22,500,000 円と定められている。管理負担金は一定規模の開発行為であって当該開発行為者の布設する給水装置工事の内、給水施設を倉敷市に移管し市がこれを管理する場合に徴収される負担金で、いわゆる分譲宅地開発などで開発業者から徴収されるものである。これらはその他営業収益として計上される。

工事負担金は地方自治法第 224 条に規定する受益者負担の原則を根拠として給水工事の申し込みの際配水管の新設または改良が必要な場合徴収されるもので、完成した配水管等は水道局の所有に属する。簡単に言えば、工事負担金は新規の需要者から布設工事費の一部を工事費用として徴収するものである。その負担割合は、配水管の布設延長が 50 メートル以下は 10%、50 メートルを超え 100 メートル以下は 30%、100 メートルを超え 300 メートル以下は 70%、300 メートル超は 100%となっている。

工事負担金は収益ではなく、資本の部（資本剰余金）に計上される。何故なら、これを受け取る水道局側からすれば、贈与を受けたことを意味するが、贈与者たる新規需要者はその資金を自己の利用する施設の工事のために使われることを目的として贈与したのであるから資本助成を目的としており、その贈与資金が永久に企業内にとどまって使用されることを意図している。従って、受贈者はこれを利益計上すべきではないのである。この点水道局の会計処理に誤りは無い。但し、主要な経営指標の推移に示したとおり、水道局の受け取る工事負担金は過去 5 年間では 8 億円から 12 億円と巨額であるから、経常収支が赤字でも資本の部は毀損しないのである。

③ 他会計負担金

A 監査範囲

平成 16 年 3 月の他会計負担金勘定を勘定分析した。そのうち大きな比重を占める下水道使用料徴収事務委託料につき、倉敷市との覚書、委託料精算書と照合した。

B 監査結果

覚書に基づき適正に計上されていた。但し、確定額の精算が決算に間に合わないため、過不足額が期ズレ計上されている。

C 説明

下水道使用料徴収委託料とは、倉敷市事務委任に関する規則（昭和 52 年倉敷

市規則第 64 号) に基づき平成 9 年 4 月 1 日に締結された覚書によって水道局が倉敷市下水道部から受け取る下水道使用料徴収事務の委託料であり、それは水道局の徴収経費の実費相当である。

覚書によれば、下水道使用料徴収経費は、年間上水道料金調定件数に占める下水道使用料調定件数の割合に需要家費を乗じたものの 2 分の 1 とされている。但し、需要家費の実績が判明するのは翌年の 6 月頃になるため、決算では前期の実績額を概算請求額として計上しており、精算額は翌期の決算に計上される。平成 15 年度確定額は 189,237 千円であり、結果としては 15,812 千円だけ過剰に受け取っている。14 年度分は、3,849 千円不足であった。

精算が決算手続に間に合わないため、このような期ズレが生じているが、企業会計上精算額を正しく決算に反映すべきであり、この結果水道局の平成 15 年度当期純利益は 15,812 千円だけ過大計上となっている。

④ 水道料金改定手続

A 水道料金の設定方針

水道料金は、地方公共団体の公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料（地方自治法第 225 条）と解され、その算定に当たっては水道使用者の公平な利益と水道事業の健全な発展を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与するよう配慮されなければならないとされる（倉敷市水道料金算定要領）。

水道料金は、過去の実績及び社会情勢の変化に基づく水需要予測と、これに対する施設計画を前提とし算定期間を 4 ヶ年に設定して、営業費用に資本費用を加えて算定する総括原価主義により算定されている（倉敷市水道料金算定要領、財政収支算定基準）。

B 水道料金改定の経緯

水道局は、平成 15 年 1 月 1 日水道料金を平均 17.02%引き上げた。改定理由は次のとおりである。

イ 前回平成 8 年度の改定は、向こう 3 年間で算定期間としており、算定期間経過後も浄水場運転監視業務民間委託等合理化に努めてきた。

ロ 平成 6 年の異常渇水以降、水需要は伸び悩み平成 13 年度 3 億円の赤字を計上した。

ハ 総供給量の 26%を占める岡山県南部水道企業団の受水費が平成 14 年 4 月調定分から 17.89%引き上げられた。

ニ 財政計画の最終年度である平成 18 年度には 26 億円の累積欠損金が生じ、かつ 46 億円の資金不足となる。

倉敷市水道局は、有識者、市民代表からなる倉敷市水道事業経営審議会から水道料金改定に関する答申をうけ、答申どおり料金を改定した。

C 倉敷市水道事業経営審議会について

倉敷市水道事業経営審議会は、倉敷市水道事業経営審議会条例（平成13年3月23日条例第7号）に基づき、水道事業の経営に関する事項を審議し、もって適正かつ効率的な経営に資するため設置された。審議会の委員は10人の有識者と2名の公募による市民からなる。

平成13年8月に第1回が開催され、第4回の平成14年1月、料金改定の諮問を受けた。実質審議は5回行われ、第8回審議（平成14年6月）をへて、平成14年7月答申が出された。

D 岡山県南部水道企業団の受水費引き上げ理由の検討

水道料金改定理由の一つに、岡山県南部水道企業団からの受水費値上げがある。受水費は、平成14年4月調定分から17.89%引き上げられた。倉敷市水道事業経営審議会は、値上げを与件と考え当該値上げの妥当性は十分検討していない。但し、水道局から料金改定について改定率を抑えるよう要望したこと等の説明は受けている。

われわれの包括外部監査においても、企業団を直接監査対象とすることは不可能であった。その理由は以下のとおりである。

- イ 企業団は、地方公営企業法第39条の2に規定する地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合で、特別地方公共団体であって別個独立した法人格を有している。
- ロ 倉敷市水道局と企業団はそれぞれ別の条例、規程、組織で運営されており、なんら関係を有しない。
- ハ 倉敷市水道局は企業団の給水単価に関してなんら権限を有さず、その妥当性は、企業団のチェック機関である企業団議会で行われる。

そこで、企業団の受水費値上げ理由が妥当であったか否かを、間接的にはあるが、企業団の公開されている決算書、改定理由書、企業団との水道用水供給契約書を基に検討することとした。

岡山県南部水道企業団の主な料金改定理由は以下のとおりである。

- イ 送水量の減少により送水収益が減少している。
- ロ 施設整備費用や施設拡張のための企業債の償還負担など財政負担が大きい。

- ハ 平成13年度当初予算は赤字予算である。
- ニ 現行料金を据え置くと平成17年度までに4億円強の累積欠損を生じると同時に資金不足となる。

しかし、企業団の値上げは以下の点に問題がある。

- イ 岡山県南部水道企業団の財政見通しによると、平成13年度は5百万円の赤字であったが、実際には24百万円強の黒字決算であった。
- ロ 料金改定後財政見通しによると、平成14年度、15年度の純利益はそれぞれ249百万円、241百万円であるが、実際にはそれぞれ、300百万円、305百万円の黒字であり、每期50百万円以上多い利益が計上されている。
- ハ 企業債償還金等財政負担については、元利償還金の送水収益に占める割合を見ると、平成11年度から13年度までそれぞれ33%、35%、36%で推移しており、水道事業全体の平均値は34%から35%であるから、平均的な水準であって、企業団の負担だけが重いわけではない。
- ニ 料金改定後の財政見通しには、人件費、固定資産維持費の増加が目立ち経費削減といった経営合理化努力が反映されているとは思われない。料金改定理由書には、経営改善委員会を設置して固定経費の削減に鋭意努力検討している、と書かれているが具体的な記載はまったく無い。
- ホ 資本的収支計算表によれば、平成13年度から平成15年度の建設改良費予定額は3年間で19億7千万円であるが、実際の建設改良費支出額は11億円であって、予定より8億7千万円少ない。換言すれば、料金改定資料に示された設備投資額は実績よりも約9億円大きく記載されている。

E 企業団からの用水供給料金改定手続の問題点

上記のとおり平成15年の料金改定理由の一つである、岡山県南部水道企業団からの値上げ要請は、企業団の平成13年度赤字見通しという理由であり実際には見通しどおりの赤字計上になっていない。また、料金改定後の平成14年、15年度決算書を閲覧すると当初見通し以上の高い利益を計上しており、当初の赤字見通しについてもその原因が十分に分析されていない。また、施設の老朽化に伴う施設更新や安全対策、これまでの拡張工事による企業債の償還等により資金不足となることがあげられているが、平成13年度から15年度までの最近3年間の設備投資実績額を見ると、料金改定時に必要とされていた建設改良費支出は実際には計画よりも約9億円少なかった。過大な設備投資額を記載して資金不足を理由に値上げしたのではないかという疑問が残るのである。さらに、料金改定理由書には企業団自身の経営合理化策の具体的な記載がまったく無い。

料金改定の必要性として関連してくるのが、柳井原堰水源開発問題である。この計画は岡山県知事により平成14年6月、建設見直しが表明されたが、内々には不要論があり中止は時間の問題とされていた。そこで、柳井原堰建設中止が発表される前に値上げしておこうという意図も見え隠れする。このように検討してくると、岡山県南部水道企業団は用水供給料金引き上げを急いでいたという感をぬぐえない。

平成13年10月25日、岡山県南部水道企業団の構成団体連絡会議において用水供給料金改定が議題に上った。水道局は平成13年11月、用水供給料金の値上げを了承したが、改定率を極力抑えるよう要請するにとどまった。企業団からの値上げに対し簡単に要請を受け入れており、公営企業としての経済性原理が働いているとは言い難い。

倉敷市水道事業経営審議会にとっても、企業団の決算内容はブラックボックスであり、料金引き上げの是非は審議の埒外にあった。われわれの監査でも同様であり、公表されている決算書によってしか企業団の状況を窺い知るができない。幸い、用水の供給を受けているもう一つの企業団である備南水道企業団の財務内容は、決算書を見る限り非常に良好であり、受水費も長期間据え置かれている。これに対して、岡山県南部水道企業団の財務内容は平均以下であり、料金改定は昭和46年以来6回目である。水道局としては財務内容の悪い供給先からの用水供給料金引き上げに対して、その原因を追究し改善を勧告する機能がない。水道局は企業団の給水単価に対して何ら権限を有していないからである。

今後も企業団からの一方的な値上げ要求を安易に受け入れるリスクが存在するため、倉敷市としては企業団構成員の一員として必要があれば財務内容の調査等企業団に対する牽制が機能する仕組みを確立すべきである。また、料金改定後の決算推移を分析する等、料金改定後の事後的なフォロー体制を敷き、企業団連絡会議及び企業団定例議会に生かすべきである。

繰り返すが、倉敷市水道局としては、独立した特別地方公共団体である企業団の決定に対して交渉余地は無い。企業団構成員としての倉敷市が、企業団の経営を十二分に監視し、今後の用水供給料金引き上げを十分検証する必要がある。

なお、第7. 参考資料 1. に水道企業団の決算書要約を記載している。

⑤ 水道料金等収納

A 料金収納手続

倉敷市水道条例第 22 条により、水道料金は使用者から徴収する。水道料金等の収納は、納付制及び口座振替の方法によっており、集金制は平成 5 年度末で廃止された。納付期限は、いずれも 16 日となっている（給水装置の使用を中止しまたは廃止した場合はその都度）。

B 料金収納手続の効率性

平成 15 年度の収納状況は下記のとおりで、銀行の口座振替が最も多い。口座振替による徴収取扱手数料は、金融機関が 1 件当たり 10.5 円で、徴収経費は非常に安い。納付制では銀行が 8.4 円、農協が 10.5 円で、コンビニ 47.25 円となっている。口座振替が最も安価で事務経費の軽減・効率化が図られることから、新規の水道使用者には積極的にその利用促進を図っている。

コンビニ収納は、手数料が金融機関の場合よりも高いのであるが、水道料金未収金対策として 24 時間収納が可能な手段であるため、平成 13 年 10 月から大手コンビニ 15 社で取り扱っている。コンビニ収納手数料は、近隣市の例（62 円から 63 円）と比較して安く抑えている。これは、初期に導入した自治体は随意契約（見積書）によることが多く、また普及により単価が低下したことや、収納代行業者 8 社に競わせたことによる。

口座振替・納付制の実績

	口座振替件数	利用率(%)	納付制件数	利用率(%)	合計
銀行	670,565	79.92	58,086	52.76	728,651
郵便局	122,138	14.56	0	0.00	122,138
農協	46,309	5.52	2,022	1.84	48,331
コンビニ	0	0.00	49,978	45.40	49,978
合計	839,012	100.00	110,086	100.00	949,098

(平成 15 年度実績)

C 結果

平成 15 年度の徴収手数料合計は、口座振替が 8,809 千円、納付制が 2,870 千円であり、1 件当たり徴収手数料は、口座振替制が 10.5 円、納付制が 26.08 円程度であり、また、倉敷市水道局の口座振替普及率（平成 13 年度末）は 87.14% と同規模の他市平均 83.57% より高い。水道局の口座振替制度は収納事務の経済性に寄与していると思われる。

⑥ 滞納整理

A 滞納整理手続

倉敷市水道局営業課は、納付期限までに納付が無い者に対し翌月改めて納付期限を定めて「督促状」により通知する（地方自治法第231条3第1項）。督促の納付期限までに納付しない者に対して、翌月にさらに納付期限を定めて「催告書」により通知する。それでも納付が無い者に対して、翌々月に改めて納付期限を定めて「給水停止予告書」により通知する。それでも納付が無い者に対して給水停止通知（訪問通知）がある。給水停止通知の納期限までに納付が無い者には、給水を停止する。

以上によっても納付が無いものは、地方自治法第236条第1項（金銭債権の消滅時効）により、5年経過後不納欠損調書を作成し欠損となるべき理由を調書に記載し不納欠損処理する。

B 滞納整理及び不納欠損の状況

平成15年度滞納整理に関する通知書の作成、発送状況は以下のとおりである。

滞納整理・不納欠損状況(延べ)

摘要	発送件数(件)	発送率(%)
督促状	52,600	5.66
催告書	25,000	2.69
給水停止予告書	12,900	1.39
当初調定件数	929,464	100.00

当初調定金額(千円) 6,593,023

平成15年度給水停止の状況は以下のとおりである。

給水停止状況(延べ)

摘要	戸数(戸)	滞納金(千円)
給水停止通知書対象	7,937	463,331
給水停止執行対象	1,918	73,991
解除した者	1,293	
給水停止中	238	

倉敷市水道局は口座振替制度の推進、コンビニ収納促進、高額滞納者に対する納付指導、徴収体制の強化などにより未収金の回収に努めているが、昨今の経済情勢から滞納件数、滞納金額は年々増加している。

上記のとおり、給水停止通知書を発送すれば、実際に給水停止執行となる者は極端に減少する。そこで水道局としては給水停止業務を従来の3班から5班に増強し、また、転居が多い3月から5月の繁忙期と毎月の給水停止業務は、係りを越えた協同体制を整えている。

平成15年度不納欠損の状況は以下のとおりである。

不納欠損の状況

摘要	(件数、千円)	欠損率(%)
不納欠損件数	3,919	0.42
不納欠損金額	14,864	0.23

倉敷市水道局の回収努力は認められるが、上記のとおり最終的に回収できず不納欠損処理された金額は、14,864千円である。水道料金徴収の公平性という観点から、独居老人、生活困窮者には配慮しつつも、さらに滞納常習者や悪質な延滞者に対する滞納金回収に努める必要がある。その際滞納者との早期接触と交渉状況の記録整備が肝要である。電算による交渉記録整備は始まったばかりであり、早期に軌道に乗せる必要がある。

C 水道料金等延滞者に対する監査人による残高確認について

滞納未収金の残高が正しく計上され、また、実在するものであるかを確認するため延滞者に対する直接残高確認を計画した。しかし、督促状と誤認する恐れのある残高確認状を監査人が直接発送することは、滞納者との回収交渉に悪影響を及ぼし債権回収に支障をきたすとして、実施することができなかった。

包括外部監査の監査手続の一つとして残高確認は、強力な外部証拠を直接入手する非常に有効な手続であり、実施可能にして合理的である限り省略できないものと解される。われわれは、滞納整理が水道局として今後一層強化していく必要のある重要な業務であり、また水道事業は福祉に係る繊細な業務であるという特殊性を合わせもつことにも配慮し、残高確認手続を割愛した。その代わり、代替手続として平成15年度延滞繰越明細書（延滞者ごとの延滞未収金明細）を閲覧し、任意に15人（件数52件）を抽出し、延滞者との交渉経過を聴取し、さらに、再度それら延滞者の記録の実在性について営業課に対して自主点検作業として、再度の記録確認を依頼した。なお、営業課に自主点検させたことは、外部監査で残高確認の代替手続には膨大な時間がかかり、監査の効率性を損なうと判断したためである。

その結果を見る限り、延滞者との交渉経過は全て記録され、また、延滞未収金計上残高に問題はなかった。

D 結果

イ 低下する収納率

水道料金収納状況は、平成14年度調定分の収納率が13年度の97.70%から97.76%へ向上したものの、15年度調定分は97.73%に低下し未収金が20,835千円増加して、161,240千円となっている。上記のとおり収納率向上のための努力は認められるが、実績が伴っていない。現状は収納率向上の結果を示すことができていない。

ロ 貸倒引当金の未計上

平成15年度末現在、不納欠損処理によって生じる損失に備えて会計上計上すべき貸倒引当金、13,683千円が未計上である。後記8. 決算報告書の個別項目参照。

ハ 滞納未収金の個別状況の把握

監査人の調査した範囲では、滞納未収金は債務者ごとに状況を把握できていたが、下記のように延滞件数が非常に多いため、滞納者全てについて個別の状況を把握しその結果を受けて回収策を個別に指示するレベルに達しているとはいえない。まず、早期に延滞者との交渉記録を整備・充実すべきである。

ニ 延滞未収金残高確認の実施

水道局の未収金残高は、以下のようになっている。

(単位 千円)

摘要	金額	件数
給水収益	289,237	61,061
受託工事収益	46,825	52
工事負担金	221,555	23
その他営業収益	17,654	100
その他営業外収益	5,081	4
他会計負担金	8,177	14
合計	588,529	61,254

未収給水収益289,237千円の内127,996千円は平成14年度以前発生分の残高(27,235件)である。このような延滞未収金残高の質的・量的重要性に鑑み、倉敷市水道局として延滞未収金の残高確認手続を導入すべきである。この手続は、債務者に対する債務残高及び債務認識を確認する意味もあって、時効を中断する最も有効な「承認」ともなる。

監査人は上記Cに記載したとおり残高確認手続を割愛したが、倉敷市水道局としては、延滞整理、未収金残高確定及び担当課に対する内部牽制として、当該手続を活用すべきである。

⑦ 水道料金債権の消滅時効年数について

平成 15 年 10 月 10 日、最高裁判所は、地方公共団体が経営する水道料金債権に民法第 173 条第 1 項が定める 2 年の短期消滅時効が適用されるという判断を下した。総務省はこれを受け水道料金消滅時効を 2 年とする行政解釈に変更した。水道局の延滞整理業務は 5 年時効を前提としている。現状でも未収金が年々増加しているところ、2 年時効ではさらに収納率低下が予想される。

これに対し、倉敷市水道局では徴収担当職員の増員、回収期間の短縮、納付履行誓約書の徴収、給水停止処置の強化等の早期徴収対策が必要と考え、また滞納徴収事務の民間委託も考慮している。しかし、現時点ではその影響について情報収集している段階であり、統一された見解に基づく行政実例を待っているのが現状である。

短期消滅時効に対する組織的体制を早期に整える必要がある。

⑧ その他

上記以外については、特に指摘する事項はない。

2. 原価

(1) 概要

収入の項で述べたように、水道料金は総括原価主義により算定される。原価は営業費用に資本費用を加えた総括原価（受託工事費を除く）であるが、ここで監査の対象とするのは給水原価の総括分析と原価の中でも金額的重要性の高い受水費である。

受託工事費を除く水道事業費用は 71 億円で、原水浄水費 21 億円の内 17 億円を受水費が占めている。

(2) 監査要点

- ① 水道料金の設定根拠の重要な要素である原価は正しく計算されているか。
- ② 原価の中でも重要性の高い受水費は、契約書等に基づき適正に計上されているか。

(3) 監査手続

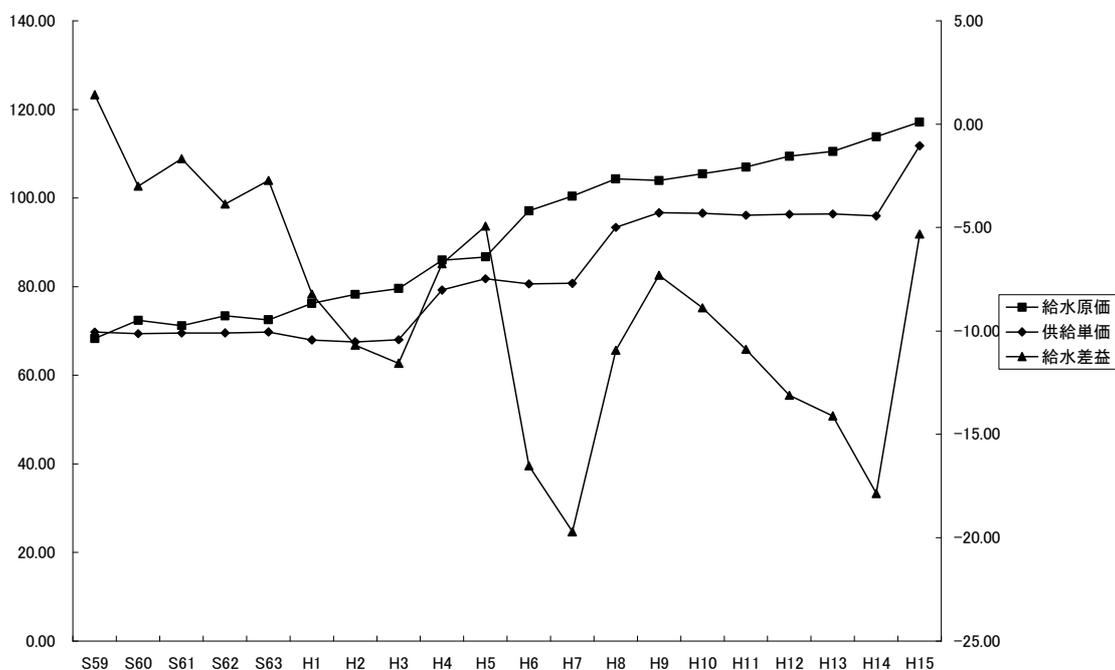
- ① 原価の集計過程を質問する。
- ② 平成 15 年度の原価の計算につき、供給単価及び給水原価の過去 20 年の推移を比較検討し、類似他市町村等の数値と比較する。
- ③ 原価構成項目の一つである受水費について、平成 15 年度の受水費の地区別月次推移を検討し、取引単価の推移を閲覧し、受水費に関する取引基本契約書等の請求単価との一致を確かめる。
- ④ 平成 16 年 3 月時点の受水費未払金残高につき、企業団に対して直接残高確認を実施する。

(4) 監査結果

① 給水原価の分析

過去 20 年間の供給単価、給水原価の推移は次のとおりである。

供給単価とは、給水収益を有収水量（料金の対象となる水量）で除したもので、給水原価とは、受託工事費用を除外した経常費用を有収水量で除したものであり、1 m³あたりの単価を示す。



(円単位 右軸は給水差益、左軸は供給単価・給水原価)

給水原価は一貫して上昇しており、供給単価は料金改定により上昇していることが分かる。供給単価が原価を下回っており差損が出ているが、この差損は利用者からの負担金（水道利用加入金等）、手数料、他会計負担金（下水道使用料徴収料）等のその他営業収益や営業外収益等で補填している。従って、営業利益段階で赤字となることは原則としてないし、過去 20 年間で営業赤字を計上したことはない。誤解のないよう補足すると、供給単価は、企業で言う商品販売単価であり、給水原価は、売価に直接対応する原価ではなく、それより範囲が広く支払利息まで含めた総費用を有収水量で除したものである。従って、差損は多いにあり得ることであり、必ずしも供給単価が相対的に低く設定されているということにはならない。

「平成 14 年度類似事業体（給水人口 30 万人以上の 45 事業体）」の資料によれば、平成 14 年度の倉敷市の供給単価、給水原価は、ともに 45 事業中最も低い。

供給単価が給水原価に対してどのような水準にあるかを示すものが、回収率である。回収率も平成 14 年度は 2 位と低い水準であるが、平成 15 年度は平成 15 年 1 月の料金改定により 95% となり、単価自体は低い水準にあるにしても、原価との比較においては平均よりやや低い料金設定にとどまっている。平成 15 年度の数値が不明であるが、仮に平成 14 年度と同じとすれば、回収率は 45 事業体中 15 位である（回収単価の低い順位）。

供給単価・給水原価比較

項目	類似事業体平均	倉敷市の順位	倉敷市 H14	倉敷市 H15
供給単価(円)	171.26	1	95.97	111.81
給水原価(円)	172.23	1	113.82	117.12
回収率(%)	99.44	2	84.32	95.47
差損(円)	-0.97		-17.85	-5.31

(類似事業体平均及び順位は平成 14 年度)

以下のとおり、全ての末端給水事業者（法適用）の回収率との比較においても、倉敷市水道事業の平成 15 年度の数値は平均程度である。

全国末端給水事業平均回収率

(円単位)

項目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平均
供給単価	168.44	169.12	170.63	172.32	173.48	170.80
給水原価	177.39	178.44	179.31	182.93	182.15	180.04
回収率(%)	94.95	94.78	95.16	94.20	95.24	94.86

(公営企業年鑑)

倉敷市水道局の給水原価は、類似都市と比較して最も低い水準にある。水道料金は給水原価をもとに算定されることから、供給単価も最も低い。なお、1ヶ月の使用水量を20 m³とすると、倉敷市の料金は中核市では2番目に安く全国平均3,038円の60%に過ぎない。

しかし、給水原価との比較においては平均レベルであり、相対的に安いというわけではない。平成15年度の供給単価は給水原価の95%に相当し、類似事業者との比較においても、また平成14年度における全ての末端給水事業との比較においても、平均的な数値といえる。

② 受水費

平成15年度受水費の購入地区別明細は以下のとおりである。

受水費推移表

(円単位)

	水量(m ³)	単価	受水費(税込み)	受水費(税抜き)
備南	26,138,330	29.4	768,466,902	731,873,240
岡山県南部(福田)	6,081,340	58.8	357,582,792	340,555,040
岡山県南部(児島)	11,505,182	58.8	676,504,702	644,290,188
合計	43,724,852		1,802,554,396	1,716,718,468

平成15年度の受水費は、備南水道企業団からの供給用水料金は29.4円(税込み)で、岡山県南部水道企業団のそれは、58.8円(税込み)であり、それぞれ供給契約書どおり計上されていた。

また、平成16年3月末時点の受水費未払金残高について、備南水道企業団及び岡山県南部水道企業団へ直接残高確認を実施した結果、水道局の残高は企業団のそれと一致していた。

③ その他

上記以外については、特に指摘する事項はない。

3. 職員給与費

(1) 概要

公営企業の損益計算書及び貸借対照表の様式は、「地方公営企業法施行規則」により定められている。この様式に従い、水道局でも、営業費用は「原水及び浄水費」、「配水及び給水費」、「受託工事費」、「業務費」、及び「総係費」に区分されている。

また、資産の取得に関連する支出である建設改良費は「拡張工事費」、「建設改良事業費」に区分されている。

3. 職員の状況で述べたとおり、職員給与費はそれぞれの職員の所属する課あるいは担当により各項目に区分して計上されている。

過去5年間の職員給与費及び職員数の推移は以下の通りである。

(千円単位)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
営業費用	1,532,864	1,503,736	1,517,051	1,413,745	1,342,907
原水及び浄水費	264,186	243,323	160,153	150,792	140,164
配水及び給水費	428,598	435,574	456,015	441,527	414,156
受託工事費	45,479	50,618	52,524	55,414	37,710
業務費	340,934	313,224	336,454	311,025	303,203
総係費	453,666	460,994	511,902	454,985	447,672
建設改良費	209,254	202,702	175,819	162,303	165,840
拡張工事費	66,332	58,407	48,795	46,813	46,098
建設改良事業費	142,921	144,295	127,024	115,490	119,742
合計	1,742,119	1,706,439	1,692,870	1,576,049	1,508,748
職員数	168人	164人	158人	155人	151人
損益勘定 所属職員※1	144人	141人	136人	134人	131人
資本勘定 所属職員※2	24人	23人	22人	21人	20人

※1 損益勘定職員とは、損益勘定（営業費用）に所属する職員である。

※2 資本勘定職員とは、資金的支出（建設改良費）に対応する職員である。

次に、平成14年度の職員給与費に関して、近隣の事業体及び類似事業体の平均と比較すると以下の通りである。

項目	倉敷市	岡山市	福山市	高松市	類似事業体 平均
費用全体に占める 職員給与費の割合(%)	17.63	22.65	27.67	21.82	19.83
給水収益に対する 職員給与費の割合(%)	20.91	24.51	27.59	19.98	20.04
職員給与費対 営業収益比率(%)	18.86	22.88	25.55	19.94	19.21
損益勘定職員1人 当たり給水人口(人)	3,139	2,154	1,866	2,140	2,648
損益勘定職員1人 当たり配水量(m ³)	477,143	323,658	243,362	295,239	348,041
損益勘定職員1人 当たり営業収益(千円)	46,663	44,076	39,476	45,196	54,362
損益勘定職員1人 当たり給水収益(千円)	42,085	41,145	36,561	45,087	52,072

(注) 損益勘定職員1人当たり配水量、営業収益及び給水収益の計算式は次の通りである。

損益勘定職員1人当たり配水量＝配水量／損益勘定職員数

損益勘定職員1人当たり営業収益＝営業収益／損益勘定職員数

損益勘定職員1人当たり給水収益＝給水収益／損益勘定職員数

倉敷市水道局では、給水収益が今後減少していくことが予想される状況の中で経費の節減、事務事業の合理化を積極的に推し進めている。その結果、職員数は、年々着実に減少してきているし、また、給与費の総額も減少傾向にある。特に平成13年度から片島浄水場の監視業務を外部の業者に委託したことなどもあり、「原水及び浄水費」の給与費が大幅に減少している。

また、近隣の事業体や類似事業体の平均と比べても、倉敷市水道局の給与費は、費用全体に占める割合も低く、給水収益に対する割合も非常に低い。また損益勘定職員一人当たり営業収益及び給水収益は、近隣の事業体より高い数値となっている。

概ね倉敷市の場合、給与費に関する限り、職員数も年々削減されおり、また給与費の総額自体も減少しており、経費の節減、事務事業の合理化が進んでいると考えられる。但し、前述したとおり民間企業と比較した場合、1人当たり給与費は依然高い水準にある。

(2) 監査要点

- ① 給料（基本給）、諸手当、共済費負担金（社会保険料）の算定や支給手続は適切に行われているか。
- ② 時間外勤務手当の算定や支給手続は適切に行われているか。
- ③ 特殊勤務手当の算定や支給手続は適切に行われているか。
- ④ 退職手当の算定方法や支給手続は適切に行われているか。

(3) 監査手続

- ① 部門別給与推移、職員1人当たり給与の他市町村、民間比較等の分析を行う。
- ② 平成15年7月の支給額算定資料（賃金台帳、諸規定）を閲覧し、給料、諸手当の計算が適切に行われているか確認する。
- ③ 時間外勤務手当の支給額の適正性について確認する。
- ④ 特殊勤務手当の種類や支給要件等について確認するとともに、支給額の算定が適切に行われているか確認する。
- ⑤ 退職手当の支給要件や計算方法について確認するとともに、退職手当の支給額の算定が適切に行われているか確認する。
- ⑥ 合理性のない特別昇給等、職員に不当に有利な金額が支給されていないかを確認する。
- ⑦ 地方公営企業において、必要な退職給与引当金が設定されているかを確認する。

(4) 監査結果

上記の監査手続に従い、個別に検討した結果、以下の点を除き人件費に関して特に指摘すべき事項はなかった。

① 退職者に対する特別昇給について

平成15年度において、一般職員に対する退職給与金の実支出額は170,967千円であるが、すべての退職者に対して特別昇給が行われ、特別昇給後の給与月額を基礎として退職給与金を算定している。その結果、下記の表のとおり3,580千円多く支給されている。これは「初任給、昇格、昇給等に関する規則第20条（退職等による特別昇給）」に基づいているが、これによると勤務成績の良好な職員に対して昇給すると定められている。従って、本来であれば勤務成績が良好かどうかの判断が必要であり、判断の結果、勤務成績が良好な職員に対してのみ特別昇給が行われるべきである。しかし、現状は上記のとおりそのような

判断はなく、すべての退職者に対して特別昇給が行われている。

なお、このような特別昇給については、全国的に廃止の方向に向かっており、倉敷市においても段階的に廃止され、平成 18 年度には全廃することとなっている。

(千円単位)

人数	特別昇給前	特別昇給後	増加額
6 名	167,387	170,967	3,580

② 退職給与引当金について

平成 15 年度に退職給与金として決算書上 210,000 千円計上しているが、これは予算額と同額であり、その内 177,341 千円が実際に支給した退職金で、残りの 32,658 千円が退職給与引当金に繰入れられている。水道局ではこのような処理を毎年継続して行っている。

退職金は、職員が提供した労働の対価として支払われるものであり、発生主義による適正な期間損益計算を行うためには、支払時に一時の費用とするのではなく、職員の在職する各期間にわたり費用として認識し、当期の負担に属する金額を当期の費用に計上すべきである。しかしながら、現在水道局が計上している繰入額は、上記の通り予算額から実支払額を差引いた残額であり、適正な期間損益を算定するうえで妥当な繰入額とは言えない。

8. 決算書の監査 B. 引当金の項で詳しく述べるが、平成 16 年 3 月 31 日現在、退職給与引当金の要引当額は 1,792,206 千円であり、1,600,499 千円不足している。

③ 特殊勤務手当について

特殊勤務手当は、「倉敷市水道企業職員の特殊勤務手当支給規程」に基づいて支給されている。これは、「倉敷市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」第 8 条の規定に基づいて定められている。

現在、上記規程に次ページの 10 項目の特殊勤務手当が定められている。

種別	範囲	支給基準	支給額
検針手当	1日に3時間以上出張して水道メーターの検針に従事した職員	日額	450円
滞納整理手当	出張して滞納整理又はその補助事務に従事した職員	日額 1日3時間以上 1日3時間未満	660円 330円
非常出勤手当	勤務時間外に呼び出され業務に従事した職員	1回	1,700円
夜間作業手当	勤務時間外に深夜業務に従事した職員	1回	1,400円
有害薬品取扱手当	浄水課に勤務する職員で水質試験に従事する職員	月額	1,700円
ポンプ運転手当	浄水課に勤務する職員でポンプ運転作業等に従事する職員		
	ポンプ運転作業を本務とする職員	月額	4,600円
	ポンプ運転作業及びポンプ場の維持、管理業務に従事する職員	月額	3,800円
非常災害時、作業に従事する職員に対する手当	風水害等のため非常配備が発令された場合に水道施設の災害対策及び応急復旧等に直接従事した職員	実働1時間につき	300円
用地取得等折衝業務に従事する職員に対する手当	庁外において勤務時間外に土地、権利土地に定着する物件、土地に属する土石砂れきの取得、使用及び補償で、当該権利者と直接面接して折衝業務に従事した職員	2時間以上 2時間未満	500円 400円

高層建築物等で指導、監督する職員に対する手当	地上5メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物等の工事現場で指導及び監督業務に従事した職員	日額	300円
緊急現場作業手当	倉敷市水道局緊急対策本部設置要綱に基づき、直接作業に従事した職員	日額	500円

条例によると、特殊勤務手当は、「著しく危険、不快、不健康、困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給与で考慮することが適当でないと認められる」ことが要件とされている。上記の10項目のうち「検針手当」については、現在、外部に委託しているため支給されていないので問題ないが、「滞納整理手当」及び「用地取得等折衝業務に従事する職員に対する手当」については、上記の要件に照らし「著しく危険」であるとか、あるいは「著しく困難」であるとは言い難いのではないかと考えられる。確かに多少不快感を伴ったり、困難であったりする面があるかもしれないが、あくまでも水道局職員として通常の職務の範囲内ではないかと考えられる。なお、「滞納整理手当」、「用地取得折衝手当」については、倉敷市の他の部局においても同様の手当が支給されており、水道局に限った特別な手当ではない。

しかし、全国的にも特殊勤務手当については過剰な手当として全廃あるいは見直しを行う動きがあり、倉敷市水道局においても平成13年度に一部見直しを行っているが、今後もこうした社会情勢から考えて、さらに検討を重ねる必要があると考える。

④ 退職金の一般会計負担金の計上区分について

「退職手当の負担について」という倉敷市人事課起案（平成10年3月2日決裁）があり、それに基づいて水道局において職員が退職した場合、退職金を全額水道局の経費として計上し、職員の在職期間に応じて一般会計が負担すべき退職金については、負担金として営業外収益に計上されている。平成15年度の場合、負担金として営業外収益に28,994千円計上している。

しかし、この負担金として受入れた額は、水道局が負担しない退職金であり、正しくは退職給与金のマイナスとして処理すべきであると思われる。なぜなら、

どちらにしても最終的な当期純利益は変わらないが、現状では営業利益の段階で見るとその額だけ利益が過少に表示されている。その結果、経営分析等に際し判断を誤らせる可能性があるからである。従って、決算書利用者に対してより有用な情報を提供するうえで上記の処理を採用すべきである。

4. 経費（職員給与費を除く）

（1）概要

「3. 職員給与費について」の項で記載したとおり規則別表により営業費用は、「原水及び浄水費」、「配水及び給水費」、「受託工事費」、「業務費」、「総係費」、「減価償却費」、「資産減耗費」、そして「その他営業費用」に区分されている。

過去5年間の推移は以下の通りである。

（千円単位）

項目	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
原水及び浄水費	1,929,106	1,896,966	1,922,156	2,004,903	1,988,039
配水及び給水費	464,251	458,918	455,246	486,826	436,647
受託工事費	184,629	124,658	122,984	144,893	134,058
業務費	117,972	114,814	118,789	120,775	123,547
総係費	98,825	105,472	97,154	114,875	110,729
減価償却費	1,831,510	2,042,577	2,082,625	2,095,769	2,099,145
資産減耗費	90,601	77,247	111,272	89,495	284,971
その他営業費用	5	7	2	1	1
合計	4,716,903	4,820,662	4,910,231	5,057,542	5,177,141

上記の「原水及び浄水費」、「配水及び給水費」、「受託工事費」、「業務費」、及び「総係費」の内訳を、決算書をもとに監査人が費目別に集計して推移を見ると次ページのようになる（千円単位）。

科 目	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
旅費	2,071	2,023	1,767	1,632	1,065
諸謝金	0	201	0	0	0
被服費	734	1,304	1,022	2,299	332
備用品費	12,010	11,100	11,142	11,854	8,803
燃料費	2,971	3,356	3,272	3,300	3,289
光熱水費	6,949	7,044	6,394	6,457	6,718
印刷製本費	4,457	4,582	8,063	6,960	5,343
通信運搬費	29,647	31,384	30,272	30,860	28,356
広告料	1,151	2,103	1,315	7,602	6,900
委託料	484,907	461,871	520,000	582,755	579,519
手数料	6,359	8,996	7,301	3,905	3,778
賃借料	21,515	19,019	17,290	8,569	9,911
修繕費	74,857	56,551	59,471	58,675	42,492
路面復旧費	38,575	26,527	22,734	18,141	17,861
動力費	202,347	201,180	192,372	188,057	177,374
薬品費	10,165	9,350	9,685	12,432	10,199
材料費	3,083	3,328	2,040	2,128	3,528
工事請負費	158,656	125,767	126,134	145,167	121,620
図書新聞費	2,311	2,123	2,166	2,211	2,197
受水費	1,671,109	1,669,945	1,642,976	1,725,963	1,716,718
補償費	8,171	1,079	1,027	3,374	1,126
研修費	2,439	1,966	3,265	3,499	2,772
厚生費	8,617	8,353	8,225	8,105	5,820
交際費	130	124	90	120	143
負担金	35,978	34,772	32,891	32,431	31,144
会費負担金	1,930	1,861	1,786	1,804	1,943
食糧費	302	275	285	236	381
保険料	2,896	4,209	2,896	3,230	3,232
公課費	391	380	391	452	411
雑費	56	58	58	56	47
減価償却費	1,831,511	2,042,577	2,082,626	2,095,770	2,099,146
資産減耗費	90,602	77,247	111,273	89,496	284,972
その他営業費用	6	7	2	2	1
合 計	4,716,903	4,820,662	4,910,231	5,057,542	5,177,141

(2) 監査要点

- ① 検収、検査は適正に行われているか。物品供給の事実がないものはないか。
- ② 支出事務手続が、法令、条例、規則等に準拠して適正に行われているか。
- ③ 支出を裏付ける証憑は適切に整理保管されているか。
- ④ 業務委託に合理性はあるか。
- ⑤ 委託契約の方式、相手方の選定方法は適正か。

(3) 監査手続

- ① 関係法令、条例、規則、規程等を理解する。
- ② 経費の支払が、関係法令、条例、規則、規程等に基づいて行われていることを確かめる
- ③ 予算書、支出負担行為票、支出命令票との記載額を照合するとともに、契約書、請求書、見積書、領収書を突合し、支出事務手続の適正性を確かめる。
- ④ 旅費の支給及び精算手続が、規定や定められた手続に従って適正に行われているか確かめる。
- ⑤ 一般競争入札（原則）に対して、指名競争入札、随意契約が例外的に採用されている場合にはその採用事由を吟味する。
- ⑥ 委託料の積算基準積算資料等の整備状況及び運用状況は適切か確かめる。

(4) 監査結果

上記の監査手続に従い、個別に検討した結果、以下の点を除き経費に関して特に指摘すべき事項はなかった。

① 水道事業管理者の交際費

水道事業管理者に対して、毎月 50,000 円が交際費として支給され、そのうち使用されなかった額が月末に返金されている。平成 15 年度の精算状況は以下の通りである。

(円単位)

年月	支給額	返金額	未返金額
15年4月	50,000	25,000	25,000
5月	50,000	37,000	13,000
6月	50,000	35,000	15,000
7月	50,000	50,000	0
8月	50,000	45,000	5,000
9月	50,000	35,000	15,000
10月	50,000	35,000	15,000
11月	50,000	35,000	15,000
12月	50,000	50,000	0
16年1月	50,000	45,000	5,000
2月	50,000	35,000	15,000
3月	50,000	30,000	20,000
合計	600,000	457,000	143,000

上表の未返金額は、本来なら請求書あるいは領収書等の証憑類があるはずであるが、そのような証憑類は全くない上、内部書類である支出負担行為決議書等もない。担当者に質問したところ、香典あるいはお見舞い等、領収書のない支出が多いとのことである。しかし、そのような場合でも、本来なら所定の手続に従って支出負担行為決定書等の内部書類は作成する必要がある。このように支出先等が不明であることは会計規程等から判断しても望ましくなく、また、税務上も水道事業管理者に対する給与とみなされるのではないかと考えられる。

そもそも管理者に対して毎月前払いする必要があるのか、急な支出に際しては事後の精算でだめなのか疑問があるが、いずれにしても他の経費と同様に所定の手続に従い必要な書類を作成し、領収書等の証憑類も適切に保存するべきである。

② 上級職に随行する際の旅費

旅費について、出張命令書等の内容を検討した結果、水道事業管理者が出張する際、運賃は特別車両料金が支給されている。そして、水道事業管理者が出張する際、同行する職員についても特別車両料金が支給され、さらに日当、宿泊費も水道事業管理者と同額が支給されている。

「倉敷市水道事業管理者の給与等に関する条例」第3条に「管理者が公務のた

め旅行するときは旅費を支給する」とし、さらに「旅費の額は倉敷市職員等の旅費に関する条例に基づく市長の旅費相当額とする。」としている。この規定に基づき水道事業管理者に対して特別車両料金が支給されている。また、「倉敷市職員等の旅費に関する条例」第21条第4項に「職員が上級職に同行または随行する場合、市長が必要と認めるときは、その上級職に準じ旅費を支給することができる。」という規定に基づいて、同行する職員についても特別車両料金や水道事業管理者と同額の日当、宿泊費が支給されている。この規定によれば、「市長（管理者）が必要と認めるときは」となっており、市長（管理者）が必要と認めた場合にのみ支給されるべきものと考えられる。しかし、現状は同行した事実をもって判断しており、真に必要なかどうかの判断は為されていない。また、判断の基準も明確ではない。

今後は、規定の厳格な運用をめざし「必要と認めるとき」の判断基準を明確にするとともに、「真に必要なと認められる」場合にのみ上級職に準じた旅費を支給すべきである。

③ 動力費

動力費について過去5年間の推移を見ると、年々減少してきていることがわかる。

(千円単位)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
動力費	202,347	201,180	192,372	188,057	177,374

水道局によると、減少した理由として次のような点をあげている。

- A. 年間配水量の低下による減少
- B. 夜間電力使用促進による減少
- C. 契約電力、契約種別変更による減少

確かに年間配水量は、平成13年度の23,906千 m^3 をピークに、平成15年度には22,907千 m^3 に減少しているが、それ以上に夜間電力の使用促進や契約電力、契約種別の変更によるところが大きく、経費の節減が図られているといえる。

④ 委託料

過去 5 年間の委託料の推移は以下の通りであり、全体として増加傾向にある。

(千円単位)

	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
原水及び浄水費	41,236	27,394	85,355	92,368	96,100
配水及び給水費	310,182	302,276	308,712	351,967	336,181
受託工事費	17,671	15,047	10,177	12,083	10,200
業務費	94,364	89,675	92,136	92,835	99,670
総係費	21,452	27,477	23,618	33,500	37,365
合 計	484,907	461,871	519,999	582,755	579,518

「原水及び浄水費」に計上されている主な委託料は、片島浄水場の運転監視に関する業務委託料である。平成 13 年度に片島浄水場が完成し、同時に外部に業務委託しているため委託料が大幅に増加している。

「配水及び給水費」に計上されている主なものは、配水管及び給水管の修繕工事・漏水調査業務、受水槽等の清掃業務あるいは配水池の除草作業の業務委託料である。

「業務費」に計上されている委託料は、検針業務に関する業務委託料や、倉敷市に委託している調定収納業務電算委託料である。

また「総係費」に計上されているものは、主に宿日直業務に関する業務委託や、財務会計電算処理業務に関する委託料である。

年々委託料が増加しているのは、給水収益の増加が見込めない状態の中で、経費の節減、事業の効率化、合理化を図るために積極的に外部の業者に業務委託しているものと考えられる。

A 浄水場の監視業務を業務委託したことによる効率性の検証

片島浄水場の運転監視業務を平成 13 年度から(株)荏原製作所に業務委託している。これにより実際に効率化が図られているのか。

水道局の試算によると、業務委託する前は、専従職員 12 名が監視業務に当たっており、平成 15 年度の 1 人当たり人件費 800 万円として約 9,600 万円の人件費がかかり、それに対して平成 15 年度の(株)荏原製作所に支払った委託料が約 5,600 万円であるので 4,000 万円ほど財務上効率化されているとのことである。

実際、以下のように「原水及び浄水費」の中の職員給与費と委託料の合計額の推移をみても、平成 15 年度の合計額は平成 12 年度の合計額より約 3,500 万円減少していることがわかる。

(千円単位)

	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
給 与 費	264,186	243,323	160,153	150,792	140,164
委 託 料	41,236	27,394	85,355	92,368	96,100
合 計	305,422	270,717	245,508	243,160	236,264

また、財務上だけでなく業務上も、夜勤に伴う労務管理業務の解消や夜間電力を大幅に使用することなどによる効率化も図られている。

B 業務委託者（個人）に対する奨励金

「総係費」の中の委託料に、宿日直業務に関する業務委託がある。この業務委託も、経費の節減及び事務の効率化をめざし行われていると考えられる。しかし、宿日直業務に関する業務委託者（個人）に対して、奨励金という名目で 6 月(560,000 円)と 12 月(720,000 円)に別途委託料が支払われている。これらは支給時期等から判断して一般の職員に対する賞与と同じであり、形式的には職員給与費ではないが、実質的には職員給与費と何ら違いがないと考えられる。

C 倉敷市への電算処理業務に関する業務委託

水道局は水道事業に関わる電算処理業務を倉敷市に委託している。平成 15 年度は、年間 43,645 千円で業務委託契約を結んでいる。見積書によると委託料の内訳は以下の通りである。

(千円単位)

	金 額
ホストコンピューター使用料	20,689
ディスク使用料	1,097
端末機関係使用料	18,479
パンチ業務委託料	605
回線使用料	696
合 計	41,567
消費税	2,078
総 合 計	43,645

見積書には詳細に計算過程が記載されており、例えばホストコンピューター使用料の金額は、一時間当たり単価にコンピューター使用時間を掛けて算出している。金額の妥当性について質問したところ、水道局では見積書の金額あるいは使用時間数等について全く検証していないとのことである。通常、外部に業務委託する場合、まず予定価格を算出しその範囲内で契約するものである。従って、この場合も水道局側で予定価格のようなものをまず算出し、その金額と倉敷市から提示された金額を比較しその金額が妥当なものであるかどうか検討すべきである。

また、毎年発表している水道事業会計決算書に 1,000 万円以上の重要な契約について契約内容、契約先、契約金額等を開示しているが、この倉敷市に対する業務委託については全く記載されていない。この開示については特に法令等で要請されているものではないため、民間企業との契約について開示すればよいとの考えもあるが、社会に対してより有用な情報を提供する意味で、内容的にも、金額的にも重要性がある当業務委託契約については他の契約と同様に決算書に開示すべきである。

D 随意契約

委託契約においても、業者選定においては、一般競争入札が原則であり、随意契約はあくまでも例外的な場合である。従って、安易に随意契約によるべきではなく、その場合には相当な理由が必要であると考えられる。平成 15 年度において委託契約のうち随意契約によるもので、契約金額が 100 万円以上のものは次ページのとおりである。

(円単位)

契約内容	相手先	契約金額
水道局テレメーター設備保守点検業務	三菱電機プラント エンジニアリング(株)	4,712,400
水道工事設計単価改正業務	富士通(株)	3,633,950
浄水場植木剪定業務	倉敷市シルバー 人材センター	3,088,690
浄水場草刈及び除草作業業務	倉敷市シルバー 人材センター	2,810,850
電子ファイル装置保守点検業務	東芝情報機器(株)	1,791,720
船穂取水位内部清掃業務	ノダック(株)	1,417,500
浅原配水池緑地管理業務	浅原配水池緑地管理合	1,291,500
給水工事申請書の光ディスク代行入力業務	西日本マイクロ情報(株)	1,285,200
ポンプ場及び配水池用地除草作業 (玉島地区)	倉敷市シルバー 人材センター	1,102,500

水道局によれば、随意契約によるのは、主として次のような場合であるとしている。

- イ. 設備自体の保守点検は、そのメーカーの系列企業以外にできない場合。
- ロ. システムの著作権を有している企業以外に施行不可能な場合。
- ハ. 政策的配慮によるもの。

例えば、上記の「テレメーター設備保守点検業務」等は、イ. の設備自体の保守点検は、そのメーカーの系列企業以外にできない場合に該当し、「水道工事設計単価改正業務」等は、ロ. のシステムの著作権を有している企業以外に施行不可能な場合に該当する。また、倉敷市シルバー人材センターに対する配水池の除草作業等の業務委託については、ハ. の政策的配慮によるものである。

現在、水道局では業務委託に際し随意契約による場合は、必ず理由書が添付されており、その点問題ないが、業者選定においてはあくまでも一般競争入札

が原則であり、安易に随意契約によるべきではない。しかも、今後給水収益の伸びが期待できない中で、経費の節減、事業の効率化が求められる現状においては、可能な限り一般競争入札あるいは指名競争入札によるべきであると考え

5. 固定資産

(1) 概要

第3倉敷市水道会計の概況4. 設備の状況に示したとおり、固定資産は総資産627億円のうち91%（572億円）を占め重要性が極めて高い。従って給水原価の中でも資本費（減価償却費と企業債利息）の占める割合は38%と最も大きい。

下記に固定資産の中でも金額の大きい有形固定資産を再掲する。

(千円単位)	H14	H15	
種類	帳簿価額	帳簿価額	増減
土地	1,824,598	2,037,599	213,001
建物	1,311,772	1,284,388	-27,384
構築物	48,888,301	49,562,159	673,858
機械装置	3,509,032	3,401,773	-107,259
車両運搬具	10,299	12,181	1,882
工具器具及び備品	47,896	57,350	9,454
建設仮勘定	91,976	236,753	144,777
合計	55,683,875	56,592,206	908,331

有形固定資産の中でも、構築物が有形固定資産全体の88%を占める。構築物とは主に配水池、約2,000kmに及ぶ配水管である。次に大きいものは機械装置であるが、この6割は、片島浄水場の監視制御設備、電気設備、排水処理設備、ろ過池機械設備、沈殿池機械設備である。

このように固定資産は重要な財産であるにも係らず、水道局の会計規程には有形固定資産の実査という財産管理手法が存在しない。そこで、われわれは固定資産の多くを抱える片島浄水場の、全ての有形固定資産を実査し固定資産台帳と照合することとした。また、営業所往査の際、金額的重要性の高い構築物である配水池は必ず実査対象とし、日常管理が重要な備品とあわせて現物を実査し、合わせて管理状況を吟味することにした。



(写真：児島営業所下の町配水池)

(2) 監査要点

- ① 有形固定資産（リース契約を含む）の受払い残高を示す帳簿は整備されているか。財産の分類が誤っているものはないか。
- ② 財産の実地調査が行われているか。
- ③ 財産の購入、移動、処分、廃棄は適法になされているか。
- ④ 財産は効率的に運用されているか。遊休施設、不用品、未使用品は適切に管理されているか。また、活用、転用、売却が図られているか。不法占拠されているものはないか。
- ⑤ 財産の維持管理業務委託の適法性、経済性、効率性吟味
- ⑥ 設備投資の経済性、能率性、効率性

(3) 監査手続

- ① 固定資産台帳、備品出納簿を閲覧し、関係者への質問、証憑突合等により記載内容を吟味する。
- ② 財産の実地調査が行われているか、関係者への質問、関係資料の閲覧によ

り確かめる。固定資産実査の方法は、公図等との照合、現地視察による。
実地調査の範囲は、片島浄水場の固定資産全てを対象とする。

- ③ 未利用土地について、その経緯、現況及び今後の対策等に関して証憑書類を閲覧し、関係者へ質問する。
- ④ 第6次拡張計画についてその必要性を吟味する。

(4) 監査結果

① 片島浄水場固定資産実査について

A 実査の概要

実査場所 片島浄水場（西之浦配水池、福井配水池、四十瀬井戸含む）
実査対象 下記のとおり、固定資産を実査した。



(片島浄水場玄関)



(片島浄水場取水場所)

片島浄水場固定資産一覧表

(千円単位)

勘定科目	件数	帳簿価額	摘 要
土地	37	976,035	浄水場用地、配水池用地等
建物	13	721,717	浄水場浄水処理施設等
構築物	45	1,140,881	沈殿池築造、場内整備等
機械装置	41	2,042,125	監視制御、電気、排水処理、ろ過池設備等
車両運搬具	5	420	三菱リベロカーゴ等
工具器具備品	108	54,228	分光光度計、分析装置、顕微鏡等
施設利用権	1	186	電話加入権 2 回線分
合計	250	4,935,593	

土地と配管等（地中に埋まっている為）を除き、片島浄水場の全ての固定資産を実査した。なお、土地と配管は図面で所在を確認した。

B 検出事項

イ 除却処理漏れ資産・使用見込みの無い遊休資産の存在

有形固定資産実査の結果、下記の除却処理漏れ資産及び今後使用予定のない遊休資産が検出された。

従って、水道局の固定資産台帳と総勘定元帳は一致しているから、平成15年度現在における水道局の固定資産残高は、5,559千円過大計上されている。

片島浄水場除却処理漏れ資産

(単位 千円)

科目	資産名称	数量	取得価額	取得年月日	帳簿価額
構築物	地下水位観測井	1井	1,006	S54.3.31	50
	鑄鉄管 500 ミリ	66m	2,758	S42.3.31	686
	鑄鉄管 350 ミリ	12m	300	S42.3.31	74
	鑄鉄管 150 ミリ	40m	420	S42.3.31	104
	ビニル管 150 ミリ	110m	175	S47.3.31	9
	西之浦配水池構内配管外	1式	10,748	S47.12.8	3,499
	自家発電集中制御装置	1式	1,295	S42.3.31	65
	合計				4,487

使用見込み無い遊休資産

(単位 千円)

科目	資産名称	数量	取得価額	取得年月日	帳簿価額
建物	オゾン発生機室	1棟	10,339	S50.3.31	517
構築物	鋳鉄管 350mm	6m	897	S42.3.31	223
	鋳鉄管 200mm	15m	1,235	S42.3.31	307
	排水設備構内連絡管	381m	515	S43.3.31	25
	合計				1,072

② 片島浄水場固定資産管理の不備事項

A 固定資産実査の制度化について

上記のとおり、有形固定資産の管理が不十分である。除却処理漏れ資産・使用見込みの無い遊休資産は、固定資産の実査をすれば発見できるものである。

財産の管理という場合、現金預金、有価証券、棚卸資産のみが管理対象ではない。固定資産は金額的重要性がある、使用期間が長い、生産能力に直接影響する、耐用年数経過後売却価値のないものが多いという特徴があり、このため、固定資産について財産管理がずさんな場合、その損失額が極めて大きくなるものである。水道局の場合も、約6百万円の過大計上があったわけである。

従って定期的に固定資産を実査すべきである。

B 建物の計上方法

建物の計上が、建物本体一括計上となっており、付属設備が区分されていない。本体と付属設備はそれぞれ耐用年数が異なり、管理方法も異なることから区分計上しなければならない。

C 現品シールの活用

固定資産実査を効率的に実施するため、固定資産の現物にシールを貼って個々に管理すべきである。片島浄水場ではかつて行われていたが、固定資産の実査が行われていない現状では無意味であり、今は実施されていない。

われわれの片島浄水場固定資産実査の際、資産を特定できるシールまたはプレートが不完全であったため、極力資産名等を確認したが、物によっては個別の識別ができず、例えば台帳の数量と現物の合計数量の一致をもって済まざるをえない場合もあった。固定資産実査とあわせて、制度化すべきである。

③ 第6次拡張事業について

水道法には「水道事業者は、当該事業により給水を受けるものに対して常時水を供給しなければならない。」とされ、将来の水需要に対しても対応することが求められている。このため水道局は、昭和51年当時の厚生大臣の認可を受け第6次拡張事業に着手した。計画は、事業費383億円をかけ平成28年度までに1日最大給水量を322,000 m³に引き上げるものである。しかし主要な経営指標（損益収支）の推移で述べたとおり有収水量は、給水戸数、給水区域内人口、普及率ともに増加しているにも係らず減少傾向にあり、1日当たり給水量は271,270 m³と既に高い施設能力を有しており、その平均稼働率は70%である。

当該計画は平成10年度において物価上昇による事業費と目標年度見直しがなされたが、構想にあった柳井原堰が中止されたこと及び水需要の減少傾向から判断して、再度見直す時期にきていると考えられる。この点を水道局に確認したところ、水源確保等の拡張事業を中心とした第6次拡張事業は廃止し、現行サービス水準を維持することを目的として維持管理等に重きをおき、量から質への転換を図るため整備計画を策定するとの意向である。

現時点で進行中の大規模拡張工事は、以下のとおりである。

A 片島浄水場送水ポンプ井、送水ポンプ棟築造工事

B 片島配水池（仮称）築造工事

これらは水の安定供給を目的として、浄水場、配水池の効率的な水運用、厚生労働省が指導している1日最大給水量12時間分の確保や、災害対策及び水島地区への安定供給を図るものである。夜間電力を使い長期的には動力費の節約にもつながることが期待されている。そのほか、これから必要とされる事業計画の大きなものは、ビニル管等の計画的な耐震化24億円、配水管網の整備94億円等である。

しかしながら、水の安定供給の名の下、結果として過剰な設備投資を実施するリスクは常に存在する。これを防止するには水道局内での内部牽制の篩に掛けることはもちろん、外部の諮問機関である倉敷市水道事業経営審議会においてもこれから実行される設備投資計画の必要性を個別具体的に検証し、また施設整備事業の再評価をすべきである。その際公共事業は、社会全体が縮小傾向との認識の中、よほどの確実性が無ければ許容されがたい社会情勢の下、費用対効果の厳密評価と効果の小さい事業の縮小、費用対効果の大きい事業への重点化が求められている点に留意すべきである。

④ 遊休土地について

平成 15 年度末における未利用土地は、23 件（2,887 m²）、帳簿価額 12,444 千円である。そのほとんどは、宅地開発業者から寄付を受けた受水槽用地、高架水槽用地で、利用価値が少なく公売などの対象になるものは無いとのことである。なお、住宅団地の住民等から払い下げの要請があった場合には、その都度適正価格で売却している。帳簿価額は、寄附採納を受けた時点の固定資産評価額である。

将来減損会計が導入された場合評価減の対象となる可能性もあることから、適正時価を算定する等準備しておく必要がある。

1. 営業所往査

(1) 児島営業所往査

平成 16 年 8 月 25 日から 26 日までの 2 日間、水道局児島営業所を往査した。

監査項目、監査手続及び監査結果は次のとおりである。

① 現金実査

児島営業所において保管する還付用小口現金、金庫釣銭、集金用釣銭及び宿直用釣銭すべてについて現金実査を行った結果、出納帳残高と一致しており問題はなかった。

現金実査対象 8 月 25 日時点（営業所往査日現在）の現金残高

② 量水器棚卸

8 月末現在の量水器在庫表から、営業所在庫全てを棚卸した。

あわせて保管状況を視察したところ帳簿と現物は一致しており、また保管状況は良好であった。

③ 固定資産実査

営業所の固定資産台帳から、備品全数を実査した。その結果全て一致しており、全て事業供用中（使用可能）であることが確認できた。

また、金額の重要性の高い下の町配水池及び関連設備を実査した。帳簿記録と現物は一致しており、特に指摘する事項はない。

④ 未収金の管理

16年3月31日時点の滞納一覧表を閲覧した。事実上回収不可能（事実上の倒産先）が散見された。金額にして700万円程度である。このような先でも、時効まで待って不納欠損処理している。明確な不良債権（回収不能債権）すら把握することなく、時効が到来するまで放置している現状は、債権の管理が不十分であり、また、決算書の未収金の適正表示を歪めているといわざるを得ない。水道局では、今後はこのような回収不能未収金を調査し、必要な会計処理をするとのことであるので、今回の監査では問題点の指摘に留め、これ以上の手続は割愛した。

回収不能債権の損失計上に備えて計上する貸倒引当金については、後記に記載している。

⑤ 契約の監査

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの期間における児島営業所起案（業者1次選定）の工事のうち、3月完成工事及び設計金額20百万円以上の工事につき、契約書一式を閲覧した。

なお、契約については、項をあらためて記述するため、ここでは詳細を省略する。

（2）水島営業所往査

平成16年9月8日から9日まで、水道局水島営業所を往査した。

監査項目、監査手続及び監査結果は次のとおりである。

① 現金実査

水島営業所において保管する還付用小口現金、金庫釣銭、集金用釣銭及び宿直用釣銭すべてについて現金実査を行った結果、出納帳残高と一致しており問題はなかった。

また、金庫の管理及び領収書の管理につき事情聴取した。管理上の問題は特になかった。

② 固定資産実査

8日午前中、備品全件を実査した。全て一致しており、全て事業供用中（使用可能）であることが確認できた。

③ 契約の監査

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの期間における水島営業所

起案（業者1次選定）の工事で金額20百万円以上または3月完成工事契約及び全ての業務委託契約を対象として、契約書等一式閲覧した。

全ての工事につき、設計金額と落札額の一覧表を作成した。配水管改良工事の平均落札率は97.07%と高い落札率となっていた。また、入札参加者は固定されていた。

詳細は契約の項参照。

④ 量水器棚卸

8月末現在の量水器在庫表から、営業所在庫全てを棚卸した。営業所内倉庫、窓口、宿直室保管分を合わせて、全て在庫表と一致していた。

なお、9月1日以降の出庫分は、量水器取り付け工事依頼票、量水器撤去工事依頼票で数量を確認した。現物の保管状況、伝票による数量管理ともに良好であった。

⑤ 福田配水池及び関連設備実査

金額に重要性のある上記固定資産につき実査した。

実査対象金額 827百万円（営業所全資産の63%）

配管等視覚確認が困難なものを除き、帳簿と現物を照合した。その結果両者は一致しており、特に指摘する事項はなかった。

（3）玉島営業所往査

平成16年10月5日から6日まで水道局玉島営業所を往査した。

監査項目、監査手続及び監査結果は次のとおりである。

① 現金実査

玉島営業所において保管する還付用小口現金、金庫釣銭、集金用釣銭及び宿直用釣銭すべてについて現金実査を行った結果、出納帳残高と一致しており、以下の点を除いて問題なかった。

営業所において水道料金を還付する際に、下水道使用料も合わせて還付する場合があります、この場合、下水道部に対する立替金となる。問題は現金出納帳への記帳方法であるが、出金欄には下水道使用料の還付額を含めた金額で記帳していたが、出納帳の残高欄へは下水道使用料の還付額を含めない金額で計算し、記帳していた。従って、下水道部の立替金が入金されるまで、一時的にはあるが出納帳の残高と実際の現金残高とが違うことになり、玉島営業所の現金出納帳の残高は誤りである。

非常に初歩的なことではあるが、現金出納帳は、日々の入出金を発生した事

実に基づいて正確に記帳し、現金出納帳の残高と実際の現金残高とが一致していることを常に確認しなければならない。

② 未使用領収書用紙の取扱い

領収書用紙の受払及び保管整理状況について調査した結果、領収書受払簿は作成されていたが、それには営業所内での領収書の受渡は記録されているものの、本局からの入庫については一切記録されていなかった。領収書用紙には編冊番号が付されているが、本局から何番から何番の領収書が入庫され、現在何番から何番の領収書が未使用で残っているかを帳簿上把握することができない状況であった。

また、本局から入庫された未使用の領収書用紙が、一般の事務用品と同じところに無造作に保管されていた。領収書が不正に使用されないよう、今後は帳簿に入庫した時点からの記録を残すと同時に、未使用の領収書用紙に関しては施錠できるところに厳重に保管すべきである。

③ 固定資産実査

6日午後下記を対象にして実査した。

備品（簿価 976,691 円、14 件）

備品については全件実査した。その結果帳簿記録と現物は全て一致していた。

使用不能備品は、今期4月30日及び6月11日除却処理済み（固定資産異動票写し入手）であった。

車両（簿価 343,328 円、8 件）

管理課から移管された軽自動車1台及び自動2輪車1台があるが、固定資産台帳には記載がなかった。固定資産台帳上の移管が未処理であり、これらは総務課において修正を要する。

固定資産所管別場所別一覧表の記載ミス

玉島営業所所管になっていない長尾配水池が固定資産台帳に混在している。所管課は浄水課であるので固定資産台帳の記載誤謬であり、総務課において修正を要する。

④ 契約の監査

工事請負契約

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの期間における玉島営業所起案（業者選定）の工事で金額20百万円以上または3月完成工事契約及び全ての業務委託契約を監査した。全ての工事につき、設計金額と落札額について一覧表を作成した。配水管改良工事の平均落札率は96.41%であった。全て指名競

争入札で、入札参加者は固定されていた。詳細は契約の項参照。

業務委託契約

1件、玉配委第3号、上郷ポンプ場（受水槽）配水池清掃業務委託が、予定価格を上回る、441,000円で落札されていた。これは予定価格作成者が消費税抜きの予定価格を設定する際に、予定価格と設計金額を取り違えたものである。予定価格より高い落札であって当該入札は無効である。

予定価格作成者のミスは起こりうる。これを防止する組織体制を欠くことが問題である。

⑤ 量水器棚卸

6日午後、8月末現在の量水器在庫表から、営業所在庫全てを棚卸した。営業所内倉庫及び窓口保管分を合わせて、在庫表と一致していた。なお、9月1日以降の出庫分は、量水器取り付け工事依頼票、量水器撤去工事依頼票で数量を確認した。現物の保管状況、伝票による数量管理ともに良好であった。

なお、灰色量水器（除却処理される量水器）の撤去回収分は別山保管されている。12月に解撤処分される予定で、在庫表には記載（受け入れ処理）されない。

⑥ 玉島勇崎配水池、加圧ポンプ場及び関連設備実査

6日午後、金額に重要性のある上記固定資産を実査した。

実査対象金額 181,339,323円（営業所全資産の12.3%）

（内訳）

土地 33,491,305円

建物 2,228,760円（簿価）

構築物 72,090,696円（簿価）

機械装置 73,528,562円（簿価）

なお土地については切り図を参照し、現物照合した。

帳簿記録と現物は一致しており、特に指摘する事項はない。

⑦ 未収金の管理

10月5日午後、延滞者の管理状況を次のように監査した。

滞納繰越簿から、任意に6名抽出し、延滞者との交渉状況を質問した。全て、給水停止予告リストにも記載があり、11年度からの延滞常習者であった。内2名は、時効完成分であり、不納欠損処理されていた。延滞常習者がいるが強硬な回収手段はとったことがない。

延滞者との交渉記録は、最近コンピューター管理される方向にあるが、文章

の記録を現時点では欠いている。

平成15年度不納欠損起案書を閲覧したところ、不納欠損明細書の不納欠損理由に「倒産」と記載されているが、その中には、単に支払っていない人の時効完成分も含まれていた。欠損理由が事実と異なっており、正確に記載しなければならない。

7. 工事請負契約

(1) 概要

① 平成15年度工事一覧表によれば、412件、約32億円の工事契約が発注された。課別の工事契約は次のとおりである。

工事契約課別一覧

(千円単位)

課	契約金額	契約件数	1件当り契約金額
給水課	250,675	205	1,223
水道管理課	295,155	23	12,833
浄水課	87,761	10	8,776
水道建設課	760,298	84	9,051
水道建設課拡張工事	1,201,268	13	92,405
水道建設課受託工事	80,551	23	3,502
児島営業所	166,188	21	7,914
玉島営業所	223,240	13	17,172
水島営業所	231,704	20	11,585
合計	3,296,844	412	8,002

(但し金額は変更契約前)

給水課の主な工事は配水管新設工事、水道管理課は配水管改良工事、浄水課は修繕工事、水道建設課は、配水管移設・浄水場建物建設・配水池新設・配水管仮設工事等である。拡張工事を除けば工事1件当たり平均単価は百万円から1.7百万円程度である。

(2) 監査要点

- ① 契約の方式決定及び相手方の選定について契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売り）の選定が適法かつ妥当か、競争入札参加者の資格審査等が適正に行われているか、入札手続等が適正に行われているか、入札及び契約手続における不正行為を排除するための処置は適正か。
- ② 契約の締結について、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか、契約条項は必要十分であるか、契約金額は適正であるか、契約保証金は適正に受け入れているか、変更契約等が妥当であるか。
- ③ 契約の履行について工事完成の時期、その他契約の履行時期が守られているか、工事は設計図及び仕様書どおり施工されているか。取得財産の検収は適正に行われているか、契約代金及び前払金による支払いが適正に行われているか。
- ④ 監督、検査について担当する職員の任命が適正であるか。監督が的確になされているか。検査、検収立会いが的確になされているか。

(3) 監査手続

営業所については、平成 16 年 3 月完成工事及び 20 百万円以上の工事を対象とし、それ以外の課は、30 百万円以上の工事請負契約を対象として、下記の手続を実施した（⑮G の手続を除く）。

- ① 業者選定委員会規程、参加停止基準、有資格名簿、等を閲覧し、入札参加業者が参加要件を満たしているか、確かめる。
- ② 施工計画書、起案書を閲覧し、工事施工能力を担保する条件を設けていることを確かめる。
- ③ 最低制限価格制度を採用していることを確かめる。
- ④ 指名競争入札の場合
入札指名委員会規程、業者決定基準、指名停止基準、施工計画書、指名競争入札参加申請書、起案書等の内容を検討し次の事項の妥当性を確かめる。
A 指名競争入札を行う理由
B 指名の過程で不透明または恣意的な運用がなされていないこと
- ⑤ 起案書を閲覧し、公告または通知等の諸手続の適正性を確かめる。
- ⑥ 入札条件、内容が明確に示されていることを確かめる。
- ⑦ 予定価格調書、仕様書、設計図書を閲覧し、最低制限価格を適用する

工事については、予定金額、予定価格及び最低制限価格の算定が取引の実例価格、需要状況、履行の難易度、数量の多寡及び履行期間からみて適正に行われていることを確かめる。

- ⑧ 仕様書、設計図面及び説明書が適正に作成されていることを確かめる。
- ⑨ 契約規程、入札書、落札通知書控え、予定価格調書、設計図書、仕様書の内容を検討し、入札、再入札、開札及び落札の手續の適正性、妥当性を確かめる。
 - A 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方としていること。
 - B 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みした者のうち、最低価格をもって申し込みをした者以外の者を契約の相手方としている場合には、その理由は妥当か。
 - C 最低制限価格を設けている場合は、その価格の範囲内であること。
 - D 入札保証金の取り扱いの適正性を確かめる。全部または一部が納入されていないときは、それに代わる担保が確保されていること。
 - E 入札保証金または担保物件としての有価証券が納入されているときは、その管理の妥当性
- ⑩ 代理人による入札は、委任状と照合し、その権限の適法性を確かめる。
- ⑪ 工事完成保証人に代え、履行保証保険または金銭保証を付することになっている場合、履行保証保険契約書、金銭保証契約書を閲覧し、当該保険及び保証の内容の妥当性を確かめる。
- ⑫ 職務権限規程、契約書を閲覧し、権限を越えた契約を締結しているものはないか、一体の契約であるにもかかわらず、恣意的に分割しているものはないことを確かめる。
- ⑬ 契約規程、支払命令書を閲覧し、契約書作成省略要件に該当しないにもかかわらず、契約書の作成を省略しているものはないことを確かめる。
- ⑭ 契約書、起案書を閲覧し、個々の契約の性質、目的によって、必要十分な内容が規定されていることを確かめる。
- ⑮ その他
 - A 契約書と予算書を照合し、契約金額の適正性を確かめる。
 - B 工事完了報告書と契約書、工事検査書、納品書、工事遅延処理書を突合し、工事完成時期の妥当性を確かめる。
 - C 工事完了報告書が契約に従い適時に入手されていることを確かめる。
 - D 現物実査、仕様書、工事監督日誌、検査報告書、工事監督報告書を閲覧し、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き工事等がないよう検査が適切に行われていることを確かめる。

- E 検査書、工事請負契約書を閲覧し、検査の実施時期におくれないことを確かめる。
- F 検査または検収の結果、不合格の場合（不適格、目盛り、粗雑工事等）の処理状況の妥当性を検討する。
- G 工事契約一覧表を閲覧し、全ての工事契約の落札率を課別・地区別に調べ、落札業者の落札状況（入札参加回数、落札回数の状況）を分析する。

（４）監査結果

① 落札状況

水道局の工事請負契約は、４億円以上の工事の公募型指名競争入札を除き、指名競争入札（随意契約はない）によっている。また、予定価格が公表されている工事は全て１回で落札者が決定されている。なお、水道局では設計金額と予定価格は同額で、原則として事前公表しており当該工事の入札回数は１回とされている。

予定価格に対する落札金額（落札率）の割合は、下記のとおりである。

落札率課別一覧

（単位％）

課	落札率
給水課	97.35
水道管理課	97.25
浄水課	94.14
水道建設課	96.77
水道建設課拡張工事	97.17
水道建設課受託工事	96.99
児島営業所	97.10
玉島営業所	96.41
水島営業所	97.07

上記のとおり、落札率は高止まっている。落札率95%以上の入札は、「高落札入札」（倉敷市水道局建設工事高落札率入札調査要綱平成16年8月1日施行）と呼ばれ、平成16年8月1日以降から調査対象入札に該当する。この基準で言えば、平成15年度発注工事請負契約のほとんどが調査対象ということになる。

調査とは当該入札において公正な競争がなされているか否かの調査である。

ほとんどの落札率が 95%以上であることから、公正な競争がなされたか否かに関しては大いに疑問があるため、全ての工事請負契約を対象として下記③で詳細な分析をした。

② 入札参加資格者・参加者数

入札参加資格・参加数は要綱（平成 15 年 6 月 1 日施行）によれば、次のとおりである。

入札参加資格

種別	設計金額	入札参加資格者
水道施設工事	500 万円以上	A
	3000万円未満	B
	500 万円未満	C
配水管更生工事	全金額	A
	1500 万円未満	B
	500 万円未満	C

入札者数

設計金額	入札者数
2000 万円以上 1 億円未満	10 者以上
500 万円以上 2000 万円未満	7 者以上
500 万円未満	5 者以上

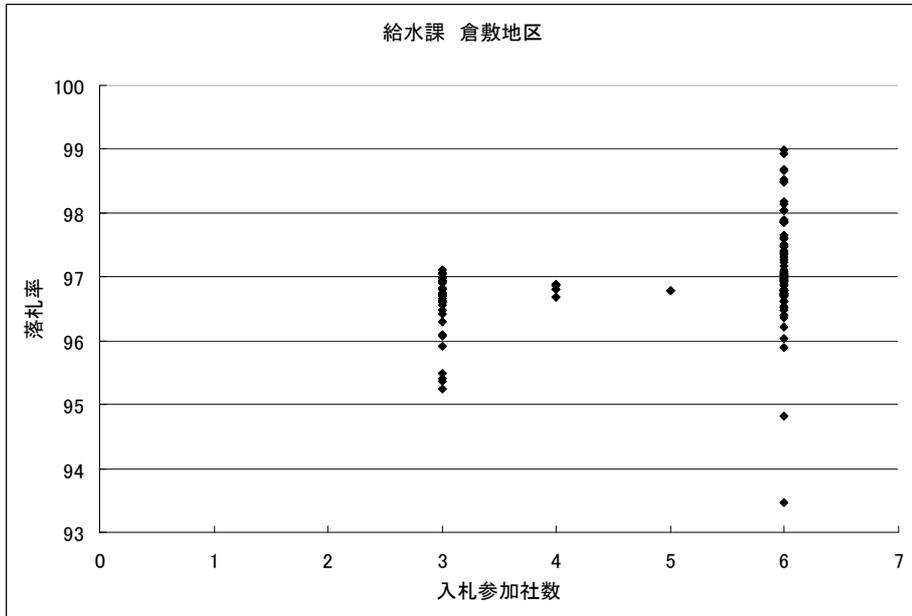
A,B,C とは、経営規模その他経営に関する客観的事項の審査、工事实績等に関する審査の結果に基づき付した点数による格付けである。

入札者数は、平成 15 年 5 月 31 日以前は 3 者以上であったため、③の分析や第 7 参考資料の工事請負契約 500 万円未満の工事で 3 社の例が多くみられる。

水道局の工事は平均 8,000 千円であるから、設計金額の低い工事について入札参加数を増やすべきである。

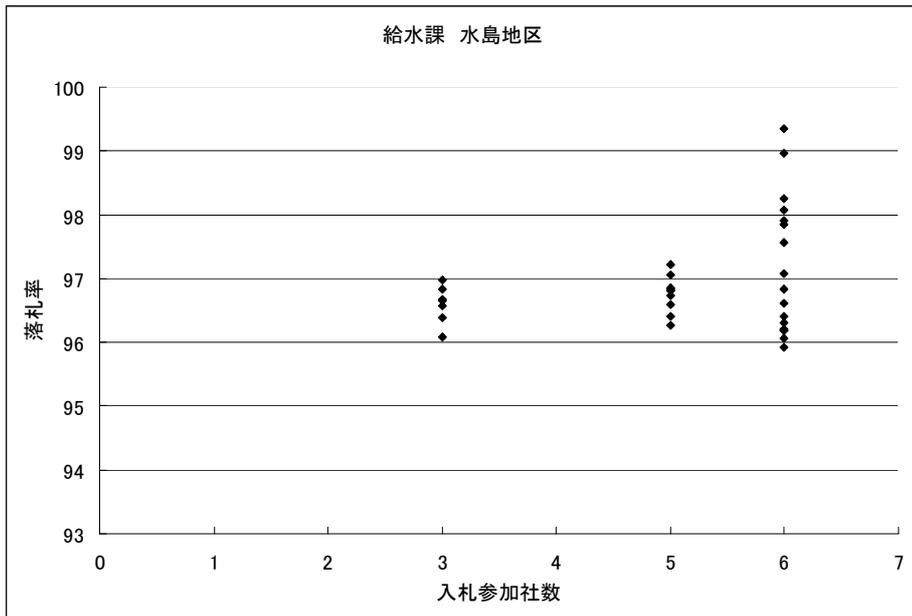
③ 落札率の状況について

工事一覧表の全ての工事について入札結果表（公開資料）を入手し、課別・地区別落札の状況及び落札率の状況を分析した結果は次のとおりである。



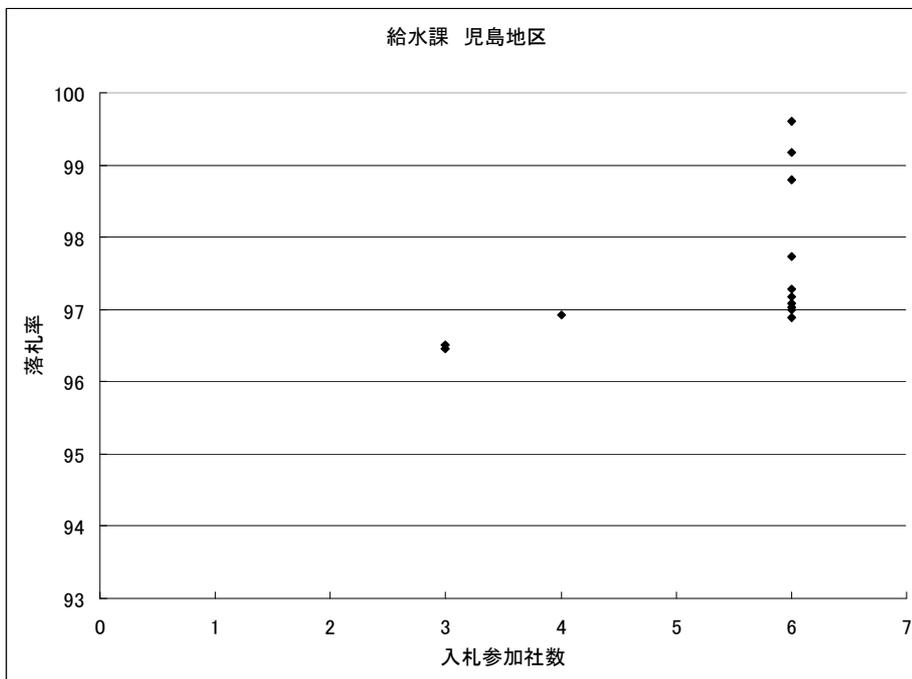
(給水課倉敷地区)

給水課の工事は全て 500 万円未満であり、ランク A 以外の業者は入札参加資格がある。入札参加数は 6 社が最も多く、ついで 3 社である。落札率は入札参加者 6 社の 2 ケースを除き 95% を上回って落札されている。入札参加数の多寡は落札率には関係していない。むしろ 6 社の場合の方が落札率が高くなっている。



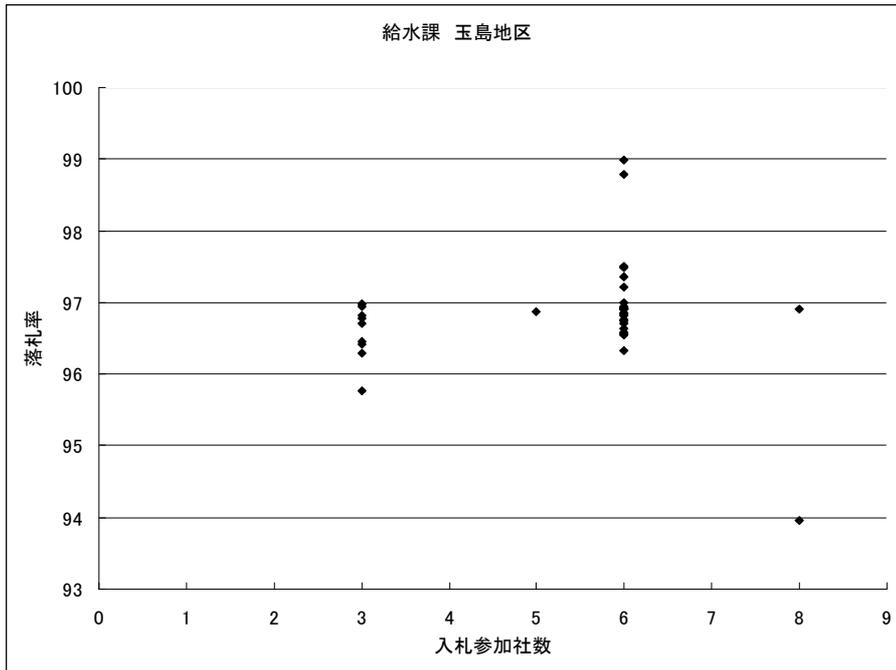
(給水課水島地区)

倉敷地区と同じ傾向である。落札率は倉敷地区より高い。全て 95%を上回っている。



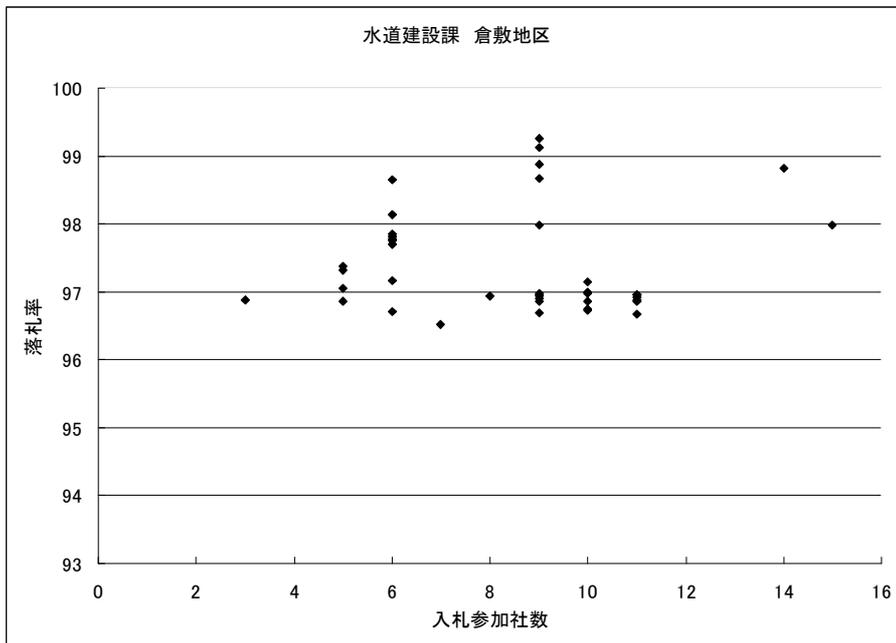
(給水課児島地区)

この地区は、入札指名業者が 9 社に固定されていることもあつてか、最も落札率が高く、全て 96%を上回っている。



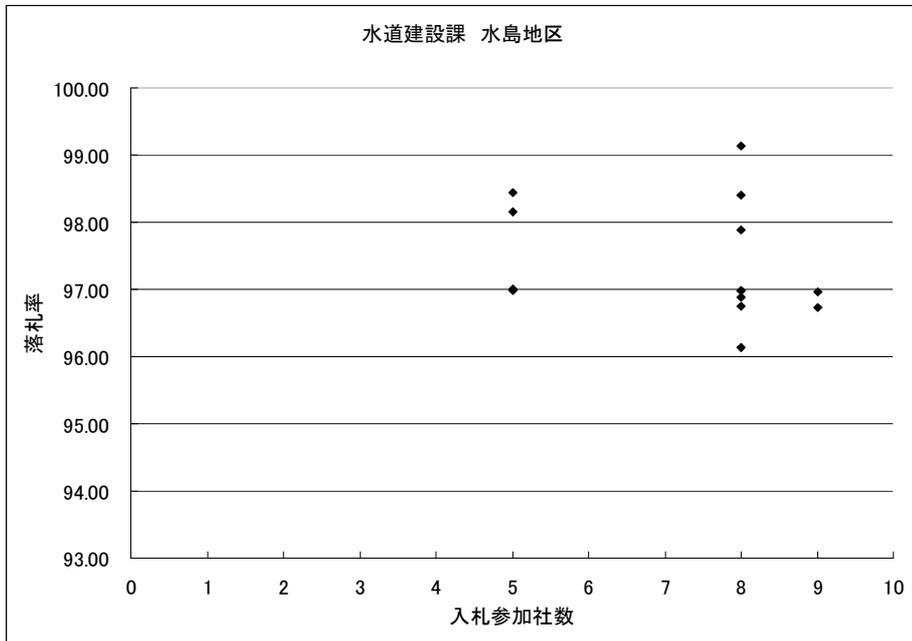
(給水課玉島地区)

他地区と同じ傾向である。1件を除き95%を上回って落札されている。



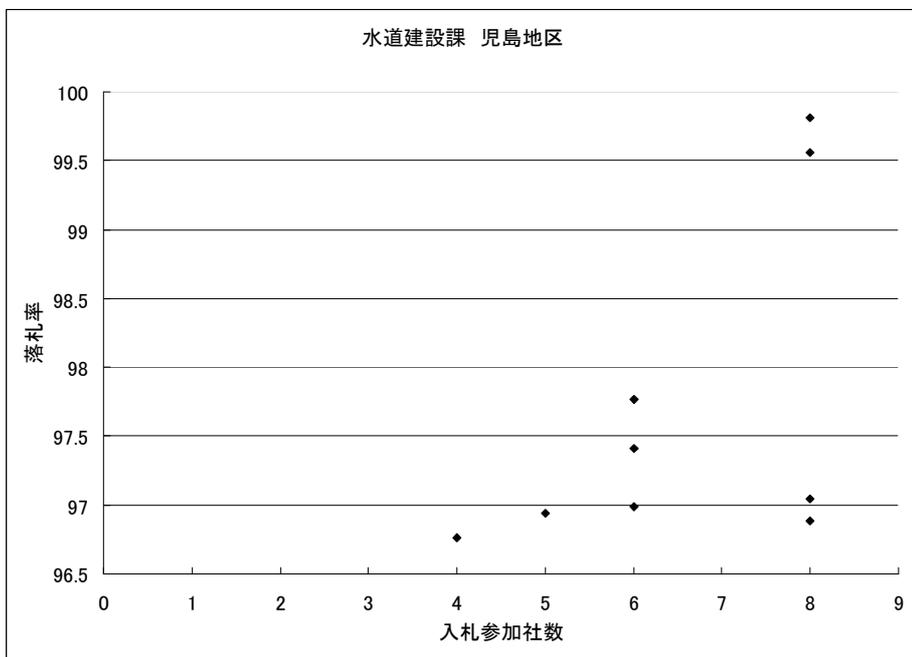
(水道建設課倉敷地区)

水道建設課は、入札参加者数が10者以上を要する20百万円以上の工事が3件ある。また、7者以上を要する500万円以上の工事が多い。特に倉敷地区は入札参加者数が最も多い。しかし、落札率は全て96%を上回っている。入札参加数9社の場合が最も高く、99%を超える工事もある。



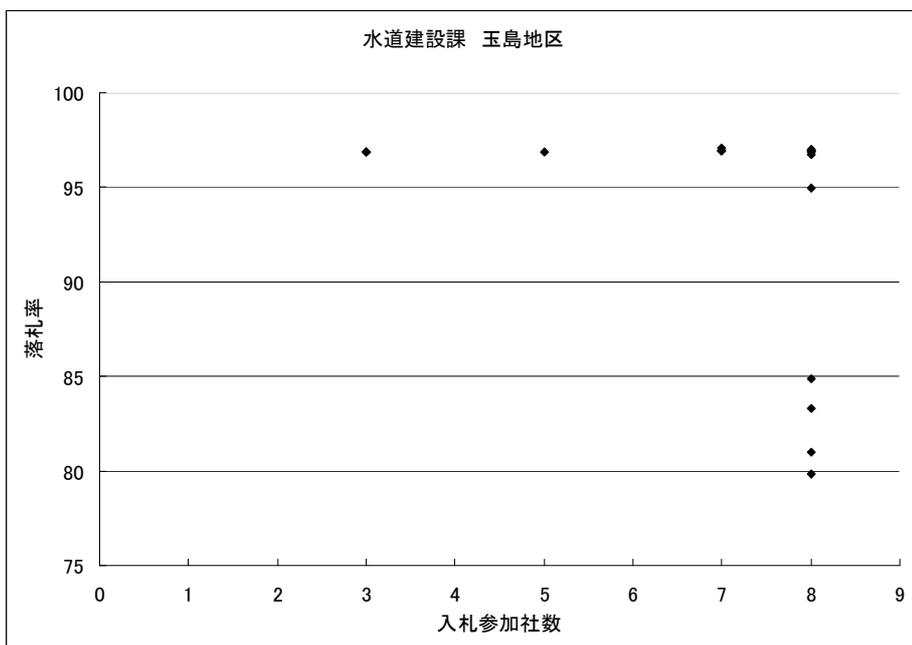
(水道建設課水島地区)

指名業者は11社と少ない。落札率は全て96%を上回っている。



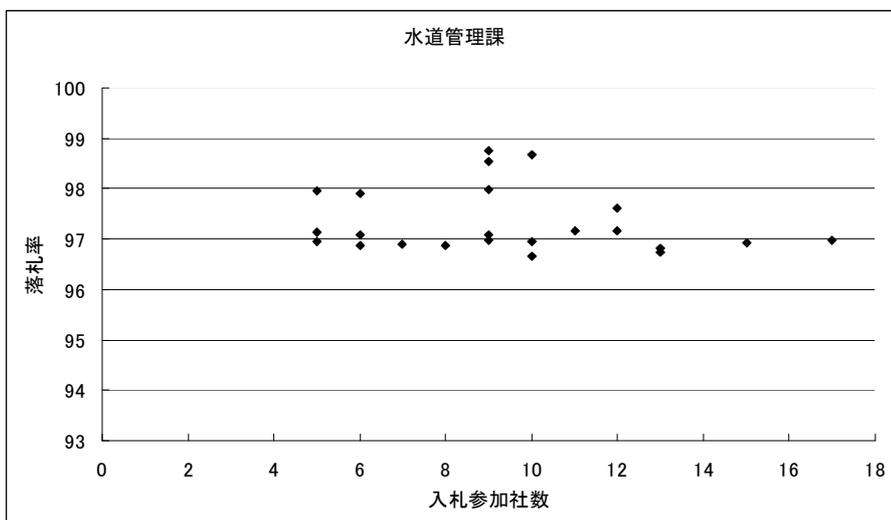
(水道建設児島地区)

指名業者が最も少ない地区。落札率は最も高く99%超が2件あるほか、軒並み96.5%を上回っている。



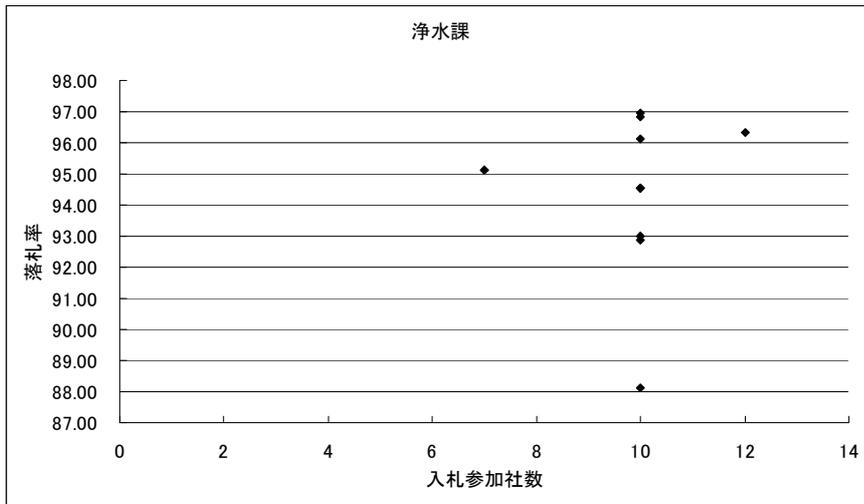
(水道建設課玉島地区)

入札参加者 8 社のケースで 85%を下回った落札が 4 件あるが、それを除けば入札参加者数に関係なく全て 95%を上回っている。



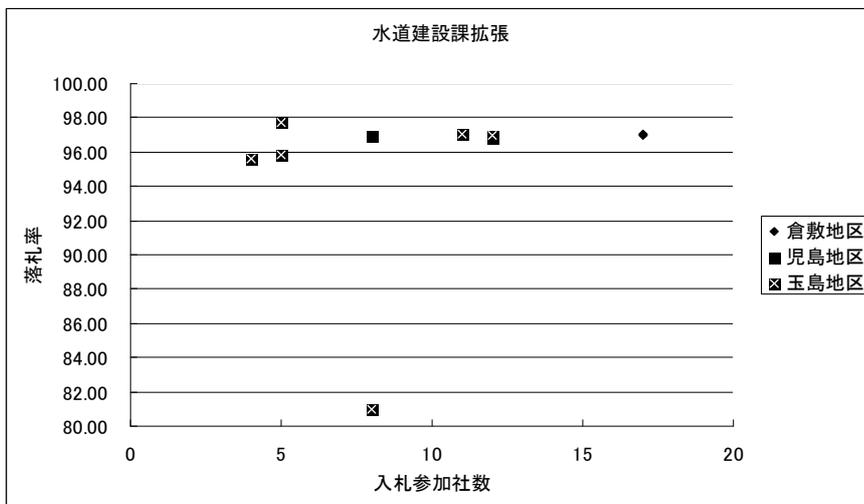
(水道管理課)

入札参加者数は 5 社から 17 社である。20 百万円以上の工事が 6 件ある。入札参加者数に関係なく概ね 97%程度で落札されている。



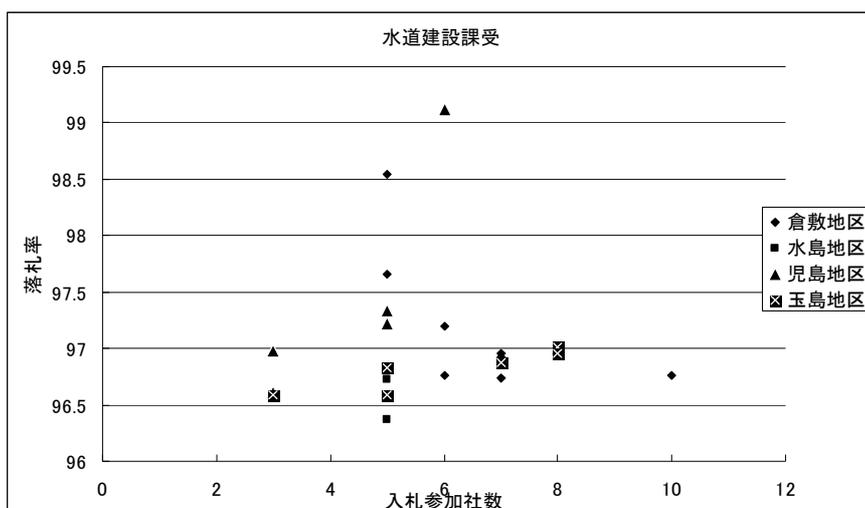
(浄水課)

浄水課の指名業者は工種が多いため65社と最も多い。
 落札率は、330万円の予定価格の工事で1件だけ88%の例があり、95%を下回る落札も3件ある。しかしその他の5件の工事は95%を上回っている。



(水道建設課拡張工事)

玉島地区で81%の落札が1件だけある。しかし、それ以外は全て95%を上回っている。



(水道建設課受託工事)

落札率は、入札参加数に関係なく全て 95%を上回っている。

④ 95%未満の落札件数

課	地域	件数
給水課	倉敷	3
給水課	玉島	1
水道建設課	玉島	5
浄水課		5
水道建設課拡張工事	玉島	1
児島営業所		1
玉島営業所		1
水島営業所		2
合計		19

全工事請負契約 412 件中上記 19 件、全体の 4.6%が、落札率 95%未満である。逆に言えば、全工事請負契約の 95%強に当たる 393 件が、95%以上の高い落札率となっている。

⑤ 入札の公正性について

A 高落札率入札と入札の調査について

全工事請負契約 412 件中上記 19 件を除く工事請負契約が落札率 95%を上回って落札されていること、ほぼ全てが 1 回で落札されていること、入札参加者が固定されていること、落札者はかなり均等に決定されていること、という状況が判明した。三重県久居市の談合裁判記録によれば、自由競争の場合の落札率は 75%から 80%とのことである。また、京都地方裁判所平成 14 年（行ウ）第 20 号損害賠償請求事件では、契約額が予定価格の 95%を上回る金額を談合金と認定している。さらに、平成 16 年 8 月から施工された「倉敷市水道局建設工事高落札入札調査要綱」（以下、高落札入札要綱）によれば、95%以上の工事は著しく高い落札率であり、調査対象になっている。われわれの監査対象年度は平成 15 年であるが、16 年度工事であったならほとんどの工事が調査対象ということになる。しかし、水道局は結果として 95%を超える契約額について割高な契約を締結し続けてきたにもかかわらず、高落札入札要綱施行前の高落札入札への対応を予定していない。

監査人は、「倉敷市水道局建設工事高落札入札調査要綱」施行前の高落札入札についても、全ての入札を調査するのが困難というならば一定金額以上の契約を対象として調査すべきと考える。

B 高落札入札要綱施行後の落札率

興味深いことに、監査人が、倉敷市水道局ホームページに公開されている高落札入札要綱が施行された平成 16 年 8 月 17 日及び 31 日の入札結果表を閲覧したところ、93.3%から 94.9%と軒並み落札率が 95%を下回っていた。施工前の平成 16 年 7 月の入札結果では 95%以上の落札もあったが、同要綱施行後の 8 月以降の入札結果はきれいに 95%を下回っているのである。この点水道局に質問したところ、「一部積算書の調査や事情聴取したところ談合の事実は確認されなかったという。要綱施行後の高落札入札については詳細な積算内訳書の提出が求められていることとの関係で、これを嫌った業者が 95%を下回った札を入れていると推察されている。岡山市でも同じ現象が生じているが理由を調査するのは限界がある」とのことである。

C 入札の公正性に対する結論

監査人は、営業所について平成 16 年 3 月完成工事及び 20 百万円以上の工事を対象とし、それ以外の課は 30 百万円以上の工事請負契約を対象として、7. 工事請負契約 (3) 監査手続に記載した監査手続を実施した。その結果では、

入札の公正性に関してそれを積極的に否定するような検出事項はでてこなかった。しかし、上記のような落札の状況からは、入札の公正性が保たれたか否かについては、多いに疑問が残る結果となった。

⑥ 落札状況の分析

倉敷市水道局ホームページで公開されている平成15年度入札結果表全てを基にして、工事請負契約につき入札結果表から入札参加者、落札者を分析した。紙面の都合でここでは掲載しないが、第7. 参考資料 工事入札参加・落札業者一覧表に添付している。

⑦ 指名競争入札の採用理由

水道局では、年間発注工事件数のうちほとんどが指名競争入札（随意契約はない）であり、入札で原則とされる一般競争入札が採用されていない。水道局によれば、その理由は以下のとおりである。

- A 水道局工事のほとんどが市民のライフラインと直結した送配水管の布設工事で、適正な施工の確保が最も重要であり、不良不適格業者の排除が必要であること。
- B 送配水管布設工事のほとんどは、新築住宅または新設団地への配水管延長工事や下水道工事等に伴う移設工事で、工事発注を短期間で行う必要があるため、一般競争入札では困難であること。

確かに、一般競争入札に適さない事情があり、また事務処理の効率性という面からも指名競争入札が適する場合もある。しかし、平成16年8月1日以降は95%以上の高落札入札がなくなったとはいえ、依然90%以上の高い落札は続いている。落札率が低下することによる工事費用の節約額と事務処理の手間を比較考量すれば、はるかに前者が経済的であると推測できる。

8. 決算書報告書の個別項目

(1) 概要

平成15年度の貸借対照表及び損益計算書は以下の通りである。

(単位 千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	62,745,832	(負債の部)	2,010,430
固定資産	57,211,279	固定負債	299,511
有形固定資産	56,592,206	引当金	299,511
土地	2,037,599	退職給与引当金	191,707
建物	1,284,388	修繕引当金	107,804
構築物	49,562,159	流動負債	1,710,919
機械及び装置	3,401,773	未払金	867,401
車輛運搬具	12,181	前受金	5,530
工具器具備品	57,350	預り金	824,687
建設仮勘定	236,753	預り保証金	15,024
無形固定資産	120,103	下水預り金	797,037
水利権	83,533	営業預り金	3,153
施設利用権	4,026	預り諸税等	9,472
ダム使用権	32,543	その他流動負債	13,300
投資	498,970	(資本の部)	60,735,401
投資有価証券	498,970	資本金	24,081,162
流動資産	5,534,552	自己資本金	5,535,093
現金預金	2,672,254	借入資本金	18,546,068
未収金	588,529	企業債	18,546,068
貯蔵品	87,999	剰余金	36,654,239
短期貸付金	2,000,000	資本剰余金	35,439,552
前払金	172,469	国庫(県)補助金	41,416
その他流動資産	13,300	他会計負担金	737,857
		工事負担金	27,970,750
		繰入金	14,000
		受贈財産評価額	6,675,528
		利益剰余金	1,214,686
		建設改良積立金	1,510,042
		当年度未処理欠損金	295,356
資産合計	62,745,832	負債資本合計	62,745,832

科 目	金 額	
(営業収益)		
給水収益	6,761,651	
受託工事収益	156,871	
その他営業収益	686,015	7,604,538
(営業費用)		
原水及び浄水費	2,128,204	
配水及び給水費	850,803	
受託工事費	171,769	
業務費	426,750	
総係費	558,402	
減価償却費	2,099,145	
資産減耗費	284,971	
その他営業費用	1	6,520,048
営業利益		1,084,489
(営業外収益)		
受取利息配当金	3,022	
補助金	4,162	
他会計負担金	28,994	
雑収益	55,973	92,152
(営業外費用)		
支払利息及び 企業債取扱諸費	695,792	
雑支出	38,765	734,558
経常利益		442,084
(特別利益)		
固定資産売却益	4,474	
過年度損益修正益	408	4,883
(特別損失)		
過年度損益修正損	24,732	24,732
当年度純利益		422,235
前年度繰越欠損金		717,591
当年度未処理欠損金		295,356

(2) 監査要点

- ① 貸借対照表に計上されている資産及び負債（主要な科目に限る）が実際に存在するかどうか(実在性)を確かめる。
- ② 資産及び負債（主要な科目に限る）がすべて計上されているかどうか(完全性)を確かめる。

(3) 監査手続

- ① 現金実査を行い、現金の保管状況及び残高の妥当性について検討する。
- ② 預金については、取引金融機関のうち主要な金融機関に対して残高確認を実施する。
- ③ 有価証券について残高の妥当性について検討する。
- ④ 短期貸付金、前払金及びその他流動資産等については勘定内訳簿等と照合し、その残高の妥当性について検討する
- ⑤ 引当金について計上額の妥当性を検討する。
- ⑥ その他の負債について勘定内訳簿等と照合し、その残高の妥当性について検討する
- ⑦ 資本の部が地方公営企業法等の基準に則り適正に処理されているか確かめる。

(4) 監査結果

① 現金預金

平成 16 年 3 月末現在の現金預金の残高は以下の通りである。

	金額 (円)
現金	959,397
水道総務課	90,120
水道営業課	359,553
水島営業所	217,584
児島営業所	150,454
玉島営業所	141,686
当座預金	300,000
普通預金	1,020,994,945
定期預金	1,650,000,000
合計	2,672,254,342

水道総務課及び各営業所保管の現金について、現金実査を行った結果、実査時点における現金の残高と現金出納簿残高は一致していた。

また、以下の金融機関に対して、平成 16 年 3 月 31 日現在の預金残高を確認するため残高確認状を発送し、すべて回収した。

金融機関名
中国銀行／倉敷支店
中国銀行／倉敷市役所出張所
中国銀行／倉敷駅前支店
中国銀行／児島支店
広島銀行／倉敷支店
倉敷郵便局

以上の 6 金融機関に対して残高確認を実施した結果、次の点を除いて、すべて決算書計上額と残高確認状の回答額は一致していた。

倉敷郵便局から回収した残高確認状に郵便振替口座の残高証明書が添付されており、それによると平成 16 年 3 月 31 日現在郵便振替口座に 19,488 円の残高があった。しかし、これは決算書上計上されていなかった。担当者によると、郵便振替口座には水道料金が振込まれるが、従来から継続して郵便振替口座に振り込まれた段階では入金を認識せず、数日おきにまとめて郵便振替口座から中国銀行倉敷支店へ振り替えを行い、その時点で入金として計上し、同時に未収金の消し込みも行っているとのことである。上記の入金未計上の 19,488 円は、3 月末時点において郵便振替口座から中国銀行への最終振り替え後の入金額で、年度末までに中国銀行に振り替えられなかったために入金が決算書に反映されなかった。

監査人としては、仮に金額が小さくとも、また毎年継続して同じ手順を繰り返しているとしても、入金処理もれ預金が存在してもよいとは考えられない。従って、郵便振替口座についても入金処理対象口座とするか、3 月末には残高の全てをもれなく中国銀行に振り替えて入金処理完了するか、または決算整理事項として振り替えもれ残高を計算上だけ決算計上する方法によって、正当な入金額が決算書に反映されることが必要であると考える。

② 投資有価証券

平成 16 年 3 月末現在保有する有価証券の内訳は、以下の通りである。
(単位 千円)

銘 柄	額面金額	帳簿価額	利率
割引国庫債券(3 年)第 8 回	200,000	199,720	0.054%
東京都公募公債(5 年)第 8 回	200,000	199,500	0.5%
静岡県公募公債(5 年)平成 14 年度	100,000	99,750	0.5%
合 計	500,000	498,970	—

現金の保管については、管理者は出納取扱金融機関、収納取扱金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない(地方公営企業法施行令第 22 条の 6 第 1 項)とされているが、いずれも一般に安全確実な投資といわれており問題はない。

③ 短期貸付金

平成 13 年度から以下のとおり短期貸付金が発生している。
(単位 千円)

	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
短期貸付金	—	—	3,300,000	1,950,000	2,000,000

短期貸付金はすべて一般会計に対する貸付金であり、期間は 1 年以内とされている。貸付金の金利は平成 15 年 10 月より 0.13% となっており、低利率ではあるが市中金融機関の預金金利と比較すると高く、かつ貸倒れの危険性もない。

貸付の期間は 1 年以内とされており、実際に返済されているため短期貸付金とされているが、貸付が継続して為されており、実態から判断すると長期貸付金で処理すべきである。

④ 引当金

地方公営企業法第 20 条第 1 項で、「その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発

生年度に正しく割り当てなければならない。」と発生主義による会計処理を要求している。その結果、退職給与引当金と修繕引当金の計上を求めている。

また、倉敷市水道事業会計規程においても、決算整理の過程で退職給与引当金及び修繕引当金を計上しなければならないとしている。

A 退職給付引当金

本来、退職金は職員が提供した労働の対価として支払われるものであるから、適正な期間損益計算を行うためには、支払時に一時の費用とするのではなく、職員の在職する各期間にわたり費用として認識し、当期の負担に属する金額を費用に計上すべきであり、その累積額を退職給与引当金として負債の部に計上しなければならない。

現在、水道局においても退職給与引当金は計上されているが、毎年一定の退職給与金予算額の中から実際に支給した金額を差引いた残りを退職給与引当金に計上している。しかし、この方法では、適正な期間損益を算定するための退職給与引当金の計上とは言い難い。

民間企業においては、「退職給付会計基準」の導入により、企業が将来負担すべき退職給付額のうち、期末までに発生している部分を退職給付債務として認識する会計処理が求められている。しかし、これは複雑な数理計算等を用いるため、小規模な企業においては簡便な方法を採用することができるとしている。

今回は、時間的な制約等により、全職員が期末において自己都合により退職したとした場合の退職金要支給額をもとに計算する簡便な方法を採用する。そこで、平成15年3月末及び平成16年3月末時点における退職金要支給額の計算を水道局に依頼した。その結果は以下の通りである。

年 月 日	在職者数	要支給額
平成15年3月31日現在	155人	1,814,784千円
平成16年3月31日現在	151人	1,792,206千円

(注) 上記の要支給額の計算には、職員の在職期間に応じて水道局又は一般会計が負担する額は考慮に入れてない。

上記の表によると、平成16年3月31日現在、退職給与引当金の要引当額は1,792,206千円であり、決算書に計上されている退職給与引当金191,707千円よりさらに1,600,499千円追加で計上しなければならないことになる。

B 修繕引当金

固定資産をその耐用年数の期間にわたって使用するためには、数年に一度大規模な修繕を行わなければならない場合がある。このような場合、修繕を行った年に一時の費用とすると、適正な期間損益を算定することができなくなる。そこで、適正な期間損益計算を行うために、将来発生すると認められる費用のうち、当期の負担に属する金額を当期の費用として修繕引当金に繰入れるのである。

現在、倉敷市水道局では退職給与引当金と同様に、予算額のうち実際の支払額を差引いた残りを修繕引当金として計上している。平成15年度において、修繕引当金に1,000千円繰入れられているが、この金額についても上記のような趣旨から算定されたものではなく妥当な処理とはいえない。

修繕引当金についても、算定方法についてはさまざまな考え方があるが、ここでは監査人が、水道局の説明をもとに、以下のような方法で簡便的に試算することとする。

すなわち、修繕費のうち主なものは、各浄水場にある大型ポンプのオーバーホールに係るものであり、それらのオーバーホールがほぼ7年の周期で行われ、そしてそれらが7年間で平均的に行われるものとして、過去5年間の修繕費の平均値を基に、その7年分の1/2を修繕引当金として引当てる。

①過去5年間の修繕費の平均値	58,409千円
②大型ポンプのオーバーホールの周期	7年
③要引当額 ①×7年×1/2	204,431千円

監査人の試算の結果、上表のとおり204,431千円の修繕引当金が必要ということになる。従って、平成15年度末において、修繕引当金として貸借対照表に107,804千円計上されているが、96,627千円不足していることになる。

引当金については、地方公営企業法が、退職給与引当金と修繕引当金の計上を求めているにもかかわらず、具体的な計上基準についてはなんら規定していないことに問題があるが、公営企業に対して発生主義による会計処理が求められている以上、引当金について適正な会計処理が必要である。

C. 貸倒引当金

倉敷市水道局では每期、未収金のうち発生から5年経過し時効が完成した回収不能金を特別損失に計上しているが、次期以降の貸倒予想額はそれが予想さ

れる年度においてあらかじめ引当金として計上しなければならない。

監査人は、以下のように過去5年間の貸倒実績に基づき引当金を試算した。

貸倒引当金の計算

(単位 千円)

	H11	H12	H13	H14	H15
給水収益未収金残高	192,024	218,780	252,049	256,596	289,230
不納欠損額	9,375	9,199	11,256	12,680	14,864
貸倒実績率(%)	4.88	4.20	4.47	4.94	5.14

過去5年間の給水収益未収金残高に対する貸倒損失実績率は、4.73%であり、平成14年度及び平成15年度末現在の給水収益未収金残高にこれに乗じて下記のように算定した。

平成14年度貸倒引当金残高	12,139千円
平成15年度貸倒引当金残高	13,683千円
増減	1,544千円
過去5年間の貸倒実績率	4.73%

⑤ 未払金残高

平成15年度末の未払い金補助簿を閲覧して、内容を把握し計上額の妥当性を確かめ、未払金残高の上位23件の債権者に対して直接残高確認を実施した。なお、納品時期についても確認対象とした。

その結果、水道局の残高は債権者の記録と合致していた。納品時期についても、すべて3月検収であることが確認できた。

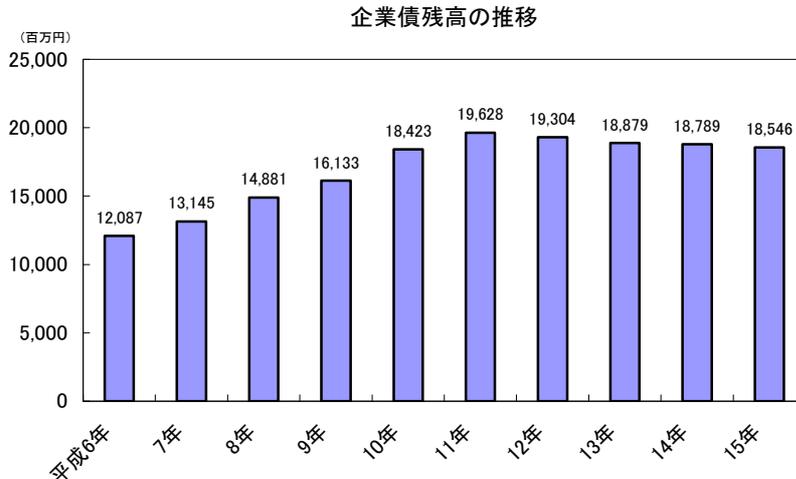
⑥ 企業債

企業債は、発行する目的により固定負債に計上される企業債と借入資本金として資本の部に計上される企業債とがある。

固定負債に計上される企業債は、建設または改良以外の目的に使用するため発行した企業債であり、資本の部に計上される企業債は建設または改良の目的に使用するために発行した企業債である。

水道局が発行している企業債は後者の企業債で、資本の部に計上されている。

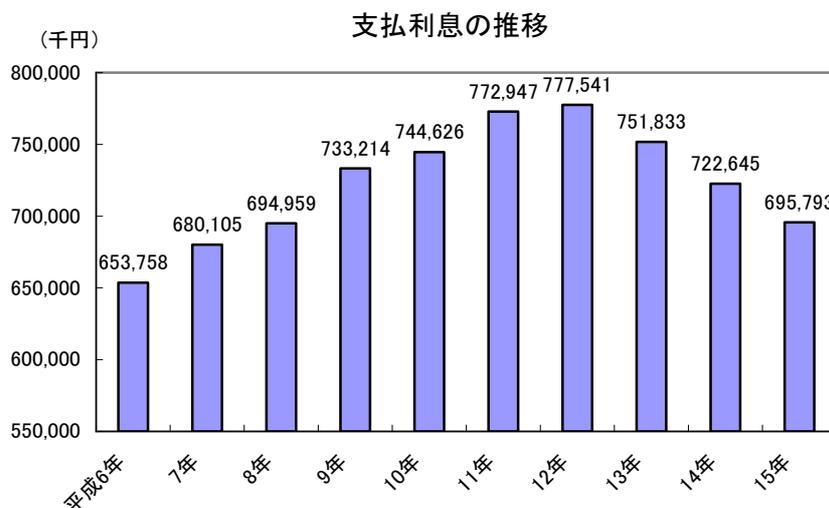
最近10年間の企業債残高の推移は以下の通りである。



企業債の引受先は、公営企業金融公庫と財務省財政融資資金であり、企業債の発行及び償還については適正に処理されている。

企業債の残高は、設備投資の増加により平成11年度の196億円まで増加の一途を辿っていたが、それ以降は発行額が償還額を下回り一貫して減少している。また、企業債の支払利息も以下のとおり企業債残高の増加に伴い平成11年度まで大幅に増加しているが、企業債残高が減少傾向にあることと、最近発行されている企業債の利率が1.3%から2.2%と以前に比べ相当低いため減少傾向にある。

平成15年度において総資産に対する企業債の割合は29.6%と依然と高いものとなっているが、前述のとおり、キャッシュフロー（償却前利益）から考えて、十分利益償還可能なレベルといえる。



⑦ 弁護士確認状

倉敷市水道局には顧問弁護士はいないため、倉敷市の弁護士に対して水道局に関する訴訟事件の有無を確認した。その結果、該当事項が存在しないことを確認した。

9. 修正決算書

以上から判明した監査修正事項を反映した修正決算書は以下のとおりである。

(1) 修正貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成 15 年度 決算書	修 正		修正後残高
		借方	貸方	
(資産の部)	62,745,832		5,559	62,740,273
固定資産	57,211,279		5,559	57,205,720
有形固定資産	56,592,206		5,559	56,586,647
土地	2,037,599			2,037,599
建物	1,284,388		517	1,283,871
構築物	49,562,159		5,042	49,557,117
その他	3,708,058			3,708,058
無形固定資産	120,103			120,103
投資	498,970			498,970
流動資産	5,534,552			5,534,552
(負債の部)	2,010,430		1,710,809	3,721,239
固定負債	299,511		1,710,809	2,010,320
貸倒引当金	0		13,683	13,683
退職給与引当金	191,707		1,600,499	1,792,206
修繕引当金	107,804		96,627	204,431
流動負債	1,710,919			1,710,919
(資本の部)	60,735,401	1,716,368		59,019,033
資本金	24,081,162			24,081,162
剰余金	36,654,239	1,716,368		34,937,871
資本剰余金	35,439,552			35,439,552
利益剰余金	1,214,686	1,716,368		△ 501,682

(2) 修正損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 15 年度 決算書	修 正		修正後残高
		借方	貸方	
営業収益	7,604,538			7,604,538
営業費用	6,520,048	1,544	102,402	6,419,190
総係費	558,402	1,544	102,402	457,544
減価償却費	2,099,145			2,099,145
その他の営業費用	3,862,501			3,862,501
営業利益	1,084,489	1,544	102,402	1,185,347
営業外収益	92,152	28,994		63,158
他会計負担金	28,994	28,994		0
その他営業外収益	63,158			63,158
営業外費用	734,558			734,558
経常利益	442,084	30,538	102,402	513,948
特別利益	4,883			4,883
特別損失	24,732	5,559		30,291
当年度純利益	422,235	36,097	102,402	488,540
前年度繰越欠損金	717,591	1,782,673		2,500,264
当年度未処理欠損金	△295,356	1,818,770	102,402	△2,011,724
建設改良積立金	1,510,042			1,510,042
利益剰余金合計	1,214,686	1,818,770	102,402	△501,682

(3) 監査修正項目一覧表

(千円単位)

修正項目	H14	増減額	H15
(1) 会計処理の誤り			
①建物除却処理漏れ	0	-517	517
②構築物除却処理漏れ	0	-5,042	5,042
③貸倒引当金の計上	12,139	-1,544	13,683
④退職給与引当金の追加計上	1,655,739	55,240	1,600,499
⑤修繕引当金の追加計上	114,795	18,168	96,627
合計	1,782,673	66,305	1,747,398
(2) 表示上の誤り			
⑥損益計算書の計上区分誤り			28,994

第5 提言

1. 倉敷市水道局の経営状態について

倉敷市水道局の経営状況は、平成15年度決算書を見る限り当期未処分利益は△295,356千円と赤字であるが、利益剰余金は1,214,686千円あり総じて良好のように思われる。しかし、監査の結果必要と思われる修正事項を反映させると、前項の修正貸借対照表のとおり利益剰余金は501,682千円のマイナスとなる。

その主な要因は、退職給与引当金である。退職金は、職員が提供した労働の対価として支払われるものであるから、発生主義による適正な期間損益計算を行うためには支払時に一時の費用とするのではなく、職員の在職する各期間にわたり費用として認識し、その累積額を退職給与引当金として負債の部に計上しなければならない。公営企業にも発生主義による会計処理が要求されている以上、引当金の計上は不可欠である。しかし、現状は、必要な額の引当金が計上されておらず、監査人の試算では、平成15年度末で1,600,499千円の退職給与引当金が不足している。

その他の修正事項をも加味した結果、過去からの水道事業活動利益の累積は、残念ながら501,682千円のマイナスとなっている。

さらに今後、社会全体の節水意識の向上や、節水家電・器具の普及、不況による大口需要家の水需要の減少等により、有収水量は伸び悩み、営業収益は減少傾向にありいずれ料金改定が予想される。このような状況の中で、美味しい水、安全な水、災害に強い水を目指し、水というライフラインの信頼をより高めていくためには、さらに徹底した経費の節減、事務の効率化、合理化を推進していく必要がある。

2. 「管理意識」向上の必要性

倉敷市水道局全体では、事務管理について概ね適正に行われているように感じたが、しかし、「監査の結果」で指摘したとおり、個々の業務においては管理に対する意識がやや希薄ではないかと思われるような不適切な処理が散見された。

- ① 片島浄水場において、すでに除却されている資産や使用見込みの無い遊休資産5,559千円が固定資産台帳に残ったままになっていた。
- ② 玉島営業所において管理課から移管された資産が、固定資産台帳上、移管未処理となっていた。
- ③ 玉島営業所における業務委託契約1件が、予定価格を上回る金額で落

札されていた。

- ④ 玉島営業所において、現金出納帳への立替金支出の記載方法が不適切であった。
- ⑤ 玉島営業所において、未使用の領収書用紙が施錠できないところに保管されていた。
- ⑥ 滞納者との交渉経緯が完全な記録として残されていない。

④及び⑤については、営業所によっては適切に処理されているところもあり、倉敷市水道局全体で事務管理の方法が統一されていないことから起きる問題であるといえる。また、固定資産の処理漏れについては、定期的の実査を行えば防げることであり、そのような手続が制度化されていないことに問題があるといえる。③の入札上の不手際についても、内部のチェック機能が十分に働いていれば未然に防げることである。

以上のように管理意識がやや希薄で、管理体制が十分に整っていない面が散見された。従って、今後は水道局内部で事務処理の方法を統一し、各部署に徹底するとともに、担当者以外の者によるダブルチェック等の制度を実施し、より一層水道局全体に「管理意識」の向上を図るべきである。

3. 再検討が望ましい支出

(1) 水道事業管理者に対する渡切り交際費の支給

水道事業管理者に対して毎月あらかじめ支給している交際費は、精算されない部分について支払帳票が作成されておらず領収書等の証憑書類も添付されていない状態である。これは経理の透明性が要求されるなかで非常に重要な問題である。

これについては、そもそも管理者に対して毎月定額前払いする必要があるのか疑問であり、本来なら支出に際して他の経費と同様に所定の手続に従い必要な書類を作成し支払するか、あるいは事後的に、所定の手続に従い領収書等の証憑類と引き換えに精算するべきである。

毎月前払いされる額は50,000円で、金額的には重要性が高いとはいえないかもしれないが、このような不透明な支出は厳に慎むべきである。

(2) 上級職に随行する際の旅費

上級職に随行した場合、規則によれば「必要と認められる」場合に上級職と同等の旅費が支給されることとなっている。しかし現状は、上級職に随行した事実のみをもって上級職と同等の旅費が支給されており、真に必要なかど

うかの判断は為されていない。また、判断の基準も明確ではない。

今後は「必要と認めるときは」の判断基準を明確にし、真に「必要と認められる」場合にのみ随行者に対しても上級職と同様の旅費を支給すべきである。

(3) 特殊勤務手当

条例によると、特殊勤務手当は、「著しく危険、不快、不健康、困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給与で考慮することが適当でない」と認められる」ことが要件とされている。現在定められている特殊勤務手当の中には上記の要件に照らし「著しく危険」であるとか、あるいは「著しく困難」であるとは言い難いような手当も含まれているのではないかと思われる。

全国的にも特殊勤務手当については過剰な手当として全廃あるいは見直しを行う動きがあり、水道局においても過去に一部見直しを行っているが、こうした社会情勢から考えて、特殊勤務手当の取扱いに関してはさらなる検討が必要であると考えられる。

4. 倉敷市水道事業経営審議会による事業計画の監視

倉敷市水道局は、水源確保等の拡張事業を中心とした第6次拡張事業を廃止し、現行サービス水準を維持することに重点を置いて、量から質へ転換を図るための整備計画を策定するとの意向である。

しかし現時点でも、片島浄水場送水ポンプ井、送水ポンプ棟築造工事、片島配水池（仮称）築造工事などの大規模拡張工事が進行中であり、第6次拡張計画に基づく基幹施設整備が実行されている。水道料金改定時に示された事業計画によれば、当該プロジェクトの総事業費は93億円である。そのほか、災害に強い水の構築事業として、ビニル管の耐震化24億円、配水管網の整備拡充94億円、安全で美味しい水の供給事業として2億円、開かれた水道経営事業として4億円などが示されている。

これらは水源確保あるいは施設能力拡充を目的とするものではないが、結果として過剰な設備投資につながるリスクは常に存在する。これを防止するには、設備投資の意志決定の際、水道局内の組織同士の内部牽制の篩に掛けることはもちろん、水道事業の経営の適正化・効率化のために経営事項を審査することを目的に設置されている倉敷市水道事業経営審議会においても、設備投資計画の必要性を個別具体的に検証し、施設整備事業の再評価を行うべきである。

日本の水道料金は諸外国と比較して高いと言われている。水質の違いや為替

レートの問題もあるため単純な比較はできないが、「日本はフランスの 1.5 倍、米国の 2.3 倍である（家庭向け、内閣府調べ）。これは公共水道向けの水源として低コストの地下水に背を向け、河川水を使うダムを作りすぎたツケである。日本の公共水道に占める地下水の比率は 25%で、70%前後の欧州各国と比較して圧倒的に小さい。1 基数千億円に及ぶダム事業費用が水道料金に上乗せされている。」（日本経済新聞 2004 年 9 月 5 日）

倉敷市水道局の自己水源の 32%が表流水で、残りは地下水及び伏流水である。このため倉敷市の水道料金は類似他都市と比較すると低いものとなっている。

また、水需要の伸びが見込まれないため、当面、倉敷市水道局に水源開発の計画はない。しかし、人口の減少予測や財政改革の進行といった社会全体が緊縮傾向にある中、よほどの確実性がなければ新たな公共事業は許容されなくなっており、水道事業においても、水需要を適正に予測し、費用対効果を厳密に評価して、費用対効果のより大きな事業へ重点を置くことが求められていることに留意する必要がある。低経済成長とデフレの中で、公共料金だけが一人上がり続けることは好ましいことではなく、水道料金の引き上げにつながるような大規模な設備投資については、水道事業経営審議会が厳格に監視する必要があると考える。

5. 倉敷市による水道企業団の経営の検証

倉敷市水道局は、独立した特別地方公共団体である水道企業団に対しては何らの権限を有しておらず、平成 14 年 4 月から実施された受水費の引き上げの際も、企業団議会で引き上げが決議されれば、無条件でその決定した料金で受水している。

倉敷市水道事業経営審議会にとっても水道企業団の財務内容や決定事項はブラックボックスであり、受水費引き上げを受けて水道料金を改定した際も、企業団の財務内容や受水費引き上げの是非は審議の埒外で、受水費引き上げを前提として料金改定を審議している。われわれ監査人も決算書によってしか企業団の状況を分析することができず、岡山県南部水道企業団は昭和 46 年以降 6 回の料金改定を行っているものの、決算書を見る限り、その財務内容は全国水道用水供給事業の平均よりも若干悪い状態であった。

水道局とすれば、財務内容がよくない供給先から用水供給料金引き上げが要求され、やむを得ず受けざるを得なかったものと考えられる。しかし、将来的にも企業団から値上げを要求される可能性があり、安易に受け入れるのではなく、必要があれば財務内容の調査を行う等企業団に対する牽制が機能するような仕組みを確立すべきである。また、料金改定後には、決算の推移を分析する

など、事後的なフォロー体制を敷いて、企業団連絡会議及び企業団定例議会に生かす必要がある。

そのためには、倉敷市水道局は独立した特別地方公共団体である企業団に対して交渉することは難しいため、企業団の構成員としての倉敷市が企業団の経営を監視し、今後の用水供給料金引き上げの要否を検討する必要がある。

6. 入札制度改革について

倉敷市水道局は平成 12 年度から設計金額の事前公表、平成 15 年度の事前公表した設計金額を予定価格とすること、最低制限価格をくじで決定すること、等入札の透明性を高めてきた。しかし、「7. 工事請負契約（4）監査結果 ⑤ 入札の公正性について」で述べたとおり、平成 15 年度は 95%強の契約が 95%以上の高落札で、落札率は依然として高止まりしており、業者間の競争を通じて公正な価格を得るという競争入札制度本来の機能が果たされているかどうか大きな疑問が残る状況にある。

日本弁護士連合会は、2001 年 2 月入札制度の公正性を確保するため以下の提言をしている。

- (1) 一般競争入札、公募型指名競争入札を実施する場合、競争が確認できるまで地域制限、経営事項審査に基づく総合評点制限を緩和し、おおむね 30 社ないし 100 社の入札参加を可能とし公正競争を確保する。
- (2) 止むを得ず指名競争入札を実施する場合、地域制限、経営審査点数を緩和するとともに、市外に本店を有する業者を指名するなど、指名業者の予測が難しい指名を実施し、事前に指名業者を公表しない。
- (3) 共同企業体を入札参加の条件にしない。
- (4) 入札業者に対し、詳細な積算内訳と下請契約書の提出を義務付ける。
- (5) 入札業者に対し「入札談合が判明した場合、入札業者は発注者に対し、契約額の 10%以上の損害賠償をする」との誓約書を提出させる。
- (6) 入札・談合が明らかになった場合、談合業者に対する損害賠償請求を実施するとともに、当該業者に対する入札資格剥奪期間を原則 2 年とする。

これを参考に倉敷市水道局入札制度の現状を検討した結果は、以下のとおりである。

(1) について、倉敷市水道局では一般競争入札は例が無く、また公募型指名競争入札は 4 億円以上の大規模工事に限られているので、これによる入札件数もきわめて少数である。

倉敷市水道局によれば、「指名競争入札についてはライフラインとしての水道施設の施工を的確に行う受注者を確実に選定する必要から、施工実績のある者を重視している。しかし、指名業者を増やすため経営事項審査点数はできるだけ下げて、門戸を広げる努力をしている。また、公募型指名競争入札に当たっては入札参加者を増やすため入札案内を30社以上に直接送付し、最近では入札参加業者名・参加者数を入札終了まで業者間で分からないように、郵便入札・事後審査方式で実施している。」との事である。

監査人は、入札は一般競争入札が原則であるが公募型指名競争入札による場合は、競争の公正性を確保するため、最低対象工事金額を引き下げること及び指名業者数を現状以上に増やすことが望ましいと考える。

(2) について、水道局では指名競争入札が「止むを得ず」ではなく、原則となっている。理由は、工事請負契約の項で記載したとおりである。指名業者の予測に関しては、水道局の配水管布設工事指名登録業者数は約60社と少数で業者名及びランクを公表しているため入札参加者が事前に判り、指名者を事後公表しても発注された工事規模で業者の割り出しが容易であるため実効性が乏しい状況である。工事規模に関しては、例えば児島地区はBランク業者が非常に多く、地場産業の発展および市内業者の育成という点からBランクの業者に発注しようとするれば、工事規模を3,000万円未満にしなければならない。このように工事規模によって指名業者が事前に容易に分かる仕組みになっている。

しかし、事後公表には積算用設計図書の配付方法など事務体制の見直しが必要という倉敷市水道局の指摘はあるが、監査人は、指名業者の事後公表、地域制限緩和による指名業者数増加が必要と考える。

(3) については、日本弁護士連合会によると、共同企業体を組むことは談合を誘発しやすいという欠点が指摘されている。しかし倉敷市水道局は、4億円以上の工事は建設工事共同企業体施工と定めている。その趣旨は、分割不可能な大規模工事を市内業者が単独または複数で施工することが技術上・経済上不可能な場合を想定し、市内業者育成振興という政策的配慮をしているものである。

監査人は、建設工事共同企業体施工が不可欠かどうか個別に検討することが望ましいと考える。

(4) について、下請契約書の提出については、施工管理台帳の提出時に下請け業者の見積書または契約書の提出を受けており特に問題はない。

しかし、積算内訳に関しては、倉敷市水道局の説明によれば、倉敷市水道局発注の工事請負契約は年間400件から500件と多く、しかも短期間で発注しなければならない配水管布設工事がほとんどであり、業者によっては多い場合は同時に6本から8本の工事を指名される場合もあり、詳細な積算内訳の提出を

義務付けるとかえって入札機会を奪うことになりかねない。水道局の工事業者は中小企業が多く、事務処理能力に限界があるからである。ただ、業者は受注に当たり詳細な積算にかえて、管種、口径、施工延長、道路幅等から独自の方法で簡易に算定できる方法を持っているとのことである。

監査人は、入札の公正性を確保するため、原則として積算内訳を提出させることが望ましいと考える。

なお、営業所往査の際に営業所発注工事において必要以上に工事を分割発注しているのではないかと思われる案件があった。倉敷市水道局の説明によれば、国の要請に基づいて分離・分割発注を推進している、との事である。

しかし、公共工事は公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切ロットの設定が要請されており、中小企業振興を優先すれば、水道局の業務の効率性が著しく損なわれる場合もある。発注の際、行き過ぎた地域振興に陥らないよう十分検討することが望ましい。

(5)については、水道局工事請負契約約款第47条で、契約解除と請負金額の20%の損害賠償金の支払いを規定しているため、追加の検討は不要である。

(6)について倉敷市水道局では、倉敷市及び他市町村と同様最大12ヶ月を指名停止期間としている。しかし、日本のペナルティーは諸外国と比較して軽いといわれているので、水道局のみが2年とすることはできないが、入札参加資格剥奪期間の延長を検討する余地がある。

7. 固定資産の減価償却費と水道料金計算

損益計算書の減価償却費は、倉敷市水道局が保有する全ての固定資産を基礎に算定・計上されている。従って、利用者から工事負担金を受け入れて工事した固定資産も減価償却計算の対象となっている。他方、工事負担金受入額は「資本剰余金」として、貸借対照表の資本の部に計上され、自己資本を構成し、倉敷市水道局では前述のように累積で279億円強が計上されている。

会計理論では、減価償却計算は固定資産取得価額のその耐用年数にわたる期間配分の機能と、その資産の再取得資金をプールする資金留保機能があるといわれている。これらの両機能を満たすためには、工事負担金を受け入れた固定資産も減価償却の基礎に加えることは正当であり、減価償却費を計上して資金留保をしておかなければ、将来耐用年数を満了したときに再調達する備えができないことになる。

他方、利用者の立場に立って検討すると、設備の設置費用を工事負担金として最初に支払っておきながら、その後の水道料金の原価項目に工事負担金によって取得した資産の償却費が加算されているのは、何か料金の2重取りのような印象が残る。先に説明したように減価償却の再調達資金留保機能に着目する限り、工事負担金によって取得した資産であっても年々の減価償却費を計上することは会計理論上正しいのであるが、地方公営企業法規則において「補助金等によって取得した固定資産についてはその補助金等を控除した金額を帳簿価額とみなして減価償却を行うことができる（みなし償却）」と規定していることもあって、水道料金改訂のための原価計算において工事負担金により取得した固定資産の減価償却費について一部を除外する等、の何らかの考慮を加える余地があるのではないかと考える。

第6 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の規定により記載すべき事項はない。

第7 参考資料

1. 水道企業団の決算書

(1) 企業団決算分析のまとめ

水道局が受水している2つの企業団の決算書を分析した。企業団は、特別地方公共団体であり別個独立した法人格を有するため、企業団の財務内容に関して倉敷市水道局として意見する関係には無い。しかし、水道局にとって重要な受水先であることは間違いない。水道局は岡山県南部水道企業団からの受水費値上げを水道料金改定理由の一つにあげた。それは水道経営審議会で審議されたものであるが、受水費の改定は与件として扱っており、受水費の値上げが妥当であったか十分審議していない。審議会にとっても企業団の内容はブラックボックスであったし、われわれの包括外部監査でも企業団に対する財務調査は実施できなかった。

そこで公表されている決算書を分析することは受水費の妥当性を検討するうえで有益と判断した。その結果、少なくとも岡山県南部水道企業団の財務及び経営状況は備南水道企業団と比較して相対的に悪いことが判明した。しかし、民間企業と比較したときに財務状況は決して危険な水準にはない。高い人件費など多くの経営課題があり、料金値上げによるのではなく自助努力によって財務体質が改善する余地は多分にあるように思われる。

倉敷市水道局は企業団に対してなんら権限は無いが、企業団構成員たる倉敷市が企業団の財務及び経営状況について十分監視する必要がある。

(2) 岡山県南部水道企業団

水道局が用水の供給を受けている岡山県南部水道企業団の決算を分析する。平成11年度から平成15年度の決算概況は次ページのとおりである。

① 決算概況

経営状況(千円)

	H11	H12	H13	H14	H15
総収益	1,677,524	1,633,128	1,684,275	2,176,060	1,836,670
経常収益	1,677,524	1,633,128	1,684,275	2,170,671	1,836,558
営業収益	1,670,711	1,626,719	1,681,151	2,167,877	1,835,188
うち配水収益	1,610,760	1,605,231	1,601,543	1,857,333	1,834,495
うち他会計負担金	0	0	0	0	0
営業外収益	6,813	6,409	3,124	2,794	1,370
うち他会計補助金	0	0	0	0	0
特別利益	0	0	0	5,389	112
総費用	1,606,729	1,628,965	1,659,550	1,875,302	1,530,734
経常費用	1,606,729	1,628,965	1,659,550	1,875,302	1,530,734
営業費用	1,304,771	1,310,135	1,355,749	1,572,609	1,258,328
営業利益	365,940	316,584	325,402	595,268	576,860
うち職員給与費	506,813	433,755	425,017	456,888	485,623
うち減価償却費	356,553	473,997	467,210	425,875	428,449
営業外費用	301,958	318,830	303,801	302,693	272,406
うち支払利息	301,784	318,651	303,799	287,879	272,406
特別損失	0	0	0	0	0
経常利益	70,795	4,163	24,725	295,369	305,824
純利益	70,795	4,163	24,725	300,758	305,938

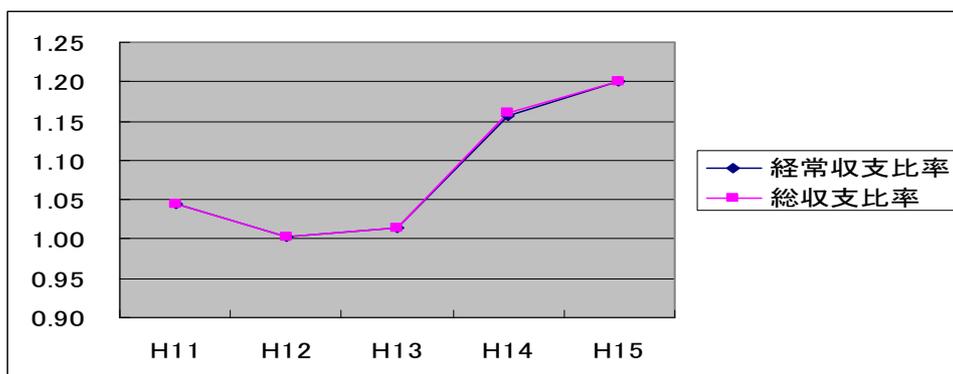
説明

上記のとおり、料金改定があった平成14年度以降は約3億円の経常利益を計上しており、経常利益率も14%(14年度)、17%(15年度)と高い水準にある。赤字予算を想定していた平成13年度も24百万円の利益を計上している。

② 経営分析指標の推移

経営指標

職員数(人)	46	46	46	44	43
一人当たり給与費	11,018	9,429	9,240	10,384	11,294
営業利益率	0.22	0.19	0.19	0.27	0.31
経常利益率	0.04	0.00	0.01	0.14	0.17
償却前利益	427,348	478,160	491,935	726,633	734,387
経常収支比率	1.04	1.00	1.01	1.16	1.20
総収支比率	1.04	1.00	1.01	1.16	1.20
未収金	232,070	143,616	124,539	229,343	156,500
総資本	14,099,891	11,812,001	11,759,276	12,405,012	11,819,067
未収金回転期間(日)	50.49	32.10	26.99	38.56	31.10
総資本利益率	0.01	0.00	0.00	0.02	0.03
職員給与費対給水収益	0.31	0.27	0.27	0.25	0.26
企業債残高	7,995,698	7,749,454	7,533,273	7,441,725	7,129,582
企業債対給水収益	5	5	5	4	4
企業債償還年数	19	16	15	10	10
企業債元金償還金	236,883	246,244	276,181	291,547	312,143
企業債利息	301,784	318,651	303,799	287,879	272,404
元利金償還額	538,667	564,895	579,980	579,426	584,547
同対給水収益	33	35	36	31	32
水道事業平均	35	34	35	37	



説明

上記経営指標の推移を見ると、1人当たり給与費が每期約10百万円かかっており、職員数削減の努力は伺えるが、民間企業と比較して、人件費の高さが際立っている（職員給与費には退職金、法定福利費も含まれている）。また、給水収益に占める給与費も30%前後と高い。それでも平成14年度以降は料金改定もあって高い収益を計上している。

③ 財政状態の推移

財政状態(千円)

	H11	H12	H13	H14	H15
総資産	14,099,891	11,812,001	11,759,276	12,405,012	11,819,067
流動資産	4,041,149	2,159,373	2,303,988	2,862,206	2,439,169
固定資産	10,058,741	9,652,627	9,455,288	9,542,805	9,379,897
総負債	2,417,135	371,495	510,587	961,347	381,606
流動負債	2,251,121	221,291	339,481	757,408	152,444
資本の部	11,682,755	11,440,506	11,248,689	11,443,664	11,437,460
自己資本	1,667,589	1,667,589	1,667,589	1,726,766	1,869,626
企業債	7,995,698	7,749,454	7,533,273	7,441,725	7,129,582
資本剰余金	395,453	395,284	394,923	380,688	380,688
利益剰余金	1,624,013	1,628,177	1,652,902	1,894,483	2,438,251
剰余金	2,019,466	2,023,461	2,047,825	2,275,171	2,818,939
資本の部検算	11,682,756	11,440,506	11,248,689	11,443,665	11,437,461
運転資金	1,790,028	1,938,082	1,964,507	2,104,798	2,286,725
修正資本の部(除他人資本)	3,687,057	3,691,052	3,715,416	4,001,939	4,307,878
自己資本比率	0.26	0.31	0.32	0.32	0.36
流動比率	1.80	9.76	6.79	3.78	16.00

説明

自己資本比率は26%から36%へ上昇している。民間企業の場合30%の自己資本比率は安全圏とされている。

運転資金は11年度の17億円から15年度には22億円に増加しており、企業債の残高は確かに多いが赤字予算が計上されていた13年度も19億円の資金を有しており、運転資金はこの5年間減少したことはない。料金収入に対する企業債元利償還金の割合も、全用水供給事業者平均と比較して、料金改定前でも平均的な水準にあり、料金引き上げ後は平均を下回っている。

④ 給水原価分析

給水原価の内訳

項目	平成 11 年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
資本費					
減価償却費	356,553	473,997	467,210	425,875	428,449
企業債利息	301,784	318,651	303,799	287,879	272,404
資本費計	658,337	792,648	771,009	713,754	700,853
給与費					
給料	202,551	198,309	189,780	186,151	189,417
手当	149,604	142,630	133,629	126,313	121,919
賃金	120	0	0	0	0
法定福利費	50,265	50,240	50,297	48,807	49,034
被服費	519	473	502	226	366
退職給与金	71,481	9,540	16,000	61,128	107,779
給与費計	474,540	401,192	390,208	422,625	468,515
受水費	0	0	0	0	0
その他	537,332	435,125	498,331	738,923	361,364
費用合計	1,670,209	1,628,965	1,659,548	1,875,302	1,530,732
経常費用	1,606,729	1,628,965	1,659,548	1,875,302	1,530,732
控除受託工事費	63,480	0	0		0
費用合計	1,670,209	1,628,965	1,659,548	1,875,302	1,530,732
年間有収水量	33,910,741	33,794,340	33,716,705	33,166,677	32,758,852
1m ³ 当たりの計算(円)					
資本費	19.41	23.46	22.87	21.52	21.39
給与費	13.99	11.87	11.57	12.74	14.30
受水費	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	15.85	12.88	14.78	22.28	11.03
費用合計	49.25	48.20	49.22	56.54	46.73
給水原価構成比(%)					
資本費	39.42	48.66	46.46	38.06	45.79
給与費	28.41	24.63	23.51	22.54	30.61
受水費	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	32.17	26.71	30.03	39.40	23.61
費用合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

用水供給事業平均

1 m ³ 当たりの計算(円)					
項目	平成 11 年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平均
資本費	56.17	55.36	60.28	63.47	58.82
給与費	9.57	9.46	9.09	8.97	9.27
受水費	0.07	0.16	0.24	0.27	0.19
その他	28.1	27.74	27.79	23.23	26.72
費用合計	94.14	92.9	97.41	95.94	95.10
給水原価構成比(%)					平均
資本費	59.8	59.7	61.9	66.2	61.90
給与費	10.2	10.2	9.3	9.3	9.75
受水費	0.1	0.2	0.2	0.3	0.20
その他	29.9	29.9	28.6	24.2	28.15
費用合計	100	100	100	100	100.00

平成 14 年度その他費用が 2 億円増加しているのは、送水費(修繕費・動力費)増加のためである。

説明

給水原価の構成比率を全用水供給事業の平均と比較すると、給与費の高さが際立っている。資本費(減価償却費と企業債利息)の割合は平均より3割程度少ない。

給水原価の額は、用水供給事業の平均と比較して約半分の水準である。

(3) 備南水道企業団

水道局が用水の供給を受けている備南水道企業団の決算を分析する。

① 決算概況

経営状況(千円)

	H11	H12	H13	H14	H15
総収益	828,896	847,047	821,136	781,055	782,724
経常収益	828,896	847,047	821,136	781,055	782,724
営業収益	827,066	845,210	819,499	780,076	781,555
うち配水収益	827,052	841,796	817,862	780,064	781,543
うち他会計負担金	0	0	0	0	0
営業外収益	1,830	1,837	1,637	979	1,169
うち他会計補助金	0	0	0	0	0
特別利益	0	0	0	0	0
総費用	687,528	744,741	758,779	704,910	631,376
経常費用	687,528	744,741	758,779	704,810	631,376
営業費用	599,991	647,701	664,526	615,409	546,851
営業利益	227,075	197,509	154,973	164,667	234,704
うち職員給与費	185,329	165,309	165,994	168,222	166,570
うち減価償却費	141,434	191,040	186,548	187,260	166,641
営業外費用	87,537	97,040	94,253	89,401	84,525
うち支払利息	87,537	97,040	94,253	89,401	84,525
特別損失	0	0	0	100	0
経常利益	141,368	102,306	62,357	76,245	151,348
純利益	141,367	102,306	62,357	76,144	151,348

説明

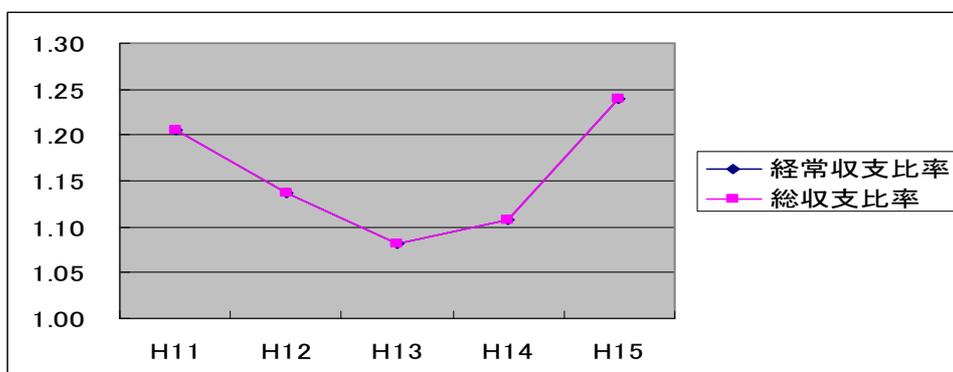
上記のとおり、每期60百万円(13年度)から1億5千万円(15年度)の利益を計上している。経常利益率は8%(13年度)から19%(15年度)と每期着実に高い利益を計上していることが特徴である。

備南水道企業団は伏流水・地下水を水源とするので、表流水を一部水源とする倉敷水道局や岡山県南部水道企業団と比較すると低コストであることが良好な経営指標となって表れている。

② 経営分析指標の推移

経営指標

職員数(人)	18	16	17	17	17
一人当たり給与費	10,296	10,332	9,764	9,895	9,798
営業利益率	0.27	0.23	0.19	0.21	0.30
経常利益率	0.17	0.12	0.08	0.10	0.19
償却前利益	282,801	293,346	248,905	263,404	317,989
経常収支比率	1.21	1.14	1.08	1.11	1.24
総収支比率	1.21	1.14	1.08	1.11	1.24
未収金	74,697	87,236	67,405	65,858	66,650
総資本	3,614,366	3,944,720	3,950,774	3,940,285	3,993,020
未収金回転期間(日)	32.89	37.59	29.96	30.78	31.08
総資本利益率	0.04	0.03	0.02	0.02	0.04
職員給与費対給水収益	0.22	0.20	0.20	0.22	0.21
企業債残高	2219462	2518228	2427861	2337327	2243109
企業債対給水収益	2.68	2.99	2.97	3.00	2.87
企業債償還年数	7.85	8.58	9.75	8.87	7.05
企業債元金償還金	77893	8123	90367	90533	94218
企業債利息	87,537	97,040	94,253	89,401	84,525
元利金償還額	165430	105163	184620	179934	178743
同対給水収益	20.00	12.49	22.57	23.07	22.87
水道事業平均	34.6	34.2	35	37.3	



説明

民間企業と比較すると、1人当たり給与費は約10百万円と高く、給水収益に占める割合も20%強あり、人件費の多さが目立っている（職員給与費には退職金、法定福利費が含まれている）。それでも15年度は19%の経常利益率を計上しており、収益率は高い。この5年間に料金改定はないにもかかわらず、大変優秀な数値を計上している。

③ 財政状態の推移

財政状態(千円)

	H11	H12	H13	H14	H15
総資産	3,614,366	3,944,720	3,950,774	3,940,285	3,993,020
流動資産	1,147,185	1,004,632	1,064,027	1,224,432	1,237,952
固定資産	2,467,180	2,940,087	2,886,747	2,715,852	2,755,068
	H11	H12	H13	H14	H15
総負債	68,006	20,158	54,221	58,121	59,645
流動負債	44,596	2,809	22,173	15,075	8,965
資本の部	3,546,359	3,924,562	3,896,552	3,882,164	3,933,374
自己資本	714,806	774,806	904,806	964,806	1,064,806
企業債	2,219,462	2,518,228	2,427,861	2,337,327	2,243,109
資本剰余金	244,082	221,213	221,213	221,213	215,294
利益剰余金	368,008	410,314	342,672	358,817	410,165
剰余金	612,090	631,527	563,885	580,030	625,459
資本の部検算	3,546,360	3,924,562	3,896,553	3,882,164	3,933,375
運転資金	1,102,589	1,001,823	1,041,854	1,209,357	1,228,987
修正資本の部(除他人資本)	1,326,897	1,406,334	1,468,691	1,544,837	1,690,265
自己資本比率	0.37	0.36	0.37	0.39	0.42
流動比率	25.72	357.65	47.99	81.22	138.09

説明

自己資本比率は約4割と財務の状況は良好である。

運転資金も10億円から12億円と規模のわりには潤沢である。

企業債の負担は岡山県南部水道企業団と比較するとはるかに軽い。用水供給事業平均と比較しても同様である。

④ 給水原価分析

給水原価の内訳

項目	平成 11 年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
資本費					
減価償却費	141,434	191,031	186,539	187,260	166,641
企業債利息	87,537	97,040	94,253	89,401	84,525
資本費計	228,971	288,071	280,792	276,661	251,166
給与費					
給料	75,573	69,327	70,533	72,135	72,486
手当	57,422	50,698	48,991	47,623	47,061
賃金	3,727	3,525	3,572	3,525	5,059
法定福利費	19,934	18,709	19,372	19,807	19,498
被服費	73	155	75	176	158
退職給与金	15,492	10,094	10,494	12,294	11,293
給与費計	172,221	152,508	153,037	155,560	155,555
受水費	0	0	0	0	0
その他	286,336	306,862	326,262	272,589	224,655
費用合計	687,528	747,441	760,091	704,810	631,376
経常費用	687,528	744,741	758,779	704,810	631,376
控除受託工事費	0	2,700	1,312	0	0
費用合計	687,528	747,441	760,091	704,810	631,376
年間有収水量	29,537,598	30,064,158	29,209,361	27,859,458	27,912,264
1 m ³ 当たりの計算(円)					
資本費	7.75	9.58	9.61	9.93	9.00
給与費	5.83	5.07	5.24	5.58	5.57
受水費	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	9.69	10.21	11.17	9.78	8.05
費用合計	23.28	24.86	26.02	25.30	22.62
給水原価構成比(%)					
資本費	33.30	38.54	36.94	39.25	39.78
給与費	25.05	20.40	20.13	22.07	24.64
受水費	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	41.65	41.06	42.92	38.68	35.58
費用合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

用水供給事業平均

1 m ³ 当たりの計算(円)					
項目	平成 11 年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平均
資本費	56.17	55.36	60.28	63.47	58.82
給与費	9.57	9.46	9.09	8.97	9.27
受水費	0.07	0.16	0.24	0.27	0.19
その他	28.1	27.74	27.79	23.23	26.72
費用合計	94.14	92.9	97.41	95.94	95.10
給水原価構成比(%)					平均
資本費	59.8	59.7	61.9	66.2	61.90
給与費	10.2	10.2	9.3	9.3	9.75
受水費	0.1	0.2	0.2	0.3	0.20
その他	29.9	29.9	28.6	24.2	28.15
費用合計	100	100	100	100	100.00

説明

給与費の構成割合は高いものの、給水原価は用水供給事業平均の約 24%と極めて低い。

2. 工事入札参加・落札業者一覧表、工事請負契約一覧表

次ページ以降に添付してある表参照。

なお「工事入札参加・落札業者一覧表」の、○は参加を、●は落札を示す。

					備陽工業所	テクノシラタニ	中国管工	富士興業	宗田工務店	中フ設備	大島設備	佐伯建工所	オオウチ	せのお	丸三工事	クラケン	岡山エイケン工業	谷川工業	
玉島	建建玉第5号	玉島八島配水管移設工事その2	7	○	○	○	○	○	○	●	○								
	建建玉第8号	船穂町船穂配水管移設工事	3									●	○	○					
	建建玉第10号	玉島八島配水管移設工事	7	○	●	○	○	○	○	○	○								
	建建玉第12号	玉島上成配水管移設工事	7	○	○	○	○	●	○	○	○								
	建建玉第14号	玉島柏島配水管移設工事	3									○	●	○					
	建建玉第19号	玉島乙島配水管移設工事	5												○	○	○	○	●
	建建玉第42号	船穂町船穂配水管移設工事その2	8	○	○	●	○	○	○	○	○				○				
	建建玉第43号	船穂町船穂排水関して工事その3	8	○	○	○	○	○	○	○	○				●				
	建建玉第44号	玉島上成玉島柏島配水管移設工事	8	○	○	○	○	○	○	○	○	●			○				
	建建玉第48号	玉島八島道口配水管移設工事	8	○	○	○	○	○	○	○	○	●			○				
	建建玉第49号	玉島道口配水管移設工事	8	○	○	○	○	○	○	○	○				●				
	建建玉第53号	船穂町船穂排水管移設工事その4	8	○	○	○	○	○	○	○	○				●				
	建建玉第60号	玉島上成乙島排水管移設工事	8	●	○	○	○	○	○	○	○				○				
	建建玉第62号	玉島柏島配水管移設工事	7							○	●	○	○	○				○	○
	建建玉第67号	玉島上成配水管移設工事	8	○	○	○	○	○	○	○	○	●			○				
	建建玉第74号	船穂町船穂排水管移設工事その5	8	●	○	○	○	○	○	○	○				○				
	建建玉第77号	玉島上成配水管移設工事その2	8	○	○	○	○	○	○	○	○				●				
	建建玉第78号	玉島八島配水管移設工事その3	8	○	○	○	○	○	○	○	○	●			○				
		落札回数		2	1	1	1	0	2	4	4	1	1	4	0	0	0	0	1
	参加回数	127	14	14	14	14	15	15	14	14	3	3	15	1	1	2	2		
	落札率		14	7	7	7	0	13	29	33	33	27	0	0	0	0	50		

工事入札参加・落札業者一覧

水道建設課拡張工事

	契約の種類	工事名	参加社数	参加業者																		
				酒井工業	信江興業	備陽工業所	貝原水道	こうげ	インマク共和	クラカン	司工業	岡山ホム管工	大同設備工業	広成工業	テクノシラタニ	大島設備	中国水道工業	富士興業	丸三工事	中国管工		
倉敷	建拓倉第5号	片島浄水場送水ポンプ井送水ポンプ棟築造工事	JV公募型																			
	建拓倉第7号	片島配水池敷地造成工事	公募型																			
	建拓倉第11号	連島町西之浦から片島排水管新設工事	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○			
	建拓倉第12号	連島町西之浦から片島排水管新設工事第2工区	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○			
		落札回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0			
		参加回数	34	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		落札率		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0				
児島	建拓児第3号	福江から木見排水管新設工事第2工区	8	○	○	○	○	○	○	●	○											
	建拓児第4号	福江から木見排水管新設工事第2工区	8	○	○	○	○	●	○	○	○											
		落札回数		0	0	0	0	1	0	1	0											
		参加回数	16	2	2	2	2	2	2	2	2											
		落札率		0	0	0	0	50	0	50	0											
玉島	建拓玉第1号	指名競争入札 玉島爪崎(船倉第2土地区画整理)排水管新設工事	4	●	○	○	○															
	建拓玉第2号	玉島爪崎(船倉第2土地区画整理)排水管新設工事	5	●	○	○	○															
	建拓玉第6号	玉島爪崎(船倉第2土地区画整理)排水管新設工事	8				○	●	○	○	○	○	○									
	建拓玉第8号	玉島乙島排水管新設工事第1工区	11				○	○	○	○	●	○	○	○	○	○						
	建拓玉第9号	玉島乙島排水管新設工事第2工区	12				○	○	○	○	○	●	○	○	○		○	○	○			
	建拓玉第10号	玉島乙島排水管新設工事第3工区	12				○	○	○	○	○	○	○	○		○	●	○	○			
	建拓玉第13号	玉島爪崎排水管新設工事第3工区	5			○	○	○				●	○									
			落札回数		2	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0		
			参加回数	57	2	2	3	7	2	4	4	4	4	4	5	5	2	1	2	2	2	
			落札率		100	0	0	0	0	25	0	0	25	25	20	0	0	0	0	50	0	0

工事契約一覧表

給水課

工事番号	契約の種類	工事名	設計金額	落札金額	率	落札者	入札参加者
給建倉第1号	指名競争入札	西中新田配水管新設工事	616,350	588,000	95.40	貝原水道	貝原水道、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第2号		堀南配水管新設工事	394,800	382,200	96.81	テクノシラタニ	テクノシラタニ、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第3号		加須山配水管新設工事	1,602,300	1,554,000	96.99	信江工業	信江工業、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第4号		茶屋町早沖配水管新設工事	1,362,900	1,312,500	96.30	中国管工	中国管工、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第5号		藤戸町藤戸配水管新設工事	1,651,650	1,575,000	95.36	中水設備	中水設備、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第9号		四十瀬消火栓新設工事	442,050	428,400	96.91	山川設備	山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上3社
給建倉第10号		西坂配水管新設工事	1,063,650	1,029,000	96.74	宮原工業	宮原工業、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第11号		中島配水管新設工事	832,650	808,500	97.10	オオウチ	山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上3社
給建倉第12号		生坂配水管新設工事	1,524,600	1,470,000	96.42	江口設備	江口設備、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第17号		西岡配水管新設工事	1,158,150	1,113,000	96.10	佐伯建工所	日ノ出設備工業、山川設備、佐伯建工所以上3社
給建倉第18号		福田町古新田配水管新設工事	1,053,150	1,018,500	96.71	インテック共和	インテック共和、あいおい設備、朝日設備工業以上3社
給建倉第19号		茶屋町早沖配水管新設工事	679,350	656,250	96.60	榎村設備	榎村設備、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第21号		二日市配水管新設工事	465,150	449,400	96.61	朝日設備工業	朝日設備工業、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第23号		中帯江配水管新設工事	1,998,150	1,937,250	96.95	山川設備	日ノ出設備工業、山川設備、佐伯建工所以上3社
給建倉第25号		西阿知配水管新設工事	357,000	346,500	97.06	榎村設備	榎村設備、佐伯建工所、オオウチ以上3社
給建倉第26号		中島配水管新設工事	641,550	619,500	96.56	榎村設備	榎村設備、佐伯建工所、オオウチ以上3社
給建倉第27号		田ノ上配水管新設工事	528,150	511,350	96.82	宮原工業	宮原工業、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第30号		中庄配水管新設工事	630,000	609,000	96.67	キノウエシステム	キノウエシステム、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第31号		藤戸町藤戸配水管新設工事	1,346,100	1,302,000	96.72	朝日設備工業	朝日設備工業、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第32号		西坂配水管新設工事	1,071,000	1,029,000	96.08	大同設備工業	大同設備工業、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第34号		下庄配水管改良工事	1,359,750	1,318,800	96.99	山川設備	日ノ出設備工業、山川設備、佐伯建工所以上3社
給建倉第35号		藤戸町藤戸配水管新設工事	410,550	397,950	96.93	日ノ出設備工業	日ノ出設備工業、山川設備、佐伯建工所以上3社
給建倉第36号		茶屋町配水管新設工事	678,300	656,250	96.75	榎村設備	榎村設備、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第37号		上富井配水管新設工事	875,700	840,000	95.92	貝原水道	貝原水道、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第39号		松島配水管新設工事	1,276,800	1,239,000	97.04	山川設備	日ノ出設備工業、山川設備、佐伯建工所以上3社
給建倉第40号		粒江配水管新設工事	1,651,650	1,596,000	96.63	広成工業	広成工業、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第41号		二子消火栓新設工事	451,500	437,850	96.98	山川設備	日ノ出設備工業、山川設備、佐伯建工所以上3社
給建倉第44号		茶屋町早沖配水管新設工事	1,400,700	1,354,500	96.70	榎村設備	榎村設備、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第45号		四十瀬配水管新設工事	1,440,600	1,396,500	96.94	榎村設備	榎村設備、佐伯建工所、オオウチ以上3社
給建倉第46号		宮前配水管新設工事	1,214,850	1,176,000	96.80	オオウチ	日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上3社
給建倉第47号		茶屋町早沖配水管新設工事	1,697,850	1,638,000	96.47	大村建設	大村建設、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第49号		老松町5丁目配水管新設工事	582,750	556,500	95.50	宮原工業	宮原工業、佐伯建工所、オオウチ以上3社
給建倉第51号		粒江配水管新設工事	2,297,400	2,226,000	96.89	早島設備	早島設備、大村建設、日ノ出設備工業、山川設備以上4社
給建倉第52号		茶屋町早沖配水管新設工事	2,635,500	2,551,500	96.81	早島設備	早島設備、大村建設、日ノ出設備工業、山川設備以上4社
給建倉第53号		新田配水管新設工事	1,117,200	1,081,500	96.80	中水設備	中水設備、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第54号		茶屋町配水管新設工事	1,320,900	1,281,000	96.98	早島設備	早島設備、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第55号		加須山配水管新設工事	352,800	336,000	95.24	インテック共和	インテック共和、日ノ出設備工業、山川設備以上3社
給建倉第56号		福島配水管新設工事	2,997,750	2,898,000	96.67	浜設備	浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、山川設備以上4社
給建倉第57号		笹沖配水管新設工事	2,644,950	2,562,000	96.86	榎村設備	榎村設備、キノウエシステム、日ノ出設備工業、山川設備以上4社
給建倉第60号		新田配水管新設工事	2,809,800	2,719,500	96.79	大同設備工業	大同設備工業、榎村設備、中水設備、キノウエシステム、山川設備以上5社
給建倉第64号		笹沖配水管新設工事	2,197,650	2,131,500	96.99	榎村設備	宮原工業、キノウエシステム、榎村設備、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社
給建倉第65号		笹沖配水管新設工事	911,400	882,000	96.77	榎村設備	中水設備、宮原工業、キノウエシステム、榎村設備、山川設備以上5社

倉	給建倉第66号	茶屋町早沖配水管新設工事	2,499,000	2,446,500	97.90	佐伯建工所	中水設備、早島設備、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第69号	西富井配水管新設工事	1,667,400	1,617,000	96.98	三宅工業	宮原工業、江口設備、エイト管工、谷川工業、岡山エイケン工業、三宅工業以上6社	
	給建倉第70号	東富井配水管新設工事	1,986,600	1,921,500	96.72	江口設備	宮原工業、江口設備、エイト管工、樺村設備、山川設備、関西プラスチック工業以上6社	
	給建倉第76号	二子配水管新設工事	344,400	336,000	97.56	貝原水道	貝原水道、浜設備、早島設備、米田設備工業、大村建設、日ノ出設備工業以上6社	
	給建倉第78号	西富井配水管新設工事	436,800	423,150	96.88	エイト管工	クラケン、宮原工業、江口設備、エイト管工、関西プラスチック、オオウチ以上6社	
	給建倉第79号	西阿知配水管新設工事	1,862,700	1,806,000	96.96	貝原水道	貝原水道、クラケン、江口設備、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社	
	給建倉第80号	中島配水管新設工事	467,250	451,500	96.63	江口設備	宮原工業、三宅水道、江口設備、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社	
	給建倉第83号	祐安配水管新設工事	1,917,300	1,858,500	96.93	日ノ出設備工業	三宅水道、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第85号	粒江配水管新設工事	286,650	277,200	96.70	大村建設	中水設備、樺村設備、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第86号	山地配水管新設工事	3,498,600	3,391,500	96.94	早島設備	早島設備、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第87号	吉岡配水管新設工事	296,100	288,750	97.52	山川設備	中水設備、キノウエシステム、樺村設備、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第88号	中島配水管新設工事	885,150	866,250	97.86	江口設備	クラケン、江口設備、エイト管工、佐伯建高所関西プラスチック工業、オオウチ以上6社	
	給建倉第89号	福島配水管新設工事	651,000	630,000	96.77	キノウエシステム	キノウエシステム、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第91号	中島配水管新設工事	1,231,650	1,207,500	98.04	江口設備	クラケン、三宅水道、江口設備、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社	
	給建倉第92号	茶屋町配水管新設工事	2,482,200	2,457,000	98.98	大村建設	中水設備、早島設備、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第96号	茶屋町早沖配水管新設工事	957,600	939,750	98.14	早島設備	中水設備、早島設備、米田設備工業、大村建設、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第99号	中帯江配水管新設工事	748,650	735,000	98.18	早島設備	中水設備、早島設備、米田設備工業、大村建設、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第101号	白楽町配水管新設工事	617,400	598,500	96.94	キノウエシステム	宮原工業、キノウエシステム、樺村設備、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第103号	茶屋町配水管改良工事	1,575,000	1,554,000	98.67	佐伯建工所	中水設備、早島設備、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第108号	下庄配水管新設工事	3,038,700	2,992,500	98.48	浜設備	早島設備、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第109号	中央2丁目配水管新設工事	586,950	556,500	94.81	樺村設備	宮原工業、キノウエシステム、樺村設備、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第110号	上東配水管新設工事	1,920,450	1,879,500	97.87	浜設備	早島設備、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第112号	白楽町消火栓新設工事	439,950	430,500	97.85	キノウエシステム	キノウエシステム、樺村設備、山川設備、船倉水道設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第114号	西中新田配水管新設工事	488,250	483,000	98.92	宮原工業	宮原工業、キノウエシステム、樺村設備、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社	
	給建倉第115号	藤戸町天城配水管新設工事	1,001,700	987,000	98.53	オオウチ	中水設備、早島設備、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	敷	給建倉第120号	日畑配水管新設工事	769,650	745,500	96.86	日ノ出設備工業	早島設備、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社
		給建倉第121号	福井配水管新設工事	1,791,300	1,764,000	98.48	エイト管工	宮原工業、江口設備、エイト管工、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社
		給建倉第122号	吉岡配水管新設工事	3,078,600	3,013,500	97.89	中水設備	中水設備、山川設備、船倉水道設備工業、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社
		給建倉第123号	中島配水管新設工事	359,100	346,500	96.49	江口設備	宮原工業、キノウエシステム、早島設備、大村建設、オオウチ、佐伯鉄工所以上6社
		給建倉第128号	藤戸町天城配水管新設工事	447,300	435,750	97.42	大村建設	中水設備、中田設備、早島設備、大村建設、佐伯建工所、オオウチ以上6社
		給建倉第130号	田ノ上配水管新設工事	835,800	808,500	96.73	樺村設備	宮原工業、キノウエシステム、樺村設備、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社
		給建倉第132号	福島配水管新設工事	872,550	850,500	97.47	米田設備工業	キノウエシステム、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社
		給建倉第136号	矢部配水管新設工事	311,850	304,500	97.64	オオウチ	早島設備、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社
		給建倉第137号	茶屋町早沖配水管新設工事	1,287,300	1,249,500	97.06	早島設備	中水設備、早島設備、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社
給建倉第138号		粒江配水管新設工事	1,515,150	1,470,000	97.02	早島設備	中水設備、早島設備、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
給建倉第139号		中島消火栓新設工事	360,150	346,500	96.21	江口設備	クラケン、江口設備、エイト管工、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社	
給建倉第140号		堀南配水管新設工事	1,757,700	1,701,000	96.77	宮原工業	宮原工業、エイト管工、山川設備、船倉水道設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
給建倉第142号		四十瀬配水管新設工事	603,750	582,750	96.52	樺村設備	宮原工業、エイト管工、樺村設備、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社	
給建倉第147号		田ノ上配水管新設工事	866,250	840,000	96.97	宮原工業	宮原工業、キノウエシステム、樺村設備、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社	
給建倉第148号		茶屋町配水管改良工事	1,352,400	1,312,500	97.05	オオウチ	中水設備、早島設備、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
給建倉第149号		青江配水管新設工事	890,400	861,000	96.70	佐伯建工所	三宅水道、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
給建倉第152号	二日市配水管新設工事	929,250	903,000	97.18	大村建設	中水設備、大村建設、船倉水道設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社		
給建倉第153号	中庄配水管新設工事	400,050	388,500	97.11	日ノ出設備工業	キノウエシステム、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社		
給建倉第154号	加須山消火栓新設工事	441,000	430,500	97.62	大村建設	中水設備、キノウエシステム、樺村設備、大村建設、佐伯建工所、オオウチ以上6社		
給建倉第156号	大島配水管新設工事	775,950	750,750	96.75	米田設備工業	キノウエシステム、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社		
給建倉第160号	中島配水管新設工事	224,700	210,000	93.46	江口設備	クラケン、江口設備、エイト管工、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社		

敷	給建倉第163号	西阿知町西原配水管新設工事	874,650	840,000	96.04	クラケン	クラケン、三宅水道、江口設備、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社	
	給建倉第165号	西阿知町新田配水管新設工事	813,750	787,500	96.77	電建工業	電建工業、クラケン、江口設備、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社	
	給建倉第166号	大島配水管新設工事	1,339,800	1,291,500	96.39	浜設備	キノウエシステム、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第168号	粒浦配水管新設工事	711,900	693,000	97.35	山川設備	中水設備、大村建設、山川設備、船倉水道設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第170号	茶屋町早沖配水管新設工事	391,650	379,050	96.78	早島設備	中水設備、早島設備、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第171号	藤戸町藤戸配水管新設工事	723,450	714,000	98.69	早島設備	中水設備、早島設備、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第172号	安江配水管新設工事	3,015,600	2,919,000	96.80	浜設備	三宅水道、浜設備、日ノ出設備工業、佐伯建工所、関西プラスチック工業オオウチ以上6社	
	給建倉第173号	西田配水管新設工事	770,700	745,500	96.73	早島設備	中水設備、早島設備、米田設備工業、大村建設、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第174号	黒崎配水管改良工事	445,200	430,500	96.70	日ノ出設備工業	中水設備、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第175号	川入配水管新設工事	907,200	882,000	97.22	米田設備工業	三宅水道、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第176号	藤戸町藤戸配水管新設工事	1,661,600	1,617,000	97.32	早島設備	中水設備、早島設備、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第178号	四十瀬配水管新設工事	1,392,300	1,344,000	96.53	江口設備	宮原工業、江口設備、エイト管工、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社	
	給建倉第179号	新田配水管新設工事	1,438,500	1,386,000	96.35	樺村設備	中水設備、樺村設備、船倉水道設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第180号	茶屋町配水管新設工事	1,033,200	1,002,750	97.05	大村建設	中水設備、早島設備、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第183号	二子配水管新設工事	920,850	892,500	96.92	日ノ出設備工業	早島設備、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯鉄工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第184号	大島配水管新設工事	1,503,600	1,459,500	97.07	日ノ出設備工業	キノウエシステム、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯鉄工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第185号	西中新田配水管新設工事	1,100,400	1,044,750	94.94	山川設備	キノウエシステム、樺村設備、山川設備、船倉水道設備工業、佐伯鉄工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第186号	浜町2丁目配水管新設工事	984,900	955,500	97.01	日ノ出設備工業	キノウエシステム、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯鉄工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第187号	藤戸町藤戸配水管新設工事	1,326,150	1,291,500	97.39	山川設備	中水設備、早島設備、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第188号	二日市配水管新設工事	306,600	294,000	95.89	中水設備	中水設備、キノウエシステム、樺村設備、大村建設、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第192号	中庄配水管新設工事	345,450	336,000	97.26	米田設備工業	キノウエシステム、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第194号	西田配水管新設工事	1,613,850	1,575,000	97.59	早島設備	中水設備、早島設備、米田設備工業、大村建設、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第195号	沖新町配水管改良工事	3,369,450	3,265,500	96.91	佐伯建工所	キノウエシステム、エイト管工、樺村設備、関西プラスチック工業、オオウチ、佐伯建工所以上6社	
	給建倉第196号	西阿知町新田配水管新設工事	1,704,150	1,648,500	96.73	佐伯建工所	クラケン、江口設備、エイト管工、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社	
	給建倉第197号	二子配水管新設工事	1,081,500	1,050,000	97.09	日ノ出設備工業	早島設備、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第198号	山地配水管改良工事	1,251,600	1,207,500	96.48	浜設備	早島設備、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第199号	新田配水管新設工事	376,950	367,500	97.49	山川設備	中水設備、樺村設備、山川設備、船倉水道設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第200号	宮前配水管新設工事	267,750	262,500	98.04	オオウチ	三宅水道、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第201号	新田配水管新設工事	1,619,100	1,564,500	96.63	樺村設備	中水設備、樺村設備、山川設備、船倉水道設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第203号	亀山配水管新設工事	679,350	661,500	97.37	山川設備	中水設備、宮原工業、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社	
	給建倉第204号	中庄団地配水管新設工事	1,980,300	1,921,500	97.03	浜設備	キノウエシステム、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、おおうち	
	水	給建水第6号	福田町浦田配水管新設工事	1,103,550	1,065,750	96.57	谷川工業	あいおい設備、朝日設備工業、谷川工業以上3社
		給建水第20号	連島町鶴新田配水管新設工事	1,252,650	1,207,500	96.40	米田設備工業	朝日設備工業、米田設備工業、谷川工業以上3社
		給建水第33号	福田町古新田配水管新設工事	2,920,050	2,824,500	96.73	谷川工業	あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業以上5社
給建水第38号		連島町鶴新田配水管新設工事	1,567,650	1,520,400	96.99	山川設備	朝日設備工業、谷川工業、山川設備以上3社	
給建水第42号		連島町鶴新田配水管新設工事	1,032,150	997,500	96.64	朝日設備工業	あいおい設備、朝日設備工業、谷川工業以上3社	
給建水第48号		広江5丁目配水管新設工事	463,050	448,350	96.83	信江工業	信江工業、あいおい設備、朝日設備工業以上3社	
給建水第58号		北畝7丁目配水管新設工事	644,700	619,500	96.09	貝原水道	貝原水道、あいおい設備、朝日設備工業以上3社	
給建水第59号		北畝7丁目配水管新設工事	2,634,450	2,551,500	96.85	あいおい設備	あいおい建設、山陽技研/倉敷、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業以上5社	
給建水第62号		中畝5丁目配水管新設工事	315,000	304,500	96.67	山川設備	あいおい設備、朝日設備工業、山川設備以上3社	
給建水第71号		連島町鶴新田配水管新設工事	426,300	409,500	96.06	朝日設備工業	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業、せのお以上6社	
給建水第73号		中畝4丁目配水管新設工事	849,450	819,000	96.42	谷川工業	あいおい設備、山陽技研、エイト管工、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上6社	
給建水第74号		東塚3丁目消火栓新設工事	360,150	346,500	96.21	あいおい設備	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業、三宅工業以上6社	
給建水第75号		北畝1丁目配水管新設工事	225,750	218,400	96.74	エイト管工	あいおい設備、山陽技研、エイト管工、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上6社	
給建水第84号		中畝4丁目配水管新設工事	275,100	264,600	96.18	谷川工業	あいおい設備、山陽技研、エイト管工、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上6社	
給建水第97号		広江1丁目配水管新設工事	757,050	735,000	97.09	岡山エイケン工業	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業、三宅工業以上6社	

水	給建水第100号	福田町古新田配水管新設工事	912,450	903,000	98.96	谷川工業	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業、三宅工業以上6社
	給建水第102号	連島町矢柄消火栓新設工事	473,550	462,000	97.56	あいおい設備	あいおい設備、山陽技研、エイト管工、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上6社
	給建水第106号	南畝7丁目配水管新設工事	422,100	414,750	98.26	あいおい設備	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業、三宅工業以上6社
	給建水第107号	中畝7丁目配水管新設工事	1,278,900	1,270,500	99.34	谷川工業	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業、三宅工業以上6社
	給建水第113号	水島相生町配水管新設工事	2,005,500	1,963,500	97.91	あいおい設備	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業、オオウチ以上6社
	給建水第117号	中畝5丁目配水管新設工事	651,000	638,400	98.06	朝日設備工業	あいおい設備、山陽技研、エイト管工、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上6社
	給建水第118号	水島西常磐町配水管改良工事	3,326,400	3,255,000	97.85	谷川工業	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業、三宅工業以上6社
	給建水第125号	連島町鶴新田配水管新設工事	578,550	556,500	96.19	朝日設備工業	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業、オオウチ以上6社
	給建水第126号	水島西栄町配水管改良工事	2,152,500	2,079,000	96.59	朝日設備工業	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上5社
	給建水第143号	中畝10丁目配水管新設工事	605,850	588,000	97.05	朝日設備工業	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上5社
	給建水第144号	福田町古新田配水管新設工事	1,156,050	1,113,000	96.28	あいおい設備	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上5社
	給建水第145号	連島町鶴新田配水管新設工事	3,610,950	3,496,500	96.83	あいおい設備	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上5社
	給建水第146号	福田町古新田配水管新設工事	889,350	861,000	96.81	朝日設備工業	あいおい設備、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業、山陽技研以上5社
	給建水第150号	連島町矢柄配水管新設工事	642,600	619,500	96.41	谷川工業	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上5社
	給建水第158号	福田町古新田配水管新設工事	4,858,350	4,704,000	96.82	朝日設備工業	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上5社
	給建水第162号	福田町古新田配水管新設工事	453,600	441,000	97.22	朝日設備工業	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上5社
	給建水第169号	連島町亀島新田配水管新設工事	217,350	210,000	96.62	あいおい設備	ミツフ設備工業、あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上6社
	給建水第181号	広江5丁目配水管新設工事	1,166,550	1,123,500	96.31	あいおい設備	ミツフ設備工業、あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上6社
	給建水第189号	南畝1丁目消火栓新設工事	361,200	346,500	95.93	あいおい設備	ミツフ設備工業、あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上6社
	給建水第190号	福田町古新田配水管新設工事	4,315,500	4,179,000	96.84	朝日設備工業	ミツフ設備工業、あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上6社
児	給建児第7号	児島下の町10丁目配水管新設工事	962,850	929,250	96.51	富士水道	富士水道、浜田工務店、三宅工業以上3社
	給建児第16号	児島田の口4丁目配水管新設工事	1,600,200	1,543,500	96.46	楠本盛生堂	浜田工務店、楠本盛生堂、三宅工業以上3社
	給建児第28号	児島柳田町配水管新設工事	2,870,700	2,782,500	96.93	山水設備	富士水道、山水設備、浜田工務店、三宅工業以上4社
	給建児第81号	児島小川4丁目配水管新設工事	269,850	261,450	96.89	富士水道	富士水道、児島配管、山水設備、五洋工業、浜田工務店、三宅工業以上6社
	給建児第90号	児島上の町4丁目配水管新設工事	801,150	798,000	99.61	五洋工業	富士水道、山川設備、五洋工業、浜田工務店、楠本盛生堂、三宅工業以上6社
	給建児第94号	児島下之町9丁目配水管新設工事	254,100	252,000	99.17	山水設備	富士水道、山水設備、五洋工業、浜田工務店、楠本盛生堂、三宅工業以上6社
	給建児第105号	下津井吹上2丁目配水管新設工事	1,296,750	1,281,000	98.79	幡多設備	児島配管、幡多設備、五洋工業、浜田工務店、楠本盛生堂、三宅工業以上6社
	給建児第135号	児島稗田町配水管改良工事	1,078,350	1,046,850	97.08	五洋工業	富士水道、山水設備、中田設備、五洋工業、浜田工務店、三宅工業以上6社
	給建児第151号	児島下の町3丁目配水管新設工事	600,600	582,750	97.03	富士水道	富士水道、山水設備、五洋工業、浜田工務店、楠本盛生堂、三宅工業以上6社
	給建児第159号	児島小川1丁目配水管新設工事	1,299,900	1,270,500	97.74	幡多設備	児島配管、山水設備、幡多設備、五洋工業、浜田工務店、三宅工業以上6社
	給建児第161号	児島稗田町配水管改良工事	501,900	488,250	97.28	三宅工業	富士水道、山水設備、中田設備、五洋工業、浜田工務店、三宅工業以上6社
	給建児第167号	林配水管新設工事	627,900	609,000	96.99	中田設備	富士水道、山水設備、中田設備、五洋工業、浜田工務店、三宅工業以上6社
	給建児第191号	児島塩生配水管新設工事	1,415,400	1,375,500	97.18	楠本盛生堂	児島配管、山水設備、幡多設備、五洋工業、楠本盛生堂、三宅工業以上6社
玉	給建玉第8号	玉島黒崎(本村)配水管新設工事	351,750	340,200	96.72	備陽工業所	備陽工業所、佐伯建工所、せのお以上3社
	給建玉第13号	船穂町船穂配水管新設工事	745,500	714,000	95.77	中国管工	中国管工、佐伯建工所、せのお以上3社
	給建玉第14号	玉島黒崎(北迫)配水管新設工事	651,000	630,000	96.77	コーワ設備	コーワ設備、せのお、オオウチ以上3社
	給建玉第15号	児島小川4丁目配水管新設工事	928,200	899,850	96.95	三宅工業	富士水道、山水設備、三宅工業以上3社
	給建玉第22号	玉島阿賀崎(三番割)配水管新設工事	1,254,750	1,216,950	96.99	テクノシラタニ	テクノシラタニ、佐伯建工所、せのお以上3社
	給建玉第24号	玉島八島配水管新設工事	590,100	572,250	96.98	備陽工業所	備陽工業所、佐伯建工所、せのお以上3社
	給建玉第29号	玉島爪崎(鉾島)配水管新設工事	621,600	598,500	96.28	せのお	佐伯建工所、せのお、オオウチ以上3社
	給建玉第43号	玉島(中湯)配水管新設工事	947,100	913,500	96.45	五洋工業	五洋工業、佐伯建工所、せのお以上3社
	給建玉第50号	玉島勇崎(西浦)配水管新設工事	4,465,650	4,326,000	96.87	佐伯建工所	せのお、日ノ出設備工業、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上5社
	給建玉第61号	玉島陶(中田)配水管新設工事	702,450	677,250	96.41	樺村設備	樺村設備、佐伯建工所、せのお以上3社
	給建玉第63号	玉島阿賀崎(亀崎)配水管新設工事	921,900	892,500	96.81	中水設備	中水設備、佐伯建工所、せのお以上3社
	給建玉第67号	玉島柏台2丁目配水管新設工事	876,750	848,400	96.77	コーワ設備	クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第68号	玉島柏台3丁目配水管新設工事	913,500	882,000	96.55	宗田工務店	クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上6社

玉 島	給建玉第72号	玉島道越配水管新設工事	373,800	362,250	96.91	備陽工業所	備陽工業所、クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、オオウチ以上6社
	給建玉第77号	玉島(下吉浦)配水管新設工事	215,250	207,900	96.59	中国管工	中国管工、クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、オオウチ以上6社
	給建玉第82号	玉島阿賀崎(箱部)配水管新設	1,130,850	1,102,500	97.49	富士興業	富士興業、クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、オオウチ以上6社
	給建玉第93号	船穂町船穂消火栓新設工事	506,100	493,500	97.51	オオウチ	クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第95号	玉島黒崎(沙美)配水管新設工事	1,831,200	1,774,500	96.90	せのお	クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第98号	玉島勇崎(東元浜)配水管新設工事	1,834,350	1,774,500	96.74	宗田工務店	クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第104号	玉島(中潟)配水管新設工事	1,083,600	1,050,000	96.90	コーワ設備	クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第111号	玉島吉浦配水管新設工事	1,241,100	1,228,500	98.98	コーワ設備	宗田工務店、コーワ設備、せのお、クラケン、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第116号	玉島長尾(百々)配水管新設工事	457,800	441,000	96.33	佐伯建工所	クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第119号	玉島黒崎(小原)配水管改良工事	3,985,800	3,937,500	98.79	コーワ設備	宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社
	給建玉第124号	玉島道口(増原)配水管新設工事	1,242,150	1,207,500	97.21	オオウチ	宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社
	給建玉第127号	玉島阿賀崎(唐船)配水管新設工事	517,650	504,000	97.36	コーワ設備	クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第129号	玉島阿賀崎(唐船)配水管新設工事	780,150	756,000	96.90	宗田工務店	クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第131号	玉島八島(亀山)配水管新設工事	920,850	892,500	96.92	佐伯建工所	宗田工務店、コーワ設備、せのお、クラケン、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第133号	玉島乙島(高崎)配水管新設工事	255,150	246,750	96.71	せのお	クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第134号	玉島乙島(高崎)配水管新設工事	752,850	729,750	96.93	宗田工務店	クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第141号	玉島長尾(鉾島)配水管新設工事	793,800	766,500	96.56	コーワ設備	クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第155号	玉島勇崎(西元浜)配水管新設工事	2,553,600	2,467,500	96.63	せのお	宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社
	給建玉第157号	船穂町船穂配水管新設工事	759,150	735,000	96.82	佐伯建工所	クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第164号	玉島長尾(鉾島)配水管新設工事	568,050	550,200	96.86	せのお	クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第177号	玉島勇崎(西浦)配水管新設工事	1,548,750	1,501,500	96.95	せのお	宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社
	給建玉第182号	船穂町水江配水管新設工事	3,057,600	2,961,000	96.84	佐伯建工所	宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社
	給建玉第193号	船穂町船穂配水管新設工事	1,296,750	1,257,900	97.00	コーワ設備	クラケン、宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	給建玉第202号	船穂町船穂配水管新設工事	5,179,650	5,019,000	96.90	備陽工業所	備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお、以上8社
	給受玉第1号	船穂町水江給水施設新設工事	13,969,200	13,125,000	93.96	JFEエンジニアリング	三菱重工業、石川島播磨重工業、JFEエンジニアリング、日立造船、三井造船、住友金属工業、栗本鐵工所、扶桑建設工業以上8社
			合計	258,764,600	250,675,950	94.42	(注)

全て一回で落札

工事契約一覧表

水道建設課

工事番号	契約の種類	工事名	設計金額	落札金額	率	落札者	入札参加者
建建倉第1号	指名競争入札	中島配水管移設工事	4,054,050	3,927,000	96.87	佐伯建工所	宮原工業、エイト配管、江口設備、山川設備、佐伯建工所以上5社
建建倉第2号		水江配水管移設工事	21,649,950	21,000,000	97.00	信江工業	酒井工業、信江工業、こうげ、貝原水道、三宅建設、クラカン、丸三建設、司工業、広成工業、三宅水道以上10社
建建倉第3号		藤戸町藤戸配水管移設工事	4,668,300	4,515,000	96.72	早島設備	クラカン、榑村設備、中水設備、キノウエシステム、早島設備、大村建設以上6社
建建倉第4号		祐安から西岡配水管移設工事	7,288,050	7,035,000	96.53	広成工業	広成工業、大同設備工業、榑村設備、宮原工業、浜設備、キノウエシステム、米田設備工業以上7社
建建倉第7号		藤戸町天城配水管移設工事その2	8,633,100	8,368,500	96.94	宮原工業	クラカン、大同設備工業、榑村設備、宮原工業、中水設備、キノウエシステム、早島設備、大村建設以上8社
建建倉第9号		西富井配水管移設工事	10,623,900	10,290,000	96.86	丸三建設	酒井工業、信江工業、こうげ、貝原水道、三宅建設、クラカン、丸三建設、司工業、広成工業、三宅水道以上10社
建建倉第13号		北浜町配水管移設工事	1,712,550	1,659,000	96.87	日ノ出設備工業	日ノ出設備工業、山川設備、佐伯建工所以上3社
建建倉第16号		中島配水管移設工事その2	18,453,750	17,850,000	96.73	信江工業	酒井工業、信江工業、こうげ、貝原水道、三宅建設、クラカン、丸三建設、司工業、広成工業、三宅水道以上10社
建建倉第18号		藤戸町藤戸配水管移設工事	12,084,450	11,718,000	96.97	早島設備	クラカン、司工業、榑村設備、中田設備、中水設備、富士水道、山水設備、キノウエシステム、早島設備、大村建設以上10社
建建倉第21号		倉敷ハイソ配水管改良工事	21,967,050	21,525,000	97.99	司工業	酒井工業、三宅建設、信江工業、貝原水道、こうげ、クラカン、司工業、大同設備工業、丸三建設、広成工業、クラケン、中水設備、宮原工業、三宅水道、キノウエシステム以上15社
建建倉第22号		茶屋町配水管移設工事	4,833,150	4,725,000	97.76	山川設備	中水設備、早島設備、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社
建建倉第24号		松島外配水管移設工事	17,305,050	16,957,500	97.99	浜設備	貝原水道、クラカン、司工業、大同設備工業、広成工業、早島設備、浜設備、米田設備工業、大村建設以上9社
建建倉第26号		福井配水管移設工事	3,447,150	3,370,500	97.78	オオウチ	宮原工業、江口設備、エイト配管、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社
建建倉第29号		笹沖配水管移設工事	3,347,400	3,302,250	98.65	山川設備	宮原工業、キノウエシステム、榑村設備、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社
建建倉第30号		中島配水管移設工事その3	1,966,650	1,921,500	97.70	宮原工業	クラケン、宮原工業、江口設備、エイト管工、佐伯建工所、オオウチ以上6社
建建倉第31号		西中新田から笹沖配水管移設工事	3,703,350	3,622,500	97.82	宮原工業	宮原工業、キノウエシステム、榑村設備、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社
建建倉第32号		粒江団地配水管移設工事	10,959,900	10,815,000	98.68	榑村設備	酒井工業、クラカン、司工業、中水設備、キノウエシステム、早島設備、榑村設備、山川設備、大村建設以上9社
建建倉第35号		堀南東富井配水管移設工事	6,082,650	6,037,500	99.26	エイト管工	酒井工業、信江工業、司工業、宮原工業、キノウエシステム、江口設備、エイト管工、榑村設備、山川設備以上9社
建建倉第36号		藤戸町天城配水管移設工事その3	17,478,300	17,325,000	99.12	宮原工業	酒井工業、司工業、宮原工業、キノウエシステム、早島設備、榑村設備、大村建設、山川設備以上9社
建建倉第37号		水江配水管移設工事(その2)	24,649,800	24,360,000	98.82	三宅水道	信江工業、貝原水道、こうげ、大同設備工業、丸三建設、広成工業、クラケン、宮原工業、三宅水道、キノウエシステム、江口設備、エイト管工、榑村設備、米田設備工業以上14社
建建倉第38号		水江酒津配水管移設工事	16,566,900	16,380,000	98.87	広成工業	こうげ、広成工業、宮原工業、三宅水道、キノウエシステム、江口設備、浜設備、榑村設備、日ノ出設備工業以上9社
建建倉第40号		藤戸町藤戸配水管移設工事	2,354,100	2,310,000	98.13	早島設備	早島設備、大村建設、山川設備、船倉水道設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社
建建倉第51号		笹沖排水管移設工事	14,605,500	14,122,500	96.69	酒井工業所	酒井工業、信江工業、こうげ、クラカン、司工業、中水設備、宮原工業、キノウエシステム、榑村設備以上9社
建建倉第54号		堀南配水管移設工事	19,795,650	19,194,000	96.96	江口設備	酒井工業、貝原水道、こうげ、司工業、丸三工事、中水設備、宮原工業、江口設備、エイト管工、早島設備、山川設備以上11社
建建倉第55号		笹沖配水管移設工事その3	15,682,800	15,172,500	96.75	中水設備	貝原水道、こうげ、司工業、丸三工事、クラケン、中水設備、宮原工業、三宅水道、エイト管工、船倉水道設備工業以上10社
建建倉第56号		中庄排水管移設工事	17,659,950	17,115,000	96.91	貝原水道	貝原水道、クラカン、大同設備工業、広成工業、キノウエシステム、早島設備、浜設備、榑村設備、米田設備工業、大村建設、日ノ出設備工業以上11社
建建倉第57号		中庄排水管移設工事その2	14,785,050	14,332,500	96.94	貝原水道	貝原水道、クラカン、大同設備工業、広成工業、キノウエシステム、浜設備、榑村設備、米田設備工業、日ノ出設備工業以上9社
建建倉第58号		福井配水管移設工事	17,557,050	17,010,000	96.88	エイト管工	酒井工業、信江工業、こうげ、司工業、丸三建設、クラケン、宮原工業、江口設備、エイト管工、大村建設、山川設備以上11社
建建倉第61号		四十瀬排水管移設工事	938,700	913,500	97.32	エイト管工	宮原工業、エイト管工、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上5社
建建倉第65号		水江中島排水管移設工事	8,880,900	8,610,000	96.95	クラケン	電建工業、クラケン、宮原工業、三宅水道、キノウエシステム、江口設備、エイト管工、浜設備、榑村設備以上9社
建建倉第66号		藤戸町天城配水管移設工事その4	17,957,100	17,409,000	96.95	榑原建設	酒井工業、三宅建設、貝原水道、榑原建設、クラカン、司工業、大同設備工業、広成工業、中水設備、早島設備、大村建設以上11社
建建倉第68号		水江排水管移設工事その3	16,586,850	16,065,000	96.85	こうげ	酒井工業、信江工業、こうげ、司工業、大同設備工業、広成工業、丸三工事、クラケン、三宅水道、江口設備、エイト管工以上11社
建建倉第69号		水江排水管移設工事その4	3,626,700	3,549,000	97.86	オオウチ	米田設備工業、山川設備、船倉水道設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社
建建倉第70号		八王子町から安江排水管移設工事	18,683,700	18,060,000	96.66	三宅建設	三宅建設、信江工業、貝原水道、こうげ、大同設備工業、丸三建設、広成工業、中水設備、宮原工業、三宅水道、キノウエシステム以上11社
建建倉第72号		藤戸町天城配水管移設工事その5	6,609,750	6,405,000	96.90	電建工業	三宅建設、電建工業、クラカン、丸三工事、中水設備、キノウエシステム、エイト管工、早島設備、大村建設以上9社
建建倉第75号		藤戸町天城配水管移設工事その6	8,673,000	8,400,000	96.85	キノウエシステム	酒井工業、信江工業、榑原建設、司工業、丸三建設、宮原工業、キノウエシステム、早島設備、榑村設備以上9社
建建倉第76号		中庄排水管移設工事その3	5,923,050	5,743,500	96.97	榑村設備	貝原水道、こうげ、大同設備工業、広成工業、中水設備、宮原工業、浜設備、榑村設備、山川設備以上9社
建建倉第79号		福井配水管移設工事その2	1,639,050	1,596,000	97.37	エイト管工	エイト管工、山川設備、船倉水道設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上5社
建建倉第80号		中島排水管移設工事	4,484,550	4,357,500	97.17	江口設備	江口設備、エイト管工、山川設備、船倉水道設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社
建建倉第83号		笹沖配水管移設工事その4	995,400	966,000	97.05	山川設備	エイト管工、山川設備、船倉水道設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上5社
建建倉第84号		藤戸町天城配水管移設工事その7	11,565,750	11,235,000	97.14	クラカン	酒井工業、三宅建設、榑原建設、クラカン、司工業、中水設備、宮原工業、キノウエシステム、早島設備、榑村設備以上10社
		小計	430,480,050	419,270,250			

水島	建建水第6号	呼松1丁目配水管移設工事	5,001,150	4,851,000	97.00	あいおい設備	あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業以上5社
	建建水第11号	連島町鶴新田配水管移設工事	6,511,050	6,300,000	96.76	岡山エイケン工業	インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業以上8社
	建建水第23号	連島町西ノ浦配水管移設工事	12,871,950	12,600,000	97.89	岡山ホーム管工	インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上8社
	建建水第27号	連島町連島配水管移設工事	938,700	924,000	98.43	谷川工業	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上5社
	建建水第28号	福田町古新田配水管移設工事	10,168,200	10,080,000	99.13	山陽技研	インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上8社
	建建水第34号	松江1丁目配水管移設工事	1,936,200	1,900,500	98.16	朝日設備工業	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上5社
	建建水第41号	福田町浦田配水管移設工事その2	11,043,900	10,867,500	98.40	あいおい設備	インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上8社
	建建水第46号	福田町浦田配水管移設工事その3	15,775,200	15,298,500	96.98	中国水道工業	インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上8社
	建建水第47号	福田町浦田配水管移設工事	14,307,300	13,755,000	96.14	インテック共和	インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上8社
	建建水第50号	広江6丁目配水管移設工事	16,869,300	16,359,000	96.97	岡山ホーム管工	インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上8社
	建建水第52号	広江6丁目配水管移設工事その2	17,230,500	16,695,000	96.89	岡山エイケン工業	インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上8社
	建建水第59号	連島町鶴新田配水管移設工事その2	3,995,250	3,874,500	96.98	あいおい設備	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上5社
	建建水第63号	連島町鶴新田配水管移設工事その4	2,770,950	2,688,000	97.01	谷川工業	佐伯建工所、オオウチ、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上5社
	建建水第71号	福田町古新田配水管移設工事その2	15,034,950	14,542,500	96.72	山陽技研	インテック共和、岡山ホーム管工、ミツワ設備工業、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上9社
	建建水第73号	連島町鶴新田配水管移設工事その3	11,456,550	11,109,000	96.97	中国水道工業	インテック共和、岡山ホーム管工、ミツワ設備工業、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上9社
	建建水第81号	連島町鶴新田配水管移設工事その5	2,630,250	2,551,500	97.01	あいおい設備	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上5社
		小計	148,541,400	144,396,000			
児島	建建児第15号	串田林配水管移設工事	7,185,150	6,961,500	96.89	中田設備	中田設備、幡多設備、富士水道、五洋工業、山水設備、児島配管、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
	建建児第17号	児島唐琴3丁目配水管仮設工事	3,953,250	3,832,500	96.95	富士水道	富士水道、五洋工業、山水設備、浜田工務店、三宅工業以上5社
	建建児第20号	下津井田ノ浦2丁目配水管移設工事	2,626,050	2,541,000	96.76	幡多設備	幡多設備、児島配管、楠本盛生堂、三宅工業以上4社
	建建児第25号	児島裨田町配水管仮設工事	3,865,050	3,748,500	96.98	中田設備	富士水道、山水設備、中田設備、五洋工業、浜田工務店、三宅工業以上6社
	建建児第33号	串田配水管移設工事	14,659,050	14,595,000	99.56	中田設備	富士水道、児島配管、山水設備、中田設備、幡多設備、五洋工業、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
	建建児第39号	下津井2丁目配水管移設工事	11,939,550	11,917,500	99.82	富士水道	富士水道、児島配管、山水設備、中田設備、幡多設備、五洋工業、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
	建建児第45号	児島裨田町配水管移設工事その2	5,085,150	4,935,000	97.05	児島配管	富士水道、児島配管、山水設備、中田設備、幡多設備、五洋工業、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
	建建児第64号	児島唐琴1、4丁目排水管移設工事	4,742,850	4,620,000	97.41	五洋工業	富士水道、山水設備、五洋工業、浜田工務店、楠本盛生堂、三宅工業以上6社
建建児第82号	児島唐琴3丁目排水管移設工事	2,684,850	2,625,000	97.77	楠本盛生堂	富士水道、山水設備、五洋工業、浜田工務店、楠本盛生堂、三宅工業以上6社	
	小計	56,740,950	55,776,000				
玉島	建建玉第5号	玉島八島配水管移設工事その2	7,365,750	7,140,000	96.94	コーワ設備	備陽工業所、テクノシラタニ、中国管工、富士興業、宗田工務店、コーワ設備、大島設備以上7社
	建建玉第8号	船穂町船穂配水管移設工事	2,753,100	2,667,000	96.87	佐伯建工所	佐伯建工所、オオウチ、せのお以上3社
	建建玉第10号	玉島八島配水管移設工事	13,195,350	12,789,000	96.92	テクノシラタニ	備陽工業所、テクノシラタニ、中国管工、富士興業、宗田工務店、コーワ設備、大島設備以上7社
	建建玉第12号	玉島上成配水管移設工事	6,219,150	6,027,000	96.91	富士興業	備陽工業所、テクノシラタニ、中国管工、富士興業、宗田工務店、コーワ設備、大島設備以上7社
	建建玉第14号	玉島柏島配水管移設工事	2,439,150	2,362,500	96.86	オオウチ	佐伯建工所、オオウチ、せのお以上3社
	建建玉第19号	玉島乙島配水管移設工事	4,683,000	4,536,000	96.86	谷川工業	丸三工事、クラケン、岡山エイケン工業、谷川工業、せのお以上5社
	建建玉第42号	船穂町船穂配水管移設工事その2	14,264,250	11,550,000	80.97	中国管工	備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
	建建玉第43号	船穂町船穂排水関して工事その3	7,660,800	6,380,850	83.29	せのお	備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
	建建玉第44号	玉島上成玉島柏島配水管移設工事	6,422,850	5,126,100	79.81	大島設備	備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
	建建玉第48号	玉島八島道口配水管移設工事	11,608,050	9,849,000	84.85	大島設備	備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
	建建玉第49号	玉島道口配水管移設工事	14,302,050	13,576,500	94.93	せのお	備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
	建建玉第53号	船穂町船穂排水管移設工事その4	5,799,150	5,617,500	96.87	せのお	備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
	建建玉第60号	玉島上成乙島排水管移設工事	10,876,950	10,542,000	96.92	備陽工業所	備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
	建建玉第62号	玉島柏島配水管移設工事	4,272,450	4,147,500	97.08	コーワ設備	宗田工務店、コーワ設備、谷川工業、岡山エイケン工業、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上7社
	建建玉第67号	玉島上成配水管移設工事	10,527,300	10,185,000	96.75	大島設備	備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
	建建玉第74号	船穂町船穂排水管移設工事その5	8,545,950	8,284,500	96.94	備陽工業所	備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
	建建玉第77号	玉島上成配水管移設工事その2	14,887,950	14,437,500	96.97	せのお	備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
	建建玉第78号	玉島八島配水管移設工事その3	5,818,050	5,638,500	96.91	大島設備	備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
		小計	151,641,300	140,856,450			
		787,403,700	760,298,700	96.35	(注)		

工事契約一覧表

水道管理課

工事番号	契約の種類	工事名	設計金額	落札金額	率	落札者	入札参加者
管建改第1号	指名競争入札	山地排水管改良工事	5,684,700	5,512,500	96.97	浜設備	大同設備工業、榑村設備、宮原工業、中水設備、浜設備、米田設備工業、キノウエシステム、早島設備、大村建設以上9社
管建改第2号		亀山から有城排水管改良工事	20,964,300	20,317,500	96.91	中水設備	酒井工業、信江工業、こうげ、貝原水道、三宅建設、クラカン、丸三建設、司工業、広成工業、三宅水道、大同設備工業、榑村設備、クラケン、宮原工業、中水設備以上15社
管建改第3号		茶屋町早沖排水管新設工事	2,133,600	2,068,500	96.95	中水設備	中水設備、早島設備、大村建設、佐伯建工所、オオウチ、以上5社
管建改第4号		中島排水管改良工事	15,540,000	15,225,000	97.97	江口設備	三宅建設、こうげ、丸三工事、クラケン、宮原工業、三宅水道、江口設備、エイト管工、山川設備以上9社
管建改第5号		鶴形2丁目排水管新設工事	1,489,950	1,459,500	97.96	米田設備工業	浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上5社
管建改第6号		松島排水管改良工事	3,743,250	3,664,500	97.90	佐伯建工所	早島設備、浜設備、米田設備工業、大村建設、日ノ出設備工業、佐伯建工所以上6社
管建改第7号		中庄団地排水管移設工事	7,085,400	6,982,500	98.55	貝原水道	貝原水道、大同設備工業、広成工業、中水設備、キノウエシステム、浜設備、榑村設備、米田設備工業、日ノ出設備工業以上9社
管建改第8号		加須山排水管移設工事	14,045,850	13,860,000	98.68	司工業	酒井工業、クラカン、司工業、中水設備、宮原工業、キノウエシステム、榑村設備、米田設備工業、大村建設、山川設備以上10社
管建改第9号		松島排水管改良工事	13,193,250	12,810,000	97.10	貝原水道	貝原水道、クラカン、大同設備工業、広成工業、早島設備、浜設備、米田設備工業、大村建設、日ノ出設備工業以上9社
管建改第10号		観音台団地送排水管改良工事第1工区	8,037,750	7,770,000	96.67	米田設備工業	中水設備、三宅水道、キノウエシステム、浜設備、榑村設備、米田設備工業、大村建設、山川設備、船倉水道設備工業、日ノ出設備工業以上10社
管建改第11号		観音台団地送排水管改良工事第3工区	36,330,000	35,175,000	96.82	大同設備工業	酒井工業、信江工業、備陽工業所、貝原水道、こうげ、インテック共和、クラカン、司工業、大同設備工業、丸三建設、広成工業、大島設備、中国管工以上13社
管建改第12号		片島町から連島町連島排水管改良工事	31,879,050	30,975,000	97.16	丸三工事	酒井工業、信江工業、貝原水道、こうげ、インテック共和、クラカン、司工業、大同設備工業、広成工業、テクノシラタニ、富士興業、丸三工事以上12社
管建改第13号		二子～松島排水管新設工事	32,805,150	32,025,000	97.62	司工業	酒井工業、信江工業、貝原水道、こうげ、インテック共和、クラカン、司工業、大同設備工業、岡山ホーム管工、丸三建設、広成工業、中国水道工業以上12社
管建改第14号		笹沖排水管改良工事	38,005,800	36,855,000	96.97	司工業	酒井工業、信江工業、備陽工業所、貝原水道、こうげ、インテック共和、クラカン、司工業、岡山ホーム管工、大同設備工業、広成工業、テクノシラタニ、大島設備、中国水道工業、富士興業、丸三工事、中国管工以上17社
管建改第15号		茶屋町排水管新設工事	2,810,850	2,730,000	97.12	大村建設	早島設備、大村建設、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上5社
管建改第16号		粒浦排水管移設工事	7,509,600	7,276,500	96.90	船倉設備工業	中水設備、宮原工業、キノウエシステム、榑村設備、大村建設、山川設備、船倉水道設備工業以上7社
管建改第17号		幸町鶴形1丁目排水管改良工事	28,872,900	27,930,000	96.73	貝原水道	酒井工業、三宅建設、信江工業、貝原水道、こうげ、クラカン、司工業、大同設備工業、広成工業、丸三工事、浜設備、米田設備工業、日ノ出設備工業以上13社
管建改第18号		西阿知町排水管移設工事	1,373,400	1,333,500	97.09	佐伯建工所	クラケン、江口設備、エイト管工、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社
管建改第19号		粒江排水管移設工事	8,825,250	8,715,000	98.75	山川設備	中水設備、宮原工業、キノウエシステム、エイト管工、早島設備、榑村設備、大村建設、山川設備、船倉水道設備工業以上9社
管建改第20号		福井から連島町連島電磁流量計設置工事	9,725,100	9,429,000	96.96	信江工業	三宅建設、信江工業、榑原建設、こうげ、電建工業、丸三建設、クラケン、宮原工業、江口設備、エイト管工以上10社
管建改第21号		粒浦排水管移設工事その2	6,742,050	6,531,000	96.87	中水設備	酒井工業、三宅建設、司工業、中水設備、宮原工業、キノウエシステム、榑村設備、山川設備以上8社
管建改第22号		粒浦排水管移設工事その3	4,498,200	4,357,500	96.87	オオウチ	中水設備、宮原工業、山川設備、佐伯建工所、関西プラスチック工業、オオウチ以上6社
管配給第1号		祐安東町流量測定ピット築造工事	2,215,500	2,152,500	97.16	中村工務店	サニー建設、中水建設、堀井建設、ふうりん、犬飼土木、朝倉龍水園、ティー・ティー・エム、中村工務店、アシベ、きんすいコーポレーション、黒川エンジニアリング以上11社
		合計	303,510,900	295,155,000	97.25		

全て1回で落札

工事契約一覧表

浄水課

工事番号	契約の種類	工事名	設計金額	落札金額	率	落札者	入札参加者
浄建改第1号	指名競争入札	船穂取水場取水ポンプ取替工事	11,259,150	10,710,000	95.12	電業社機械製作所	三菱重工業、日立製作所、荏原製作所、クボタ、西島製作所、電業社機械製作所、石垣以上7社
浄建改第2号		片島浄水場取水口防護設備設置他工事	6,977,250	6,720,000	96.31	ブリード湯谷	不二道路工業、ブリード湯谷、大浦建設、青江造園土木、丸三建設、宗建、セイブ建設、カスミ建設、児島産業、野田工務店、田辺工務店、片重建設以上12社
浄建改第3号		福井浄水場次亜塩素素室空調機取替工事	1,440,600	1,396,500	96.94	中国電業社	旭テクノプラント、中国電業舎、東陽電気、三恭電設、大竹工業、永井電工社、電工アベ、中西電気工事、ひだかや、大見電業以上10社
浄建改第4号		上成浄水場長尾送水ポンプ取替工事	28,227,150	26,250,000	93.00	電業社機械製作所	三菱重工業、石川島播磨重工業、日立製作所、荏原製作所、クボタ、西島製作所、電業社機械製作所、石垣、粟村製作所、鶴見製作所以上10社
浄建改第5号		福井浄水場取水井水位計取替工事	2,720,550	2,572,500	94.56	木原興業	川鉄電設、旭テクノプラント、三幸工業、太陽電機工業、中国電業舎、東陽電気、旭電気、木原興業、永井電工社、芝岡以上10社
浄建改第6号		四十瀬取水井取水ポンプ取替工事	4,336,500	4,200,000	96.85	渡辺機工	岡山電業、キショウ、備商、岡山機設、佐藤管材工業、双葉電機、芝岡、田中機電工業、川本、渡辺機工以上10社
浄建改第7号		片島取水ポンプ取替え工事	17,635,800	16,380,000	92.88	電業社機械製作所	三菱重工業、石川島播磨重工業、日立製作所、荏原製作所、クボタ、西島製作所、電業社機械製作所、石垣、粟村製作所、鶴見製作所以上10社
浄建改第8号		上成浄1tv設備更新工事	15,786,750	15,172,500	96.11	太陽電機工業	電通工業、川鉄電設、倉敷通信サービス、木原興業、旭電気、コスガデンキ、藤山電気工学社、太陽電機工業、西日本電業、エヌ・ティ・ティ・ネオメイ以上10社
浄建改第9号		西之浦配水池フェンス取替工事	1,501,500	1,419,600	94.55	電建工業	森産業、岡山道路興業、ブリード湯谷、電建工業、香川産業、岡山県道路管理、児島産業、野田工務店、瀬戸内ライン、ナカニコーポレーション以上10社
浄建改第10号		片島浄水場汚泥移送ポンプ設置他工事	3,335,800	2,940,000	88.13	岡山機設	田中機電工業、双葉電機、岡山電業、岡山機設、キショウ、川本、共和工業所、佐藤製作所、関西プラスチック工業、芝岡以上10社
		合計	93,221,050	87,761,100	94.14		

全て一回で落札

工事契約一覧表

水道建設課拡張工事

	契約の種類	工事名	設計金額	落札金額	率	落札者	入札参加者
倉敷	建拡倉第5号	片島浄水場送水ポンプ井送水ポンプ棟築造工事	639,227,400	624,750,000	97.74	大林中央建設JV	JV公募型
	建拡倉第7号	片島配水池敷地造成工事	397,531,050	384,300,000	96.67	青木建設	公募型
	建拡倉第11号	連島町西之浦から片島排水管新設工事	34,946,100	33,915,000	97.05	丸三工事	酒井工業、信江工業、備陽工業所、具原水道、こうげ、インテック共和、クラカン、司工業、岡山ホーム管工、大同設備工業、広成工業、テクノシラタニ、大島設備、中国水道工業、富士興業、丸三工事、中国管工以上17社
	建拡倉第12号	連島町西之浦から片島排水管新設工事第2工区	40,722,150	39,480,000	96.95	丸三工事	酒井工業、信江工業、備陽工業所、具原水道、こうげ、インテック共和、クラカン、司工業、岡山ホーム管工、大同設備工業、丸三建設、広成工業、テクノシラタニ、大島設備、中国水道工業、富士興業、中国管工以上17社
		小計	1,112,426,700	1,082,445,000			
児島	建拡児第3号	福江から木見排水管新設工事第2工区	13,702,500	13,282,500	96.93	浜田工務店	富士水道、児島配管、山水設備、中田設備、幡多設備、五洋工業、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
	建拡児第4号	福江から木見排水管新設工事第2工区	17,722,950	17,188,500	96.98	幡多設備	富士水道、児島配管、山水設備、中田設備、幡多設備、五洋工業、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
			小計	31,425,450	30,471,000		
玉島	建拡玉第1号	指名競争入札 玉島爪崎(船倉第2土地区画整理)排水管新設工事	2,910,600	2,782,800	95.61	丸三工事	丸三工事、クラケン、佐伯建工所、せのお以上4社
	建拡玉第2号	玉島爪崎(船倉第2土地区画整理)排水管新設工事	3,780,000	3,622,500	95.83	丸三工事	丸三工事、クラケン、佐伯建工所、せのお、オオウチ以上5社
	建拡玉第6号	玉島爪崎(船倉第2土地区画整理)排水管新設工事	7,058,100	5,717,250	81.00	備陽工業所	備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
	建拡玉第8号	玉島乙島排水管新設工事第1工区	24,782,100	24,045,000	97.03	富士興業	酒井工業、備陽工業所、クラカン、大同設備工業、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上11社
	建拡玉第9号	玉島乙島排水管新設工事第2工区	26,031,600	25,200,000	96.81	中国管工	酒井工業、信江工業、備陽工業所、司工業、広成工業、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上12社
	建拡玉第10号	玉島乙島排水管新設工事第3工区	26,854,800	26,040,000	96.97	信江工業	信江工業、備陽工業所、司工業、大同設備工業、広成工業、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上12社
	建拡玉第13号	玉島爪崎排水管新設工事第3工区	967,050	945,000	97.72	宗田工務店	宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上5社
			小計	92,384,250	88,352,550		
			1,236,236,400	1,201,268,550	97.17		

全て1回で落札

工事契約一覧表

水道建設課受

工事番号	契約の種類	工事名	設計金額	落札金額	率	落札者	入札参加者
倉敷	建受倉第3号	酒津配水管補強工事	4,938,150	4,788,000	96.96	江口設備	大同設備工業、宮原工業、浜設備、米田設備工業、キノウエシステム、エイト管工、江口設備以上7社
	建受倉第8号	藤戸町天城配水管仮設工事	2,024,400	1,995,000	98.55	オオウチ	早島設備、大村建設、山川設備、佐伯建工所、オオウチ以上5社
	建受倉第9号	堀南配水管仮設工事	1,881,600	1,837,500	97.66	山川設備	エイト管工、山川設備、船倉水道設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上5社
	建受倉第10号	水江排水管仮設工事	4,080,300	3,948,000	96.76	三宅水道	クラケン、宮原工業、三宅水道、江口設備、佐伯建工所、オオウチ以上6社
	建受倉第11号	中庄排水管仮設工事	7,764,750	7,528,500	96.96	早島設備	貝原水道、大同設備工業、広成工業、キノウエシステム、早島設備、浜設備、樺村設備、米田設備工業以上8社
	建受倉第15号	水江排水管仮設工事その2	3,379,950	3,276,000	96.92	日ノ出設備工業	クラケン、三宅水道、江口設備、米田設備工業、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上7社
	建受倉第16号	福井西富井配水管仮設工事	8,518,650	8,242,500	96.76	エイト管工	榊原建設、電建工業、司工業、中水設備、宮原工業、キノウエシステム、江口設備、エイト管工、樺村設備、山川設備以上10社
	建受倉第20号	西阿知四十瀬排水管仮設工事	3,440,850	3,328,500	96.73	佐伯鉄工所	クラケン、三宅水道、江口設備、エイト管工、船倉水道設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上7社
	建受倉第22号	八王子町排水管仮設工事	2,506,350	2,436,000	97.19	オオウチ	三宅水道、江口設備、浜設備、日ノ出設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上6社
		小計	38,535,000	37,380,000			
水島	建受水第13号	福田町古新田配水管仮設工事	673,050	651,000	96.72	朝日設備工業	谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業、佐伯建工所、オオウチ以上5社
	建受水第18号	連島町鶴新田配水管仮設工事	1,329,300	1,281,000	96.37	あいおい設備	あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上5社
			2,002,350	1,932,000			
児島	建受児第1号	指名競争入札 児島稗田町配水管仮設工事	非公表	1,045,800		三宅工業	富士水道、山水設備、三宅工業以上3社
	建受児第6号	児島唐琴3丁目排水管仮設工事	1,271,550	1,228,500	96.61	浜田工務店	山川設備、浜田工務店、三宅工業以上3社
	建受児第7号	児島稗田町配水管仮設工事その2	1,313,550	1,302,000	99.12	五洋工業	富士水道、山水設備、中田設備、五洋工業、浜田工務店、三宅工業以上6社
	建受児第14号	児島稗田町配水管仮設工事	1,058,400	1,029,000	97.22	中田設備	富士水道、山水設備、中田設備、浜田工務店、三宅工業以上5社
	建受児第17号	下津井1丁目排水管仮設工事	9,763,950	9,471,000	97.00	山水設備	富士水道、児島配管、山水設備、中田設備、幡多設備、五洋工業、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
	建受児第21号	児島唐琴4丁目排水管仮設工事	1,262,100	1,228,500	97.34	富士水道	富士水道、山水設備、五洋工業、浜田工務店、三宅工業以上5社
		小計	14,669,550	15,304,800			
玉島	建受玉第2号	船穂町船穂配水管仮設工事	非公表	892,500		せのお	佐伯建工所、せのお、オオウチ以上3社
	建受玉第4号	玉島上成配水管仮設工事	6,893,250	6,678,000	96.88	中国管工	備陽工業所、テクノシラタニ、中国管工、富士興業、宗田工務店、コーワ設備、大島設備以上7社
	建受玉第5号	玉島八島排水管仮設工事	2,916,900	2,824,500	96.83	山川設備	日ノ出設備工業、山川設備、佐伯建工所、せのお、オオウチ以上5社
	建受玉第12号	船穂町船穂配水管仮設工事その2	5,444,250	5,281,500	97.01	コーワ設備	備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
	建受玉第19号	玉島柏島配水管仮設工事	8,219,400	7,969,500	96.96	コーワ設備	備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
	建受玉第23号	玉島八島排水管仮設工事その2	2,369,850	2,289,000	96.59	せのお	宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上5社
		小計	25,843,650	25,935,000			
			81,050,550	80,551,800	96.99	(注)	

全て一回で落札

設計金額と落札金額の一覧表

児島営業所

工事番号	契約の種類	工事名	設計金額	落札金額	率	単価見積業者	落札業者	下請け業者	入札参加者
児建改第1号	指名競争入札	林地内配水管改良工事	728,700	703,500	96.54		中田設備		中田設備、富士水道、山水設備、三宅工業以上4社
児建改第2号		児島柳田町地内配水管改良工事	6,294,750	6,100,500	96.91		楠本盛生堂		中田設備、富士水道、山水設備、幡多設備、五洋工業児島営業所、児島配管、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
児建改第3号		児島元浜町地内配水管改良工事	13,539,750	13,125,000	96.94		楠本盛生堂		中田設備、幡多設備、富士水道、五洋工業児島営業所、山水設備、児島配管、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
児建改第4号		児島小川地内配水管改良工事	18,874,800	18,301,500	96.96		浜田工務店		中田設備、幡多設備、富士水道、五洋工業児島営業所、山水設備、児島配管、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
児建改第5号		葛谷加圧ポンプ場塩装置設置工事	892,500	840,000	94.12	関西プラスチック	関西プラスチック		田中機電工業、渡辺機工、双葉電機、岡山電業、岡山機設、川本、木原興業、佐藤管材工業、東邦産業岡山支店、関西プラスチック工業、芝岡以上11社
児建改第6号		児島通生地内配水管改良工事	13,193,250	12,810,000	97.10		幡多設備		中田設備、幡多設備、富士水道、五洋工業児島営業所、山水設備、児島配管、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
児建改第7号		児島味野城2丁目地内配水管改良工事その1	9,570,750	9,292,500	97.09		浜田工務店		中田設備、幡多設備、富士水道、五洋工業児島営業所、山水設備、児島配管、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
児建改第8号		児島味野城2丁目地内配水管改良工事その2	8,173,200	7,938,000	97.12		五洋工業児島営業所	幡多設備	中田設備、幡多設備、富士水道、五洋工業児島営業所、山水設備、児島配管、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
児建改第9号		児島下の町9丁目地内配水管改良工事第1工区	11,755,800	11,445,000	97.36		児島配管		中田設備、幡多設備、富士水道、五洋工業児島営業所、山水設備、児島配管、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
児建改第10号		児島下の町9丁目地内配水管改良工事第2工区	11,685,450	11,329,500	96.95		山水設備	富士水道	中田設備、幡多設備、富士水道、五洋工業児島営業所、山水設備、児島配管、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
児建改第11号		尾原地内配水管改良工事	4,550,700	4,436,250	97.49		三宅工業		中田設備、富士水道、山水設備、三宅工業、浜田工務店以上5社
児建改第12号		仙随高架水槽外追塩装置設置工事	4,167,450	4,042,500	97.00	関西プラスチック	関西プラスチック		田中機電工業、渡辺機工、双葉電機、岡山電業、岡山機設、川本、木原興業、佐藤管材工業、東邦産業岡山支店、関西プラスチック工業、芝岡以上11社
児建改第13号		児島味野2丁目地内配水管改良工事	6,706,350	6,562,500	97.86		幡多設備		中田設備、幡多設備、富士水道、五洋工業児島営業所、山水設備、児島配管、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
児建改第14号		児島味野4丁目地内配水管改良工事第1工区	11,742,150	11,445,000	97.47		楠本盛生堂	富士水道	中田設備、幡多設備、富士水道、五洋工業児島営業所、山水設備、児島配管、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
児建改第15号		児島小川3丁目地内配水管改良工事	12,939,150	12,558,000	97.05		浜田工務店		中田設備、幡多設備、富士水道、五洋工業児島営業所、山水設備、児島配管、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
児建改第16号		美野団地ポンプ場2号送水ポンプ取替工事	2,184,000	2,079,000	95.19	岡山電業	岡山電業		田中機電工業、渡辺機工、双葉電機、岡山電業、岡山機設、川本、木原興業、佐藤管材工業、東邦産業岡山支店、関西プラスチック工業、芝岡以上11社
児建改第17号		児島味野4丁目地内配水管改良工事第2工区	11,183,550	10,920,000	97.64		中田設備		中田設備、幡多設備、富士水道、五洋工業児島営業所、山水設備、児島配管、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
児建改第18号		児島柳田町地内配水管改良工事	5,972,400	5,796,000	97.05		児島配管		中田設備、幡多設備、富士水道、五洋工業児島営業所、山水設備、児島配管、浜田工務店、楠本盛生堂以上8社
児建改第19号		新児島団地ポンプ場制御盤取替工事	9,318,750	8,925,000	95.77	名興電機	旭テクノプラント		川鉄電設、琴浦電機、旭テクノプラント、岡山精電工業、東陽電気、名興電機、山陽電研、ダイシン電機、渡辺機工、川本以上10社
児建改第20号		田和加圧ポンプ場内整備工事	7,379,400	7,245,000	98.18		村間組		山陽舗材、ヨシミ建設、新栄テクノワークス、長尾工営、旭建設、土井建設、村間組、西山建設、萩野生光園、敷島土木以上10社
		合計	170,852,850	165,894,750	97.10				

児路1	道路予算	児島赤崎1丁目地内舗装復旧工事	12,048,750	9,036,300	75.00		ナイカイアーキット		ナイカイアーキット、三備道路、山陽道路、藤田工営、武和道路、白川工業、児松建設、新星道路、ニチエイクセンツ、中央道路、平成道路、アーバンロード開発工業
児配給1		児島宇野津地内水管塗装工事	306,600	294,000	95.89		合田博塗装店		合田博塗装店、瀬戸内塗装、クラコー、バンガードサイカイ、関西防水工業、大平塗装、島津塗装、山陽塗装、光耀、三宅塗装工業

設計金額と落札金額の一覧表

玉島営業所

工事番号	契約の種類	工事名	設計金額	落札金額	率	単価見積業者	落札業者	下請け業者	入札参加者
玉建改第1号	指名競争	玉島乙島(E地区)配水管新設工事	11,211,900	10,867,500	96.93		宗田工務店		備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、以上7社
玉建改第2号		玉島(中潟)配水管移設工事代1工区	3,913,350	3,822,000	97.67		コーワ設備		宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上5社
玉建改第3号		玉島柏島(勇崎加圧ポンプ場)水中ポンプ取替え工事	39,133,500	36,750,000	93.91		三菱重工業		荏原製作所、クボタ、西島製作所、電業社機械製作所、日立製作所、三菱重工、石垣以上7社
玉建改第4号		玉島富士郡配水池水位計取替え工事	1,797,600	1,732,500	96.38		太陽電機工業		川鉄電設、琴浦電気、旭テクノプラント、太陽電気工業、中国電業社、東陽電気、木原興業、田中機電工業、渡辺機工、川本以上10社
玉建改第5号		玉島阿賀崎配水管改良工事	1,848,000	1,806,000	97.73		オオウチ		宗田工務店、コーワ設備、せのお、佐伯建工所、オオウチ以上5社
玉建改第6号		玉島柏台2丁目配水管改良工事	26,015,850	25,200,000	96.86		コーワ設備		備陽工業所、こうげ、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、丸三工事、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上10社
玉建改第7号		玉島柏台3丁目配水管改良工事	27,566,700	26,670,000	96.75		宗田工務店		備陽工業所、こうげ、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、丸三工事、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上10社
玉建改第8号		玉島柏台1丁目配水管改良工事	23,789,850	23,047,500	96.88		大島設備		信江工業、備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、丸三工事、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上10社
玉建改第9号		玉島道口配水管改良工事	14,233,800	13,755,000	96.64		中国管工		備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
玉建改第10号		玉島道口配水管新設工事	16,060,800	15,540,000	96.76		テクノシラタニ		備陽工業所、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上8社
玉建改第11号		玉島乙島(E地区)配水管改良工事	25,055,100	24,255,000	96.81		テクノシラタニ		信江工業、備陽工業所、貝原水道、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、丸三工事、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上11社
玉建改第12号		玉島(中潟)配水管移設工事第2工区	27,637,050	26,880,000	97.26		丸三工事		信江工業、備陽工業所、貝原水道、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、丸三工事、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上11社
玉建改第13号		玉島(中潟)配水管移設工事第3工区	13,308,750	12,915,000	97.04		富士興業		信江工業、備陽工業所、貝原水道、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、丸三工事、中国管工、宗田工務店、コーワ設備、せのお以上11社
		合計	231,572,250	223,240,500	96.40				

コメント

全て1回で落札

設計金額と落札金額の一覧表

水島営業所

工事番号	契約の種類	工事名	設計金額	落札金額	率	予定価格	率	変更契約額	単価見積業者	落札業者	下請け業者	下請金額	入札参加者
水建改第1号	指名競争入札	神田4丁目配水管改良工事	18,580,800	18,007,500	96.91	18,200,000	98.94			インテック共和	信江工業		インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業以上8社
水建改第2号		浦田高架水槽水位計取り付け工事	1,533,000	1,480,500	96.58	1,533,000	96.58		木原興業	川鉄電設			川鉄電設、琴浦電気、東陽電気、木原興業、渡辺機工以上5社
水建改第3号		水島西栄町配水管改良工事第1工区	16,737,000	16,401,000	97.99	16,737,000	97.99	15447600		中国水道工業			インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業以上8社
水建改第4号		水島西栄町配水管改良工事第2工区	11,438,700	11,287,500	98.68	11,438,700	98.68			朝日設備工業			インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業以上8社
水建改第5号		水島海岸通2丁目配水管改良工事	12,051,900	11,865,000	98.45	12,051,000	98.46			あいおい設備	信江工業		インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業以上8社
水建改第6号		中畝6丁目配水管改良工事第1工区	13,804,350	13,650,000	98.88	13,804,350	98.88			岡山エイケン工業	谷川工業	5040000	インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業以上8社
水建改第7号		中畝6丁目配水管改良工事第2工区	14,536,200	14,280,000	98.24	14,536,200	98.24			山陽技研	朝日設備工業	4284000	インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業以上8社
水建改第8号		広江7丁目雇用促進住宅ポンプ場ポンプ取替工事	2,268,000	2,152,500	94.91	2,268,000	94.91			渡辺機工			田中機電工業、渡辺機工、双葉電機、岡山電業、岡山機設、備商、川本、佐藤管材工業、旭テクノプラント、関西プラスチック、芝岡以上11社
水建改第9号		福田奥谷ポンプ場種松山1号ポンプ取替工事	3,041,850	2,479,050	81.50	3,041,850	81.50			渡辺機工			田中機電工業、渡辺機工、双葉電機、岡山電業、岡山機設、備商、川本、佐藤管材工業、旭テクノプラント、関西プラスチック、芝岡以上11社
水建改第10号		連島町西浦配水管移設工事その2	4,397,400	4,263,000	96.94	4,397,400	96.94			谷川工業			あいおい設備、山陽技研、谷川工業、岡山エイケン工業、朝日設備工業以上5社
水建改第11号		亀島1丁目配水管改良工事	20,381,550	19,740,000	96.85	20,381,550	96.85	19998300		谷川工業			インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業、信江工業、丸三建設以上10社
水建改第12号		亀島1丁目配水管改良工事第2工区	22,273,650	21,525,000	96.64	22,273,650	96.64	20953800		朝日設備工業			インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業、信江工業、丸三建設以上10社
水建改第13号		水島明神町配水管新設工事	5,011,650	4,809,000	95.96	5,011,650	95.96	5240550		あいおい設備	信江工業	1963500	インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業以上8社
水建改第14号		福田町福田配水管移設工事	1,900,500	1,837,500	96.69	1,900,500	96.69			あいおい設備	信江工業	136500	あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業以上5社
水建改第15号		水島西やよい町配水管改良工事	19,407,150	18,795,000	96.85	19,407,150	96.85	19127850		朝日設備工業			インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業、ミツワ設備工業9社
水建改第16号		中畝1丁目から南畝3丁目配水管移設工事	4,713,450	4,567,500	96.90	4,713,450	96.90			谷川工業			あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業、ミツワ設備工業6社
水建改第17号		水島西弥生町から寿町配水管改良工事	19,246,500	18,637,500	96.84	19,246,500	96.84	17624250		朝日設備工業			インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業、ミツワ設備工業9社
水建改第18号		連島町西浦配水管移設工事その3	39,478,950	38,272,500	96.94	39,478,950	96.94			岡山ホーム管工			インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、酒井工業、三宅建設、備陽工業所、貝原水道、こうげ、クラカン、司工業、大同設備工業、広成工業、テクノシラタニ、大島設備、富士興業、中国管工、信江工業、丸三建設以上18社
水建改第19号		連島町連島配水管新設工事	6,700,050	6,499,500	97.01	6,700,050	97.01			谷川工業			インテック共和、岡山ホーム管工、中国水道工業、あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業、ミツワ設備工業9社
水建改第20号		連島町西之浦配水管移設工事	1,189,650	1,155,000	97.09	1,189,650	97.09			あいおい設備	信江工業	1733	あいおい設備、山陽技研、朝日設備工業、岡山エイケン工業、谷川工業、ミツワ設備工業6社
		合計	238,692,300	231,704,550	97.07		#DIV/0!						

コメント

全て1回で落札